

國民參政の機關であることを熟知せられる博士によつて、『諮問機關と議決機關』との間に『大なる溝渠』のあることも留意せられず、またこのやうな『民衆を背景としない議會』が『封建議會』及び『官僚議會』と名づけられ、このやうにして日本憲政の成立が『最初から既に歪められた』形態に於いて發達してきたと指摘されたことは、まことに適確であつた。<sup>(五九)</sup>

しかるに、公論思想は右にのべたやうに一般民衆の輿論意志に従ふといふ現れかたをなし、公論思想の本質的な國民的統一國家の確立といふ意味はかへつて自覺されずして、民衆の意志に従ふといふ民本主義的な思想としてのみ取りあげられた。それ故に、議會政治が人民參政の要求に發したものであつたことを認識するに至つて、公論政治思想はさうした民選議會の開設を要求する民衆の聲として、在野自由民権論者の論據とされるに至つたのである。博士が指摘されるやうに、まさに、『萬機公論は、ここに至つて三度その位地を替へたのである』<sup>(六〇)</sup>。しかしながら、當初より民衆の政治的自覺を背景とするものではなかつた公論政治思想が、まさに皇政復古の實現期に於いて、歐米の專制王權に反逆するデモクラシー的要求に發する近代的議會の開設を要請する運動の論據とされるに至つたことは、ほとんど解すべからざる不可思議事ではなければならなかつたはずである。いふまでもなく、明治七年一月の民選議院設立の建白はその發端をなしたものであつた。この建白書の起草に關する有名な副島種臣の談話、即ち、古澤滋の草案の眼目が『君主專制を咎め、之に代ふるに議院政治を以てせむことを望む』といふにあつたに對し、君主專制を有司專制と改刪せしめたと

いふ副島種臣の談話を想起しても、<sup>(六一)</sup>「觀方に依りましては幕末の勤王運動の繼續が初期の政黨運動、自由民権運動とみることは、<sup>(六二)</sup>断じて許されざるものでなければならなかつた。後年板垣退助が東海曉鐘新報主宰土居光華に口授せる「自由黨の尊王論」は、『此一篇、直ちに自由黨の全精神を發揮して秋毫の遺憾なき所にして、亦た寔に不朽の文字たるを欺かず、天下後世見て彼此相較し以て功罪の斷案となすに足らん』と斷言して憚らざるものであるが、『吾黨が平生自由を唱へ權利を主張する者は、悉く仁慈 皇帝陛下の詔勅を奉じ奉り、一點私心を其間に挟まざる者なり、是を本居平田の陋教を奉じ、聖勅に戻り、頑固自ら信じ、舊時の陋習を脱せざる者に比すべけん哉』と宣言し、『其君臣各其權限を守り、敢て擅權壓抑の事なく、君民上下自由政治の間に逍遙するに在りし』<sup>(六三)</sup>「英帝の尊榮を保たしめんと欲する者」、それが自由黨に凝集せられた議會主義運動であつたのであれば、それをしも尊皇精神の繼續であるとはたれかよく斷言しうるであらうか。その自由黨と相並立した改進黨の尊王論もまた同様に、『君主自から出で、行政の責に當り、萬般の政務皆な其責に任ずるは、徒らに民人怨望の府と爲るのみにして、決してその尊榮を無窮に保持し給ふ所以に非ず』と小野梓の公言して憚らなかつた『英國の凡例に倣ひ、共に其利益を受くべきなり』といふ『勤王論』にほかならなかつた<sup>(六四)</sup>勤王論<sup>(六五)</sup>。

だがしかし、『君臣の大義を主とする』尊皇の精神の傳統を忘れざるものにとつては、それは『繼續』ではなくして實に『轉換』であるといふことは明瞭であり、『政權の武門に歸するは適ま天朝の悠久なる所以なり、



政權の天朝に歸するは適ま天朝の危き所以なり」といふ「順天録」の尊皇論への『逆轉』であることさへ論斷しえるではないか。『今日の景況は丁卯の冬同様の時體に少も異なる事なく、何れが敵何れが味方なるを知らず』と大久保利通が民選議院設立の建白直後に五代友厚に宛てた書翰は、意味實に深長なものがあるのである。大久保利通。しかしながら、重大な問題は、かかる『轉換』があたかも『繼續』なるかの感をもつて行はれるに至つた所以が、はたしてどこにあつたかといふことである。解すべからざるこの『轉換』が、何故に必然的發展であるかのごとくに思惟せられ行動せられて、爾來ひとをしてここに疑惑を入れしめなかつたかといふ問題こそ、眞に重大である。

『先づ諸藩諸侯から公卿に至るまでの疑惑不安を一掃するとともに、他方「萬民を撫御し海外各國と對峙することを得」るための鞏固な統一政府の確立すること、すなはち内部的諸對立の調整、諸藩の地方的諸權力の克服によつて、ひろく被治者に對し、また、壓迫せられつゝあつた對外資本主義諸國に對し、強力に對抗し得べき確乎たる統一的中央集權的帝國へ自己を完成すること、これが、明治新政府當面の最大緊急課題であつた』——五箇條の御誓文に於いて高く顯揚せられた萬機公論の思想は、かかる方針の宣明でありかかると努力の表現であつて、決して近代的デモクラシーの思想ではありえなかつたことは、さらに鈴木安藏氏によつても一層徹底的に指摘されてゐる。<sup>(六四)</sup>結局に於いて、その『極めて淵源遠く且つ用意周到』であつたところのこの主潮が、新しく展開された資本主義的諸情勢の進展を基底とするデモクラシー的自由民權運動の諸

潮流を壓して、遂に自己の意圖を實現したところに、わが憲政の成立史的特色がある、と鈴木氏は結論されてゐるやうである。<sup>(六五)</sup>一體自由民權運動の諸要求は、壓倒的に多かつたのは英國的立憲制の主張であり、國民主權的色彩強き立憲制を要求した立志社等の運動ですらも立憲君主制の導入を希望したのであつて、共和制のごときを要求せるものはすくなくとも一定の政治結社を形成するには至らなかつたのであるが、『その最も穩健なる主張といへども、全く明治政府の容るゝところとはならなかつた』のである。<sup>(六六)</sup>大隈重信によつて代表された英國的立憲制が廟堂に於いて廓清された明治十四年の政變以來、國體本位、君權至上主義を主張せる岩倉右大臣の基本主義によつて、國約憲法論、英國的主憲制、乃至は徹底的な民主主義的一院制、主權在民的憲法論等は『全く克服され』、あくまでもその基本主義に立脚してわが憲法政治は成立した。かかる基本主義の憲法を制定すべく、伊藤博文は十五年三月憲法調査のために渡歐し、プロシヤ憲法にその典型をみいだしたのであるが、その年の十一月ごろベルリンに於いて書いたかの有名な書翰に、『我維新以來十五年間の活歴史、實に君徳を汚し後世の嘲を殘すの迹少からず、要するに樞機に參する者、奉上仕重の心篤からざるに依ると謂はざるを得ず、苟も一旦大臣の地位を汚すもの一朝冠を掛くれは忽ち黨を結び、節を變し敵對の地位に立ち、傲然として帝命に逆ふを甘んず、而して反旗を掲げ干戈を動かし、王政を擾る者は、天誅踵を旋さすと雖、異を唱へ治を妨げんとする者は、今尙ほ無しと謂ふへからず、是れ國家の始終を謀るの赤心不足なるに出るか、抑亦歐州の學問政治風俗人情を誤解するの致す所に出るか、一世の頭角を現はし、人臣の



榮を極むる者、既に此の如し、民間に在て促踴事理に通ずる能はざる者、推して知る可し』と喝破し、或はまた昂然として、『必竟彼是と名稱を設けて理窟らしきことを首唱し、世の衆愚を籠絡し衆力を假らんと欲するの外なしと雖、抑も國家を經理せんと欲する者一定の見識なく、青年書生が漸く洋書のかじり讀みにて拈ねり出したる書上の理窟を以て萬古不易の定論なりとし、之を實地に施せんとするが如き淺薄皮相の考にて、却て自國の國體歴史を度外に置き無人の境に新政府を創立すると一般の陋見に過ぎざる可し』と論破し、佛國的共和政治はもとよりのこと、英國的議會政治に對してすら、

今の識者政體を論ずる者多くは、英國の議會政府を以て模範と爲さんとす、而して又自から云、帝室を重んずと、蓋し議會政府を創置せんとするか、帝權を減削せざるを得ず、帝權を重んぜんとするか、議會政府を用ふる能はず、愚惟らく識者の見、民權共和に偏重して、立君憲法政治に反すと、若し識者の言をして、皇室を重んずるものとせば、恰も頼襄が所謂頼朝が幕府を鎌倉に創めたるは、奸雄をして永く皇位を窺竅の心を絶せしむと云に殊ならず

と看破したところの、『一言に要約すれば、比類なき鞏固なる君權至上主義』が伊藤博文渡歐以後に於けるわが帝國憲法制定の『根本方針』であつたとすれば、わが國の立憲制度はかくして『搖ぎなく確立された』ところの『天皇親裁主義』を基本とする制度なのであつたわけである。<sup>(六七)</sup>

それにもかかはらず、デモクラシー的議會を要求し、英國的主憲制を主張し、主權在民を唱へる自由民權

論が、公論思想を論據として至るところに蔓衍し壯年少年輩の心頭に浸潤して、測るべからざる禍機を醸成したことは、否定すべからざる事實であつた。『今日の形勢を察するに、憂愁無聊の徒、始めは其不幸の氣を洩して快を一時に取らんと欲し、口辯紙筆を利器として百方無智の人民を煽動せり、次て其勢漸く増長し其力稍々猖獗なるに至てや、猛然として我取て以て代るの念を生し、只管官府に抗敵し施政の障礙を爲さんことを是れ務め、終に復た收束し易からざるの形勢に馴致せり、是を以て其演說場に説く所、新聞紙に論ずる所、専ら罔上犯分を事とし、樹黨營私至らざる所なし、思ふに佛蘭西革命の前時と雖も、恐らくは此形勢を距る、甚た遠からざるへし』と慨嘆し、『二千五百三十餘年確然不易の國體をして一變復た回す可らざらしむるの』虞れあることを指摘して明治十五年十二月府縣會中止の意見書を提出した岩倉具視の嘆息は<sup>岩倉公、時實紀</sup>、弊の核心を衝くものあつたことは事實である。『我維新以來十五年間の活歴史、實に君徳を汚し後世の嘲を殘すの迹亦少から』ざりしことは、確かであつたのである。實際、『國會開設、自由民權を叫ぶ聲は、全國に普く「幼童婦女子も口に民權國會などの文字を唱するに至りければ、紀律嚴肅なる軍人と雖ども亦た之れに感染せずと云ふ可らず」<sup>戸田十誠、明治自沿革史</sup>と傳へられるごとき有様となつた』のである。それは、『時代の勢ひと言へばそれまでであるが、何がかゝる勢ひを招致したのであつたらうか』—鈴木安藏氏はこれに答へて—『封建專制時代には夢想だにしなかつた個人の自由と權利を要求し、國政への参加を主張せるは、けだし文明國家として發展する必然的過程だつたのである』<sup>(六八)</sup>と結論される。『封建制の瓦解の後に生じた近代諸國家は、



夫々の限りなく異なる諸形態をもつて發生し成長したにか、はらず、絶対制、制限君主制ないし身分別君主制（または聯邦的君主制）を経て立憲君主制、共和制等、デモクラシーの原理に立つ或ひはその原理を取捨せる諸形態を採つた』のであつて、『明治政府が庶民的政權でなかつたことの必然的な歸結として、その封建制克服は常に不徹底に妥協的にしか遂行されなかつた』けれども、『藩閥的集權的國家體制の一應の整備から續いて生じた必然的史的發展は、近代政治史の發展段階として確認されてゐる立憲政治への過渡だつた』のであり、さうしてかくして成立せる立憲政治はやがてまた、『我が國が必然的に辿りつゝあつた資本主義經濟組織に最も適應せる政治體制であつたのである』<sup>（六九）</sup>。

さうすると、鈴木安藏氏の見解に従へば、わが立憲政治は、近代國家の必然的に辿りつくべき『資本主義經濟組織に最も適應』し、『要約すれば資本主義經濟組織と不可分に結びついた』近代デモクラシーの原理の必然的展開として成立した政治體制なのであるか、それとも、そのやうなデモクラシーの諸潮流を『比類なき鞏固なる君權至上主義』によつて『全く克服する』ものとして成立した政治體制なのであるか、ひとは一應疑問を提起せざるをえないであらう。だが、『根本特質は我が國独自の國體を基礎として、かゝる近代的要素を取捨し採り入れて時運の進展に應ぜんとせる』にあつたと、氏は明快に答へられるであらう。そしてそれは常識的であるが、しかも、その近代的要素が單に採り入れられたのではなくして、その『克服』に於いて取捨受容せられたといはれることは、注目に値する。

しかしながら、問題は依然として未解決のままに残されてゐる。第一には、遂にかかる『君權至上主義』によつて『克服』されたのであるとしても、かつて『政權の武門に歸するは適ま 天朝の悠久なる所以なり、政權の 天朝に歸するは適ま 天朝の危き所以なり』とせられ、『天子は位は尊れども政事には豫らず』として保守せられた幕府の政治權、頼山陽のいはゆる『頼朝が覇府を鎌倉に創めたるは、奸雄をして永く皇位を窺窺の心を絶せしむと云』はれて固守せられた幕府政權を否認して、尊皇の大義にもとづく皇政に復古せんとした明治維新、その『名を棄てて實を採らん』とする幕府的公論政治をすら全面的に否定せんとした皇政復古の後、いまだいくばくもあらずして、『君臨すれども統治せず』てふ英國的議會政治が、『其君臣各其權限を守り敢て擅權壓抑の事なき』典型、『君主自から出で、行政の責に當り、萬般の政務皆な其責に任ずるは、決してその尊榮を無窮に保持し給ふ所以に非ず』といふ政治の模範として讃仰されるに至つたといふことへの逆行的轉換の歴史的意義を、『文明國家として發展する必然的過程』として認識することは、はたしてたやすく納得しうるものであらうか。『利國安民』が『君臣の大義を主とする』ことのうへに計られるべきであるとされた尊皇の實現の後にして、『民權を舒暢』し『君民の權限を定めん』といふ『尊王』が昂然として叫ばれた狀況は『集權的國家體制の一應の整備から續いて生じた必然的史的發展』の不徹底ながらも一類型として理解されうべき性質のものであらうか。そこには深刻にして重大なる政治思想史的『轉換』を看取する以外に、理解の道はないであらう。



第二には、わが立憲制度が近代的諸要素を採り入れて『全く克服』することに於いて成立したものであるとするも、その獨自なる欽定憲法の精神の則るべきものとして展開された政治の現實それ自體、さらには政治家思想家學者そして國民一般によつて解釋され行動せられた議會政治の實際が、はたして『君權至上主義』の傳統にかならず立脚してきたか、どうかといふ問題である。政治家思想家學者そして要するに國民一般がおのれみづからのうちに於いて歐米より借り來られたるデモクラシー的觀念を『全く克服』してきたかどうかといふ問題である。わが欽定憲法が眞に國體を基礎として制定せられた世界無比の憲法であるとしても、それを運用しそれを解釋しそれに對應する政治家や實業家總じて一般國民の觀念が、歐米的近代的デモクラシー的觀念を『全く克服』してゐなかつたのであれば、わが立憲議會政治が、事實上、依然としてわが國體に基礎をもつものであつたとは、斷じていへないのである。

まさしく、このやうに顧みきたるならば、『我が帝國憲法發布以來の五十餘年について見ても、帝國憲法の精神は決して十分に發揮されたとは言ひ得ないのである』——鈴木安藏氏の提言はまさに肯綮にあつてゐるであらう。<sup>(七二)</sup>だが、しかし、それは、それ以來『藩閥官僚の獨斷獨善』が除去されたか、それ以來『有司專制、言論抑壓、官尊民卑、民力過重負擔等の弊は、しからば書つて確信されたやうに除去されたであらうか』、それ以來『國民の權利を保護し、國民參政の實を擧げ、所謂國民輔翼の美果を達成し得たであらうか』、——といふやうな問題についてのみ追求されるべき疑問ではない。より本質的には、欽定憲法そのものに於

して『全く克服』されたものであつたはずの『近代的諸要素』が、現實の立憲政治に於いてはたして立派に清算されてきたかといふ、それは疑問でなければならぬのである。『全く克服』されたはずの近代的政治原理の根據に立脚して、いはゆる封建的弊害を除去すべきことを依然として主張せられるところに至つて、かへつてひとははじめて奥深き鈴木安藏氏の立場を洞見しうるのではなからうか。

『自由民權運動も普選も政黨内閣確立の護憲運動も、何れも、その目標の半ばは實現されずに終り、形態の上でかち得た若干の收穫だけでは畢竟封建制的弊害を一掃するに足らなかつたのであるが、それは我が國の社會經濟政治上の客觀性、これらの運動を負擔した政治勢力の本質が必然的にもたらしたところであつたのであるから如何ともし得ない史的現實であつた、そしてその範圍においては、それぞれ近代國家・立憲國家としての日本を一步前進せしめたのであるから、我々は徒らに死兒の齡を算ふるとき態度にとどまるべきではあるまい』<sup>(七三)</sup>——鈴木安藏氏は、しかし、この寛大さに於いて一體何を語らうとされるのであらうか。清算せられざる封建的弊害のうへに、克服されるべき歐米的弊害が二重に堆積されたところに、問題の核心が存したはずである。『死兒の齡』ではなくして、頑強に生き残らうとするこの積弊を自己清算して完全に克服することこそ、現下の根本問題である。しかも、このいはゆる『二重の弊習』の『根本原因』は、單に『我が國の政治道德の低さ、政治意識の未發達、立憲政治に對する理解の不徹底に求められる』<sup>(七四)</sup>べきものではなくして、更に明治以來の政治道德乃至は政治意識の混亂錯雜、わが國独自の立憲政治のいはれるところの



『根本主義』に對する自覺の不徹底そのことに求められなければならないのである。わが欽定憲法の『根本主義』が『資本主義經濟組織と不可分に結びついた』デモクラシー的政治原理を『全く克服』して『比類なく鞏固なる君權至上主義』を『搖ぎなく確立した』ところにあつたのであれば、——それは即ち明治維新の原理である尊皇の精神の傳統を繼ぐものにほかならないであらう、——歴史發展の必然性の理論の棲家に寄つて執拗に生き残れる『二重の弊習』を批判し克服することこそ、鈴木安藏氏の結論とならなければならぬはずである。何故に、しかし、鈴木氏はこの點に於いて驚くべく寛大であるのであらうか。わが欽定憲法したがつてわが立憲政治の『根本主義』が尊皇精神の傳統を固守する『君權至上主義』に存すべきことを立證しながらも、わが議會政治の弊害を英佛に於けるやうな立憲政治の發達の『古典的』な典型に對する『未成熟』さに讀みとらうとする理論に、ひとはかくして重大な矛盾を指摘しないわけにはゆかないであらう。わが皇國に於ける立憲政治の現實が堆積してきた『二重の弊習』は、従つて、單に近代的な立憲政治の原理を一層透明ならしめることによつて『克服』されうるものでないことは勿論、さらにマルキシズム的またはファシズム的原理の攝收によつて『二重の弊習』をさらに三重に堆積すべきでないことはいふまでもない。いはゆる『死兒の齡』いな既に死滅し去つたかにも見える積弊を徹底的に追究し、執拗に生き残れる積弊を尊皇の精神の傳統を明徴にすることによつて『全く克服』することこそ、依然としてその積弊を清算するにたる唯一の道である。二重三重に弊害の累積せられえたのは、皇國日本が『君臣の大義を主とし』、『萬古

不易なる 皇統を堅牢無比の柱とし、この 皇統を仰ぎまつるひたむきな尊皇の精神の傳統に國家の據つて立つ基礎の存することが忘却せられ、支那的そしてまた歐米的理論に眩惑せられ依存する思想の導入によつて、この獨自なる國家原理が混亂歪曲せられたからである。その棲家に巢喰ふものは、なんであるか。『天下滔々として傲慢暇逸、江山風月を以つて私有となし、また 日神の嗣の何物たるかを知らず、庶人はその一身を私して敢へて公役に奉ぜず、士夫はその一家を私して敢へて國難に殉ぜず、而して諸侯はその一國を私して敢へて王事に勤めず、苟も王事に勤めず、則ち内嬖幸を養ひ、外夷狄に與へて敗亡之れに従ふ』、——かつてこれであつた。そしていまもこれではないであらうか。

明治維新は、政治史の歐米主義的發展段階の理論に従へば、このやうにして近代的立憲政治への『過渡期』として位置づけられうるであらう。その『過渡期』としての性質は、しかも、その社會的地盤の未成熟さの故に『最初から既に歪められた』ところの『畸形的』なものとして解釋されうるであらう。或はまた『更に後の段階において起る』べき民主革命以前に於ける『神權説』<sup>七五</sup>を、その『政治理論』とする『專制君主政治』の樹立せられた『政治革命』として認識せられよう。しかしながら、皇政復古より自由民權論的デモクラシーの移植時代が生れるためには、『玉石共に焼く』といふ『思想上の大革命』が準備されなければならなかつた。政治原理を尊皇の精神の傳統に求むべき日本の立場からすれば、かかる發展動向は明瞭に極めて重大なる方向轉換であり、逆轉的轉換でさへある。さうであるとするれば、その重大な『轉換』が歴史の必然的發



展として納得せられ、久しくその『轉換』が日本の原理に對する否定的轉換にほかならぬことを自覺しえなかつた秘密は、一體どこにかくされてゐたのであらうか。表面的にいへば、それは萬機公論の思想が率然と支那的な民意輿論に従ふの意味であると解釋せられてきたからであり、そしてその公論政治思想がやがてまた率然と歐米的なデモクラシー思想と同様のものであると解釋せられてきたからである。この際、最も端的にこの轉換狀況を表明するものは、かかる意味に於いて、かつて支那的原理として粉砕された『天下は天下の天下なり』といふ民本思想の、デモクラシー的再現である。公論政治思想が本來國家主權に對する人民の民主主義的要求に發するものでは斷じてなく、歐米列強の東漸による國家的危機に直面して『日本全體の大』に目覺めしめられた國家的自覺の發露を意味するものであつたごとく、幕末以來喚起せられた『天下は天下の天下なり』といふ思想は、支那的な『天下爲公』の理論ではなくして、同様に國家的國民たるの自覺の發露としてこれを認識すべきものであつた。しかも、それがまた逆行して支那的民本主義に於いて解釋されるるとき、前述の重大な『轉換』は準備されるのである。『君主專制は、支那廿三史を通じて一貫した、支那が古より今日に至る迄、數千年の間、革命の常に絶えざる所以のものは、其の君主が天下を以て天下とせず、天下を一人の天下とするが爲めである、歐洲の君主國に於ても、路易第十四世が「朕は即ち國家なり」と云つて居るが如く、天下を私するを能事とする君主が尠なくなつた、是れ歐洲各國に於て、君主政治の衰へて共和政治の興つた所以の重なる主因の一である』——かくのごとく憲政運動の木鐸といはれた河野磐

州の傳記の著者が解釋して、『カイゼルが退位を餘儀なくされ、サールが帝冠を抛つて斷頭臺上に上りしは、何故であるか、是れ皆獨露兩帝が、平素君主としての天職と、元首としての道義を無し、天下を以て天下とせず、天下を一人の天下と爲すの過に座するのみである』と揚言し、憲政は即ち『民本主義を實行せる』ところの『君臣一致の政治』であると指摘して憚らなかつたことが、ここに想起せられてよいであらう。もし憲政が『天下をもつて天下の天下とする』政治であるとすれば、それはかかる原理を峻烈に批判して『天下をもつて一人の天下とする』ところにこそ日本的なる原理を認證しえた尊皇精神の傳統を打忘れた舊轍に逆轉するものといはねばならないのである。歐米的原理に依據してすくなくとも英國的王室の尊貴を理想としたといはれる議會主義政治理論が、支那的原理に依據して幕府主義政治が慣習的にそしてまた意識的に維持せんとしてきた立場の繼承として、批判せられるべき性質をもつものであつたことは、斷じて看過してよいものではない。

それでも、しかし、そのやうな逆行的轉換が、近代の國家への必然的發展運動として、とりわけ熾烈なる愛國心の發露として意識せられて怪まれなかつた所以は、一體どこにあつたのであらうか。けだし、支配權力に拮抗する人民自由の意識がやがて『外國支配』に抵抗する國家獨立精神の國民的基礎となるべき國民意識であるのであらうと考へられたこと、これである。『外國支配』に抵抗して國權を維持せんとする『獨立不羈』の精神こそは——『天子の尊萬古不易なる』國統を護持せんとする尊皇の精神から、人民隸屬の卑屈を脱却



して自主獨立を獲得せんとする自由の意識に至る間、據つて立つ原理支柱を異にこそすれ、——維新前後を一貫するところの強烈不屈なる民族的精神であつたが故に、かかる國家獨立精神の繼承のうちこの逆行的轉換は解消せられてきたといふこと、これである。そしてまた歐米列強の東漸に抵抗するにたる富國強兵の實現のためには近代的資本主義産業の急速なる移植を必要としたことは、『資本主義經濟の發展と密接不可分に結びついた』市民的自由の意識の早熟なる移植を促がしうる『思想界の大革命』の客觀的な地盤を準備せしめた。では、その社會的地盤はどのやうにして形成せられたであらうか。

これを要するに、祖國の『獨立不羈』を切願する耿々たる愛國心の繼承に於いて必然的發展として意識せられたところのこの『轉換』の本質は、『天下は天下の天下なり』といふ支那的原理の近代的再登場に於いて、明瞭適確に辨析せられるであらう。詮ずるところ、今日に於ける國民思想の紛糾混亂は、日本の原理と支那的及び歐米的原理の極めて難解なるしかたに於ける交錯混淆の累積のなかに淵源するのである。鈍重ながらもこの間に斧鉞を加へようといふのが本書究極の目的である。

## 註

- 一 尾佐竹博士「明治維新の幅」歴史教育 第六卷 第七號、近著「明治維新」に於いても、このことを再説してみられる（上卷、第一章、九頁以下）。
- 二 森谷秀亮氏は「明治維新の主潮」（歴史教育 第二卷 第七號）に於いて、『社會改造が單に内部の原因からばかり起

つたのでなく寧ろ外部から促進されたのに基づくがために、今や大變革は復古よりも寧ろ西洋文化模倣となつた」と説かれてゐるが、維新史の主潮をいづれにとるかによつて政治的經濟的社會的のすべての問題もまた種々議論が分れてくることは、贅言するまでもなからう。近著「開國より維新へ」に於いてもまた氏はこの立場をとられるものと思はれる。

- 三 尾佐竹博士「日本憲政史論集」第二章大政奉還の意義 六一頁。
- 四 尾佐竹博士「日本憲政史大綱」上卷 第一篇 第三章 七六頁。
- 五 尾佐竹博士「日本憲政史論集」前掲 大政奉還の意義 六〇頁。
- 六 尾佐竹博士「維新前後に於ける立憲思想」第六章 大政奉還と議會論 一四九頁以下。
- 七 岡田實氏「徳川幕府の大政奉還」歴史教育 第一一卷 第八號。
- 八 尾佐竹博士 前掲「大政奉還の意義」五七—九頁。
- 九 井野邊茂雄博士「徳川慶喜公の政權奉還に就いて」史學雜誌 第二六篇 第七號 九九頁。
- 一〇 「徳川慶喜公傳」卷二 第一章 二五二頁。卷五 附録第三 文書記録 二二七。
- 一一 同右 卷二 第一〇章 二四〇—二頁。
- 一二 同右 卷五 附録第三 文書記録 二一四。
- 一三 近來秋山謙藏氏が、總じて幕府政治をもつて 天皇中心の政治を征夷大將軍として輔翼したてまつるものであると繰返し論斷しようとする迎合的論說の謬妄を、いま事新しく説く必要はないであらう。畏友玉川治三氏の「尊攘論」はすでにこれを論破して明快である。



- 一四 福地源一郎「幕府衰亡論」第二章 二二六頁。
- 一五 「小笠原壹岐守長行」の著者は、兩閣老廢黜及び次に來る將軍辭職問題の直接の原因がこの九月二十八日付の大久保一藏の建白書にあることを論じ、「當時攘夷の成すべからざるを、經驗上最も能く覺悟したるものは、天下に唯薩長の兩藩あるのみ。此の藩にして今に彼の陳腐論を唱道するは、此の武器が猶幕府を攻撃するに銳利なるを知らばなり、たとひ彼れ等が銳利の武器を弄すればとて、之に應ずる實力あらば、積年の餘威を加へて、之を壓倒すること易々たらんも、機に臨んで變を制する英雄なく、豎子をして名を成さしめたるこそ遺憾なれ」と評してゐる（第六篇、三六一―二頁）。
- 一六 同右「小笠原壹岐守長行」第六篇 三六二―三頁。
- 一七 この間、慶喜は京都に在り、幕府が專斷兵庫開港に同意を示したことを深く憂慮し、大坂に於いては慶喜の行動に疑惑してゐた。この辭表には慶喜は關係しなかつたばかりでなく、家茂が慶喜への將軍職移讓を上奏したことは慶喜に對する正常な感情を表すものでは決してなかつたことは、維新史料編纂事務局の「維新史」の語るところである。
- 一八 大塚武松氏「幕末の外交」岩波講座日本歴史 九五―六頁。
- 一九 「徳川慶喜公傳」卷三 第二章 三七七頁以下。
- 二〇 「維新史」第四卷 第一六編 五四二頁。
- 二一 拙著「傳統復興」の第一編 皇國の傳統と幕末外交の危機に詳述した。参照を乞ふ。
- 二二 尾佐竹猛博士 前掲大政奉還の意義 五五頁。
- 二三 拙著「傳統復興」の第一編 皇國の傳統と幕末外交の危機。

二四 福地源一郎「懷往事談」一五七頁。

二五 同右 一八六頁。

二六 尾佐竹猛博士「維新前後に於ける立憲思想」第六章 大政奉還と議會論 一六三―四頁。

二七 尾佐竹猛博士「明治維新」上巻 第二章 三八―九頁。

二八 徳富蘇峰氏「近世日本國民史」第七二卷 奥羽戦争篇 二 東京日々新聞 昭和十六年十一月十五日付。

鈴木安藏氏「明治維新政治史」第五章 三三二頁。

二九 渡邊世祐博士「版籍奉還の端緒」史學雜誌 第五一編 第一號。

三〇 三上參次博士「版籍奉還に関する一問題」史學雜誌 第一五編 第六號。

三一 前掲論文。

三二 淺井清博士「明治維新と郡縣思想」第二章 版籍奉還と郡縣思想。

三三 それが佛國公使ロッシユや小栗忠順一派の目標であつたことは、拙著「傳統復興」第一編皇國の傳統と幕末外交の危機に詳述した。就中、慶應三年二月六日ロッシユが老中との對話に、「一、政府之御力を以外國之御交際を被遊海陸軍を十分御取立御取締相立候得者、諸侯は別段兵馬を養候に及不申候、海陸軍費用は莫大に御座候間、諸侯より差出させ候而相當に御座候、二、政府之御目的は諸大藩之權力を削るを肝要と致候、如何となれば藩屏強力なれば必四分五裂、國敗亡に至り、政府強力あれば一に歸せざるを得ず、海陸軍は政府にて十分全國を守る丈御養立相成候得ば諸侯は自己に海陸軍を置に不及、自から治め易に相成申候」と唱へてゐることが、「平山敬忠日記」やこの「淀稻葉家文書」にも所載があり、松平乘謨は板倉勝靜とともにロッシユと直接交渉に當つてゐるのであつて、この乘謨の



見込書がロツシユの意見に原據をもつこと明瞭である。

三四 浅井清博士「明治維新と郡縣思想」第一章 七三―四頁。

三五 同右 第二章 一六四―五頁。

三六 廢藩置縣については、封建制度に對する郡縣制度の思想が制度上の問題として考慮されてゐたことをも、勿論無視すべきではない。それは皇政復古論者たると幕府主義者たるを問はず、中央集權の必然性の前に立つた識者の一應同様に考へるところであつた。この間、明治四年五月二十三日の「太政官日誌」に、三田藩知事九鬼隆義が歸田を奏請せる上表文を載せてゐるが、そこには完全な郡縣制度實現の必要を力説し、「蓋し萬國に抗するの道、其要唯人民をして各自主獨立の境を得せしむるに在り、則一人の獨立は一國の獨立、一國の獨立は則天下の獨立にして、彼所謂世祿は大に人民獨立の道を妨げ、隨て人才登用の道も亦塞る可し、固より郡縣の體裁に於て、萬不可然者なり」といひ、みづから進んで「豊商に歸する」ことを許可せられんことを乞うてゐる。一藩の武士またこれに従つたが、これは種々注意すべき意味を含んでゐる。後に觸れるべき機會があらう。

三七 板垣退助「我國憲政の由來」「明治憲政經濟史論」所收一七三頁。

三八 渡邊幾治郎氏「明治史講話」第三章 九三及び九七頁。「日本憲政基礎史料」解説。「立憲政治の由來」二二頁。

三九 ペルリ來航に際してのこの處置が、公論思想の發達に劃期的なものであつたことは、福地源一郎が「幕府衰亡論」に特筆して以來、通説となつてゐることは當然である。尾佐竹博士もこのことを指摘して「幕府としては破天荒の所業である」といはれ、これを「時局の艱難に際し、デモクラシーの思想の横溢するは何れの國に於ても見る現象であつて、幕府も其根本政策に反して迄も全國の意見を求むるといふ時勢となつたのである」と説明してゐられるが、

（二）維新前後に於ける立憲思想（第二章、一五頁）、そこから現れた公論思想は決してデモクラチックなものではないことを以下にわたくしは指摘したい。もつとも、尾佐竹博士は幕末のそれを眞にデモクラチックなものとはせられてゐないことは、終始主張せられてゐるのであつて、この文章は文字通りに取るべきでないやうである。このことは後段に段々言及せられるであらうから、一言これを指摘しておくに止める。

四〇 この攘夷論の發展的意義は井野邊茂雄博士が「維新前史の研究」に於いて力説されたところである。

四一 『公』おほやけ』が『私』に對する『公』であると同時に本來日本に於いては、官、朝廷、さらに主權者としての天皇をさしたてまつるものであり、『國家』がまた同様に 天皇をさしたてまつつたといふ由來が、ここに極めて深い意味をもつて回想される。（牧健二博士「おほやけ（公）の理念」法學論叢 第四三卷 第五號 二九六頁以下参照）

四二 尾佐竹博士の劃期的な著書「維新前後に於ける立憲思想」特に第二章参照。それは「諮問機關と議決機關」との間が存在する『大なる溝渠』が無視せられたばかりではない、主權に對する人民の關係が全然考慮されてをらない。米人ブリヂメンの著して漢譯された有名な「海國圖志」の米國の部を單行本にした「聯邦志略」は米國をもつて「權在<sub>二</sub>庄民<sub>一</sub>、君供<sub>二</sub>其職<sub>一</sub>」の聯邦であるとしたが、それは米國人自身の説明であつて、かかる意味に於ける議會制度の認識は一般にはほとんどまつたく起つてはゐなかつたのである。

四三 尾佐竹博士「維新前後に於ける立憲思想」第四章「八三頁以下。福岡孝悌「五箇條御誓文と政體書の由來に就いて」『明治憲政經濟史論』所收）四四頁。

四四 小早川欣吾氏「明治法制史論」公法之部 第三編 二二〇頁以下。

四五 S. E. Satow; A Diplomat In Japan, 1921, p. 283.



- 四六 尾佐竹猛博士「日本憲政史の研究」第五章維新前に於ける憲法草案 一四六頁以下。
- 四七 同右一八三頁以下。
- 四八 「自由黨史」上巻 一三頁。
- 四九 尾佐竹猛博士 日本憲政史の研究 序文。
- 五〇 「大隈伯演説集」第二五 明治文明史上に於ける福澤翁 五三五—六頁。
- 五一 「河野磐州傳」第一章 第五章
- 五二 近刊の「小笠原壹岐守長行」傳は、慶應元年十月五日家茂の辭職上表をもつてせる條約勅許の奏請に對する四日夕刻より五日夜に至る薩藩大久保一藏以下三十餘名の會議をもつて、「今回藩士をして國家の大議に與らしめたる如きは、此の時既に專制政治を變じ、代議政治に革むる端緒を開きたるもの」であるといひ（第六編三七九頁）、家茂薨去後、同二年八月小倉城陥落し征長軍の前途に光明をみざるとき、慶喜が將軍名代として征長軍の處置に窮し、「此場合急速諸藩呼寄、見込も篤く聞届、利害得失論定の上、天下公論の歸着を以て進退可仕」と計つたことをもつて、また「是れ則ち專制政治を廢して合議政治を施さんと欲するもの、固より公平無私の見にして肯て間然する所なしと雖も、祖先傳來の勅業は爰に全く廢絶せりといはざるべからず」といつてゐることは（第八編五〇九頁）、見るところ確かに銳利なものがあるといふべきではあらうが、しかも、それは幕府擅制力の衰弱を物語るものといふべきも、近代的意味に於ける議會政治の端緒やうやく萌せるものと考へるならば、はなはだしい誤謬である。因に尾佐竹博士も近著「明治維新」（中巻第五篇六四九頁）に於いて、この事件の「萬機公論の御誓文となる時潮の遠因である」ことを注目してゐられる。

五三 内田繁隆氏「日本政治社會思想史」第一章 三八四頁。

- 五四 大石義雄氏はその著書「公論統治原理」に於いて、「統治者が一般國民をして統治に参加せしめるものとして行はれる國家統治の形式」、即ち「一般國民が國家意思成立の過程に参加する」といふ形式を、公論統治の定義となし、これをもつて外國のデモクラシーに相當すると解釋し、現今のわが國もまた、「天皇が、其の國家統治の方法として、國家統治に一般國民を参加せしめて行はせたまふの統治」、即ち「天皇が國民全體の翼賛に依つて行はせたまふの統治」、即ち公論統治の國家であると断定せられる。さうしてそれは「憲法に依つて定まる」のであるが、その「根據」は五箇條の御誓文であるとせられる。かかる公論統治原理は獨裁統治との差別を意味するのみであつて、「全體主義即ち統制主義、又は個人主義即ち自由主義と直接の聯關はない」といふ單なる理論上の概念である。しかも、氏によれば、「公論統治は國民の自由と平等を保障することを目的とする」といふ意味に於て、公論統治の概念要素として傳統的なもの、自由と平等である」といはれるが、自由と平等とをその概念要素として個人主義即ち自由主義と直接の聯關をもたないデモクラシーは、歴史上いづこに存在したのであらうか。もし御誓文の公論思想がやはり傳統的に自由と平等とをその概念要素としたものであつたといはれるならば、誤謬これより大なるはないであらう。ましていはんや憲法發布の御誓文に「臣民翼賛の道を廣め」と仰せられた御本意が、デモクラシー思想にひとしいといはれるならば、背反もはなはだしい。それはわが國本來の歴史的に育成せられた公論思想とまた歐米に於いて歴史的に發生せるデモクラシーとを、その歴史的本質に於いて認識せずして理論構成せられるの所爲にいづる本質的誤謬である。

五五 植原悦二郎氏「日本民權發達史」二六一—四二頁。

- 五六 普及版「維新前後に於ける立憲思想」下巻に收められた昭和四年一月史學會に於ける講演「明治維新の憲政史的意



義」と、昭和十二年刊行の「日本憲政史論集」に收められた論文「明治維新の憲政史観」とを比較するならば、このことは確かにいひうると思ふ。

- 五七 前掲「維新前後に於ける立憲思想」第二章 一五・六頁。  
 五八 前掲「日本憲政史大綱」上巻 第一編 第四章 一三五頁。  
 五九 かかる博士の見解は「日本憲政史論集」所收の論文「明治維新の憲政史観」に最も明瞭に現れてゐる。  
 六〇 前掲「日本憲政史大綱」上巻 第一編 第四章 一三五・六頁。  
 六一 大津淳一郎氏「大日本憲政史」第一巻 七八六頁。  
 六二 尾佐竹猛博士 前掲論文「明治維新の憲政史観」六頁。  
 六三 「自由黨史」上巻 五六五頁以下。後述することく、それならば、それはむしろ幕末佐幕運動の繼續であるとも「觀方によつては」いひうるであらう。ここに想起されることは、「もしほぐさ」第二八篇慶應四年十月二十八日に一米國人が、「開化の二字をおもんじたまはんに」は、天皇陛下とは「おひく」に神のみするにて人るゐとはかはりたまふなどいへる辭言をいはず、民の父母たることをわすれ給はず、よきまつりごとをしきたまふにおいては、あやしきたび寢のわが輩にまで、大ひなるさいはひならんかし」といへる記事を掲載してゐることであらう。  
 六四 鈴木安藏氏「日本憲法史概説」第一章 一七頁。  
 六五 鈴木安藏氏が「日本政治の規準」の第一章制定史的に考察せる帝國憲法の根本主義に力説されるところ、即ちこれである。  
 六六 鈴木安藏氏「明治維新政治史」第三章 四四〇頁。

- 六七 前掲「制定史的に考察せる帝國憲法の根本主義」八九頁以下。  
 六八 前掲「明治維新政治史」第三章 四五三・四頁。  
 六九 同右 四三六・七頁。  
 七〇 前掲「日本政治の規準」序章日本政治の規範帝國憲法 一四頁。  
 七一 同右 第四章 現代日本政治の動向と課題 二九二頁。  
 七二 同右 二九六頁。  
 七三 同右 二九七頁。  
 七四 同右 第三章我が立憲政治の缺陷と特質 二四四頁。  
 七五 「明治維新は「王政復古」と云ふ大義名分によつて行はれた政治革命である。それは決して西洋において第十八世紀以後に起つてきたやうな、民主革命に相當するものではなく、それに先んずる民族國家王政樹立の革命であつて、それは「民族革命」又は「國民革命」とよばれるべきものに相當してゐる。すなはち民族國家創生のための政治革命である。民主革命は、更に後の段階において起る政治革命である。』『民族國家の第一段階は、専制君主政治である。この専制君主政治の政治理論こそ、神權説であつて、「朕は國家なり」、又は「勅命は神意なり」、したがつて「國法は神法なり」と云ふ觀念の上に立つてゐる。(中略)日本では前章で述べたやうに、國學並びに神道教理のうちに、右と同じやうな思想が發達し、尊王倒幕の理論を作りあげたのであつたが、(中略)この神權説の時代は、充分に基礎を据ゑることなしに、ただ徳川氏の封建制から、明治二十二年の立憲政治に至る過渡時代にすぎなかつた云々。』今中次郎氏の「日本政治史大綱」(第四章二三三・七頁)の立場もまた、およそこれらの引用によつて明瞭であらう。



## 第四章 近代的景觀

## 第一節 概観

『天下は天下の天下なり』といふ支那的な『天下爲公』の原理によつて構想された幕府政治は、『天子は位は尊けれども政には豫らず』として専ら『關東の權威』をたかめる封建政治として展開された。『天下は一人の天下なり』として『君臣の大義を主とする』政治こそが、皇國國體の本義に立脚する政治であるべきことが認識せられ、ここにはじめて皇政復古として現れた明治維新の黎明が訪れたのである。しかも、明治維新は、最も執拗には英國の、そして直接的には米國によつて示された歐米列強の侵略的野望に對應して自己を防衛するといふ歴史的課題をはたさなければならなかつた。であるから、閉ざれたる封建的士民を國家的國民にまで啓蒙育成して強烈な國家意識に於ける舉國一致の體制を構築することを、必至的要請となした。尊皇の精神こそまたその搖ぎなき原理たりえたのである。しかしながら、幾百年來の因襲によつて閉ざれた封建的意識を打破することは容易ならぬことであつた。一身を憂樂を捨てて専ら天下國家と休戚を同じくすべき戦士であり臣僚として訓練せられてきた武士が、明治維新の主導者たる役割をはたしたことは當然であつた。封建的庶民をして國家的國民にまで育成することは、たとへ容易ならぬことであらうとも、絶対に必要な歴



史的要請であつたのである。

皇政復古の實現の後、當面せる根本問題は依然として歐米列強の侵略的重壓から自國を防衛して光榮ある『獨立不羈』を維持するかといふ課題であつた。殊にそのためには壓倒的なこれらの物質的優越に對抗しうべき物質的『國力』の増強が絶対に必要であつた。かの「興業意見」にはゆる、『百年の長計を立る』の『急務』は『確乎たる方針に依り不拔の精神を以て國力の増進を計る』こと、言葉をかへると、『政綱を擴張せんと欲せば經濟を齊ふべし、經濟を齊へんと欲せば國力を大にすべし、國力を大ならしむるは、獨り生産を盛ならしむるに在るのみ』であつたのである。さらに換言すれば、これらの資本主義的産業に對抗しうべき近代の産業の育成によつてはじめてはたされうべき、それは課題であつたのである。政治的に國家的國民の育成による國民國家の建設が緊急必須の課題であつたことは、經濟的にはさうした近代の産業の移植成長を緊急必須の課題としたことと、相表裏をなしたのである。

このやうな政治的課題は、前章に分析したやうな公論政治、堂上地下、公家武士庶民の別なく共に天下と休戚を同じくすべき公議政治をいかにして實現するかといふ課題にほかならなかつたといへるであらう。しかも、容易に國家的國民に成長しえざる封建的因襲を直視する政府は、かくして強力な指導的政治を行はねばならなかつた。維新の勝利者たるの藩閥的自負心に誘はれながらも、實際政府専制にいでざるをえない歴史的理由は十分に存在してゐたのである。

このときかれらの經濟的優越の基礎が『先進的』な資本主義産業にあることを認識しえたと同様に、いはゆる明治の先覺者は、同様の『後進意識』に於いて、かれらの近代的政治制度を認識したのである。かくして、公論政治をいかにして實現するかといふ課題に於いて、歐米の政治思想をいかにして移植し成長せしめるかといふことが、維新以後に於ける政治思想史の近代の景觀として展開されることになるのである。前章に於いてその動向はもほよそ展望された。本章に於いて、その景觀は具體的に辨析されるであらう。ところで、もし論述に繰返しの煩雜さが感ぜられるならば、論證の結果がかならずそこに至らざるをえない正確さを示すものであらうことを、そこに讀みとられんことを希ふ次第である。

## 第二節 歐米思想の移植

歐米に於ける近代デモクラシーの成立は近代的な資本主義經濟の發展による新興市民層の成長がその歴史的條件をなしたといふことは、明知に屬する。従つて歐米政治思想をもつて直ちにデモクラシーにみいだすことは適切ではないのであるが、歐米列強の政治思想としてわが國が接觸受容したものが直ちにデモクラシーであつたといふ既明の前提に従つて便宜近代的な歐米政治思想の原理をもつて歐米の原理と名づけてこれを支那的及び日本の原理に對置させることにする。<sup>(一)</sup>



この近代デモクラシーの成長に若干の支那思想の影響が指摘されることはさきにも述べたが、その近代デモクラシーの基底が自由の意識にあつたことは、多辯を要しない。自由とは、哲學的定義を離れて政治思想史的に定義づけるならば、ジョン・スチュアート・ミルが「自由之理」に於いて明確に指摘したごとく、君主権に對する否定的限界意識であつたといへる。明治四年中村正直は、まさに正當にも、「この書に論ずる自由の理といふ事は、皇國にては固より關係なき事なれども、歐羅巴諸國にては、至要至緊なるものと爲して、常に言ふ事なるが故に、これを譯してあかば、外國の政體を穿鑿する人のために、萬一の裨補ともなるべし」といつて、この書を譯したが、その自由の意識の淵源について、「人民の安からざるは君主の權に限界なきゆゑなり、今よりは君主民を治むるの權に限界を立て定むべし」といはれた。「この限界の義を名づけて、リベリティとは云ひしなり」と譯してあることは、流石である。明六雜誌第九號にみえる箕作麟祥の「リボルチーの說」はミルのこの書から特に譯述したものであるが、自由がさうして君主権の限定を意味したことを顯揚し、「國の主權獨り君主若くは貴族の掌裏に在る時は、其人民敢て政治上の「リボルチー」を得る能はず、而して之れが爲めには、人民皆國の主權に干渉し、縱令或は然らざるも人民中其過半は必ず國の主權に干渉するを緊要とす」となしてあることは、いはゆる明治の先覺者にとつて自由の意味がいかに正確に認識されてゐたかが察せられる。しかもその第十四號に掲げた續篇に、「故に各國互に議院を置き以て人民の代理者に立法の權を委するに至れば、今日の形勢に就て之を考ふるに、君主の權次第に衰へ人民自由の隆盛に越くを

徴するに足れり」といつてあるから、自由の意識に對する正確な認識のうへに立脚せるデモクラシー議會政治に對する認識も、また、この明治七年に於いてはこのやうに正確であつたことを知るべきである。だから、それは君主制下に於いても共和制下に於いても存在しうるものであるが、その權力が何人に委任せられてゐようとも、終局に於いて民衆に國家權力の絶對的な根源を認める民主主義として、人民の自己支配の意識に於いて衆民政乃至全民政の國家として規定されるのであり、従つてそのやうな國家は人民の國家として意識され、さうした人民主權を基本法的に規定せるものが近代的憲法の本質であり、議會政治がさうした人民政治の理想的形態として成立したものであることもまた疑ひなきことであつた。さうであるならば、「自由之理」は確かに「皇國にては固より關係なき事」であり、「外國の政體を穿鑿する人のために」のみ「裨補」となるべきものであつた。もし、かくのごとく正確に認識されたデモクラシー議會政治をわが皇國に移植するといふ運動が行はれたのであるならば、それはまさに絶對尊王の精神によつて實現された明治維新に對する一種逆轉的運動といはなければならなかつたのであらう。すくなくとも、日本の國家原理を自覺せる人々によつて、さうしたデモクラシー議會政治は肯定的に認識され美望的に移植せられることは、到底可能とならなかつたであらう。

しからば、かかる歐米的政治原理は一體どのやうにして認識理解せられたのであらうか。またどのやうな思想的準備のもとに肯定的に認識せられたのであらうか。



まづその一類型を例擧しよう。大阪に於ける海外知識紹介刊行物であつた「明治月刊」の戊辰九月卷一號に「政體略論」といふものが、

方今宇内の萬邦に於て野蕃を除くの外、政體三種あり、天下は天下の天下たるの意を基とし、人望の屬する者を推て會長と爲し、國民集會して政を爲す者、是を共和政治と云、國中の縉紳相集りて共に事を議する者、是を貴族會議と云、萬機一人の心に決して生殺與奪の權其手に在る者、是を君主獨裁と云、(略中) 概するに、此三種は互に一善有れば亦一つの不善ありて、法を立て律を定るは共和政治を以て善とすれども、其立定の術を設くるに至りては貴族會議に如かずして、又發して國內に號令するに君主獨裁に過ぐるものなく、其得失此の如く相半するが故に、此三者を斟酌して長を取り短を捨て、其宜きに適するものを最上と爲すべし、されば今其兼用して弊なきものは、唯英國の政體を然りとす。

と説明してゐること、その一である。即ち行政的便宜に於いて「君主獨裁」を可とするのであり、「蚩々たる細民の國事に參與するが故に、見識足らずして法を行ふに弱し」といふ短所を除けば、「人心の公道を目的と定めて天理に基くが故に、報國の志自ら篤厚なる」べき「天下は天下の天下たるの意を基とする」共和政治が、明かにそこでは原理的に最善のものとして認められてゐるのである。

もしそれ廣島藩醫の家に生れ緒方洪菴の門に學び、元治元年英國商人の周旋によつて英國に脱走し明治元年歸朝した野村文夫が、明治二年に著した「西洋聞見録」に「皇國の風と比説しがたき」英國國制を總論して

英國の邦制たるや、帝國ならず、王國ならず、又會長を推立して君主とするものに非ずして、此の三邦制を合併して別に一種の邦制を立て自ら合衆王國と稱し、萬政王より出づとすと雖ども、樞が所見を以てすれば、最も共和民政に近し、何んとなれば、政權は上下兩院に歸して國王は政議に與り聞く事なく、惟公侯百姓の兩院來會し又退散する期に當て國王自ら之に臨むのみ、且其百姓院の如きは、下民合議推舉して下院に任撰すれば、權威下民に在て自ら國主を尊奉するの風甚しからず、下民あつて然後國主あり、國土は王の有に非ず、天下萬民の國土なり即天下は天下の天下にして一人の天下に非ずの意と云ふ氣象、人々に於て顯るればなり、然れども、若し國に大事あれば舉國盡力し、國に大費を償ふべきあれば、舉國財を出すが如きを見れば、民心の協和一致したる事、確乎として奪ふべからず、又萬政一途に出で、州郡に能く布き行はれ、州郡に於て別に制度ある事なし、蓋政令能く布行するものは、下民より有司を推舉して政を執らしむれば、政に不善ありと雖ども、己を責むるの外なければなり。

と説明してゐることを思ひ合すならば、事情は一層明瞭であらう。明治二年は即ち戊辰の役は終つてなほ諸藩縣分立し士農工商の別存して封建的身分制度の遺習依然たる時期であつた。萬政一途にいで舉國盡力し舉國納税する國民的國家の成立は緊急の課題とされてゐた。「共和民政」的國家たる英國的デモクラシーが、さうした模範的な國民的國家であるとして、それが「下民あつて然後國主ある」ところの「天下は天下の天下にして一人の天下に非ずの意」を原理とする國家であり、それをもつて「國土は王の有に非ず、天下萬民の



「國土なり」と認識されてゐることをおもへば、當代のデモクラシー原理認識の構圖を容易にひとは想像しうるであらう。もし支那の原理が容認されるならば、英國的議會政治は容易に容認されうるのである。まして「天下は天下の天下なり」とは「下民あつて然後國主あり」といふ支那的な合理的專制主義理論とは別個に、國民國家の自覺の發露として日本的に再生産せられつつあつた事實をさきに指摘することさへ可能であつた。政の善不善を「己れに責むる」といふのは、この原理をもつて吉田松陰が皇國に報ゆる道に於いて上下貴賤の隔限をなさずといつた意味と一脈の相通するものあるを看取しうるであらう。たしかに封建的士民をして國家的國民にまで鍊成し、國民的國家の確立こそ皇國の一大事に直面せる幕末以來の至上命令であつた。けれども、原理的には松陰に於いては君國に報ゆるの道義的責任としてそれを自覺したのに對して、これが『共和民政』的國家の政治長所として認識されてゐるところに根本的相異がある。要するに、近代的デモクラシーを本質とする歐米的政治原理が、かうした支那の原理を媒介として認識されてをるといふ事實は、刮目してみるべきものである。別してそこに日本の王土觀が萬民の國土觀によつて否定されてゐることは、見通すことのできないところである。

歐米的原理に對するこのやうな認識は、しかも、決して單なるその一類型とみなすべきではなくして、まささに基本的な典型であつたところに、深い意味がある。ひとはそれについても適確な實證的論據を展示することが可能である。冀くば煩瑣をもつていとひとせず、以下繰返し論證されうる結果の適確さをよみとら

れんことを。

## 二

當時の日本人にとつて立國の歴史と現實とをまつたく異にする歐米の政治思想を正確に認識習得することがまことに困難であつたことは、いまさら論ずるまでもなかつた。だが、さうした最初の機會は、文久二年三月十三日オランダ軍艦一艘建造購入してその造船航海技術を習得せしむべく品川沖を出帆した咸臨丸に内田恒次郎榎本釜次郎以下の海軍留學生とともに乗組んだ最初の幕府の留學生西周助及び津田眞一郎の兩人に與へられた。爾後慶應元年十二月二十八日に江戸に歸着するまでの約三年間にわたつて、かれらはオランダの穩健な自由主義者ライデン大學教授シモン・フィセリング(Simon Vissering)によつて英佛的近代學術を教授された。慶應四年夏公刊された西周助の「萬國公法」(成稿は二年十二月)、及び、慶應三年公刊された津田眞一郎の「泰西國法論」(成稿は二年九月)が、このフィセリングの私宅に於ける講義を譯述整理したものであることは、世に知られるところである。そのうち「萬國公法」は、以前漢譯の「萬國公法」(美利堅人丁譯・惠頓著)と同類に屬する國際公法の概論であり、問題になるのは津田眞一郎の「泰西國法論」である。それはもとよりフィセリングの講義筆記の譯述であつて直ちに津田自身の思想を現はしたものであるとはいへないであらうが、しかも、フィセリングを通じて開成所教授津田眞一郎が歐米政治思想を認識しえた結果がこの譯述によつて窺知しえることは、この譯書が與へた影響と同時に注目してよろしいであらう。



就中各種の政體を類型的に列挙して、平民政治及び豪族政治を含めて『多頭政治』とし、『國家の大權即主權を唯一人の手に握り、其三方向即制法政令司法を唯一人にて攝行する政體』である『一頭政治』に對比し、これに『推舉』と『繼統』の二種あり、その『繼統』に『大統を以て國家の私物とする』と『大統を以て國家の公物とする』との二種があるとして、これに關して、

- 一 大統を以て國家の私物とする國に於ては國家の主權を以て君主の私物とせり。
- 二 繼統を以て君主の私物とするは、元來君主の道に戻り、又國家の本義に背き、絶て國祚長久なる可き理無し。
- 三 繼統を以て國家の公物とする國に於て、繼嗣を定むるは専ら通國公益の爲にして君主所有の私物を備ふる例と全く相懸絶す。

と論じ、その君主一頭政治の國家の政體を分つて、

君威無量の國

君主即國土人民の總主にして其威權無量なり、一切臣民は其僕奴にして絶て其權を有せず、臣民の生命貨財力作安逸皆君主の司る所にして、君主其生殺與奪を擅にす、君威無量の國は一頭政治の變性體にして、其君權を操持するや天下の爲に非ずして一人の私に供するなり、君威無量は國家の本旨本體と相戾る事、恰も氷炭黑白の如し。

無限君主の國

無限君主の國に於ては、惟君一人政治を操持し、自己の所見に従て萬事を決理して、他人の謀議を聞き、他人の許諾助力を要せず。

有限君主の國

君主の權を其行事に制限する所ある國體。

と論じ、『闔國全民悉く政權を領するに在る』平民政治は『動もすれば變じて大衆愚民の暴政と成り易き』弊害をみるのであり、ただ有限君主の國は『諸般國制の善所を擇取し、且各種の政體に固有の弊害を殆皆免除して殘す所寡き』理想的の政體であると結論してゐる。さうした君主權の制限は憲法、即ち『國內に威權の平均を調へて威權を操る者の威福を張るを妨ぎ、人々自主の業及び其諸權を保全し、并國家の公益を保護する』ことをもつて『要旨』とする『定律の國法』によつて規定せられるものであり、その『要旨』を達成するために、『國家の頭主たる政府に平列して代民總會を立て、制法の權を別ち、政令を監視せしむる』議會制度の開設が『緊要』となつてくるのである。それではかく君主權が『限制』されてくることによつて『國家の本旨本體』が立つといはれるその『本旨本體』なるものは、何であつたか。『立國の本義は散亂したる民力を綜合し、其條理を正し、政令を理め、國益民福を増加するに在り、』——即ち闔國全民の利福を増進するといふ功利主義的國家觀にこの理論は立脚してゐるのである。全民の利福の増進といふ功利主義の立場に立つ



『安民』が國家存在の本義なのである。

これは英佛的自由主義者フィセリングの意見であつて直接津田眞一郎の主張ではなかつた。けれども、かれの意見がこれに對して批判的否定的でなかつたことは、かれの今後の言行に徴して疑ふべくもない。かくして君臣の大義名分を明かにすることを主とした日本の政治観はふたたび分解せられて『利國安民』を目的とする歐米的政治觀に置きかへられた。しかも、その津田眞一郎が西周とともに「日本國總制度」論をもつて幕府政治の公法的基礎づけをなさうとしたこと、そのときの國家存在の意義従つて政治の目的をそのやうに新装せられたる功利主義にみいだしてゐたことを、ひとびとは想起すべきである。尊皇の精神の傳統と訣別した君主權の制限即ち自由の意識に立脚する歐米的政治原理はこのやうにして認識せられたのである。しかも、依然としてこれがフィセリングの思想の翻譯の域を出でなかつたとき、その實踐的意欲に於いてせられた認識の結果を、ひとは加藤弘之及び福澤諭吉といふ代表的な二人の先驅者に於いてみいださうであらう。

## 三

その代表的先驅者の一人加藤弘之は、『民間下流の民權論者』といはれた福澤諭吉に對し、『漸進的・右翼的・保守的・上流的立憲主義』の形容詞を冠せられる『上流の民權論者』として、終始明治政府の『理論提供者』であつたといはれるところの<sup>(四)</sup>、そしてまたかれ自身が『余は余と立憲政體との縁故の最も深さを覺ゆるな

り』<sup>(五)</sup>といつたところの、明治政治史の文字通りの先き拂ひであつた。

『加藤弘之自叙傳』によれば、かれは天保七年但馬出石藩士の子として生れ、幼名土代士、後に弘藏と稱し、嘉永五年十七歳のとき出府して佐久間象山の門に入り、後また十九歳のときより大木仲益即ち坪井爲春の塾に入つて蘭學を修め、二十五歳のとき萬延元年その推薦によつて蕃書調所教授手傳となり、元治元年二十九歳にして幕府の直臣に拔擢せられ開成所教授並に任用され、明治元年には目付、さらに大目付御勘定頭に擧用され、やがて維新政治に轉じて、政體律令取調御用掛、學校判事、大學大丞、文部大丞、外務大丞、左院一等議官、元老院議官、さうしてやがて開成學校次いで東京大學の綜理、また帝國大學總長等を歴任した。いはれるがごとく、かれはまさに『官學の巨頭』<sup>(六)</sup>であつたのである。この經歷が物語るやうに、かれの根本的立場は時の政權とつねに決して對立しなかつた。しかも、決して單なる時流の糟粕をなめる追隨論者ではなかつた。かれは一貫してその拔群の頭腦をもつて時勢に先んじた。が、それ故に、終始官府の代辯者であつたと同時に、その學說思想は極めて鋭敏かつ極端に變遷してゐる。依然として、しかし、加藤弘之こそはわが國立憲政治の先驅的開拓者であり、歐米的政治思想の移植に於ける先導的役割をはたした一人者であつた。かれこそはさうした實踐的意欲に於いて、歐米的政治原理を正確に認識したところの代表的な一人であつた。そこでこの加藤弘之が歐米的政治原理をいかに認識し理解しかつ紹介しようとしたかを、まづ検討したう。



かれ自身がいひ、そしてまた諸家もまた肯定してゐるところによれば、弘之が坪井塾に在塾してゐた文久元年二十六歳のときに著した「鄰艸」は、津田西の兩人が留學出發以前に書かれたところの、わが國に於いて歐米の立憲政治を正確に紹介した最初の書物であつた。

『實は日本もさう云ふ様な鹽梅にしたいことであると云ふ意味であつたけれども、日本の事は明らさまに書く事は出来ない、日本が悪いから西洋に倣うて、其制度を採つて政治を善くしやうと云ふ事を書く譯にゆかぬから、そこで支那と云ふものを持つて來て、支那は昔は善い國であつたが、今は善くない、政治が公平でない、さういふ譯であるゆゑ支那は衰へて仕舞ふから、西洋に模倣して立憲政體にせねばならぬと云ふ事にして書いた』といふこの「鄰艸」は、『清朝の國政衰へ、英佛の攻撃をうけ、遂には此内外の苦しみに堪へずと能はずして其京城を棄て滿洲に走り、恥辱を天下後世に流すに至りしなり、實に是皆全く民の父母たることを忘れ、治國に心を用ひざるより起る處にして、其咎獨り天子に在り』といふ風に隣國の問題として仁政を施し易く、亦人和の得易き『公明正大の政體』即ち立憲政體を立てることのみが、國家衰亡を救ふ唯一の『良術』であるとするのである。『其咎獨り天子に在り』といふことがもしかれの諷刺した當時のわが國に於いて、はたして具體的に何をさすかといふことは明瞭ではない。明瞭ではないが、將軍をさしてゐないことだけは明かである。さういふ風にこれが明瞭でないところに、實はすでに「鄰艸」以來の加藤弘之の思想に不可解な早熟性がみられるのであり、その出發點に於いて日本的自覺に立脚してゐない立憲政治運動史の

根本問題が存してゐたのである。しかも、問題が支那に諷刺されてゐるのみならず、仁義を旨として人和を得るといふ支那的な政治理想を肯定して、この理想を實現するための『良術』としての制度として立憲政治の認識してゐるところに、注目すべき要點がある。『固より政體は死物』であるが故に『活物なる人を用ひざれば』無益ではあるが、しかも、『元來暴君暗主等の出るときにも明君英主の政治と大異なからしめ』るやうな『萬世安全の策』として立憲政體の設立を、かれは要望した。それではそれは一體どのやうな政體であるか。そこでかれはまづ世界萬國の政體を次のごとく分類して、上下分權の政體の優秀性を指摘する。

#### 君主政治

○君主握權の政體と云ふは、君主萬民の上に在りて萬政悉く其意に出で、唯大臣宰相等其下に列して之を輔翼するを云ふ、即ち漢朝其外亞西亞諸州、歐羅巴にては俄羅斯……

○上下分權の政體と云ふは、君主萬民の上に在りて之を統御すと雖ども、確乎たる大律を設け、又公會と云へる者を置て王權を殺く者を云ふ、其會議も上に云へる拔擢法（投票選舉）の如く専ら公明正大を貴ぶが故に、必多人數の善しとせる説を取りて之に決定するが故に、縦ひ姦智深き者或は權勢強き者にても恣に己れが説を主張すること能はざるなり、扱此の如く、天下は天下萬民の天下たることを忘れず、萬事皆獨り國王の爲めに謀らず、専ら國家萬民の爲に謀るを本意とす。

#### 官宰政治



○豪族專權の政體は、固より萬民の上に人君なくして、其萬民の中にて累世豪族高家と呼ばれる輩のみ會議して萬政を爲す者を云ふ。

○萬民同權の政體は、此政體の國にては固より人君を立ず、又貴賤尊卑の別をなさず、萬民皆權を同ふするを本意とす、故に萬民の中にて有徳にして才識萬人に勝れ、人望尤も多き者一人を擁し、年期を以て大統領となし、以て救民の責に任じ、又上下分權の政體の如く公會の二房を設けて毎年一二度此公會を會聚せしめて國事を議せしめ、以て専ら寛仁の政を爲すを本意とす。

かやうにして、『上下分權と萬民同權の二政體は實に公明正大にして尤も天意に協ひ輿情に合する者』であるとするが、しかし、後者は『一國中君臣尊卑の別を立てず、唯有徳才識の士上に立て、暗昧愚蒙の下を治むる者なれば』最も公明とすべきではあるけれども、『容易に爲し得べきことにあらざれば』上下分權を取るを可とする。たとへば、萬民同權の共和政體を『暗昧愚蒙』の衆愚下民を『有徳才識』の人望者が治めるとする解釋のごとき、明かに支那的徳治主義を媒介としてゐるばかりでなく、上下分權と萬民同權のデモクラシー政體を、『天下は天下萬民の天下たることを忘れず、萬事皆獨り國王の爲めに謀らず、専ら國家萬民の爲に謀るを本意とする』政體であるところには、支那的原理が歐米的原理認識の媒介となつてゐることの端的な據證を認めうるであらう。だが、その上下分權の政體を『萬事王室朝廷の爲めを謀』る君主握權の政體に對し、『萬事國家萬民の爲めに謀る』政體であるとし、そのやうな政體の本質を、大律即ち憲法及び

公會即ち議會によつて、『王權を殺ぐ』即ち君主權を制限し人民の政治的自由を確保するといふことにみいだしてゐるところに、最も注目すべき點が存する。『天下は天下の天下なり』といふ仁政を標榜して、大權を掣肘したてまつてきたのが、『關東の權威』の確立をめざす幕府主義のありかたであつた。しかも、さういふ政治理論を構想して、『姦臣權を竊む』幕府主義を、『萬事王室朝廷の爲めを謀』るところの尊皇の精神に於いて否定したのが、明治維新ではなかつたであらうか。さうであつたとすれば、『天下は天下の天下なり』といふ原理を根據として構想された『上下分權』の政治理論は、『萬事國家萬民の爲めに謀る』といふことに於いて『王權を殺ぐ』ところの幕府主義の新しい再生とみることすら可能なのである。加藤弘之の經歷はこの際全然看過されえないものをもつてゐるとさへ、いひうるであらう。

次いで慶應元年にかは「交易問答」及び「西洋各國盛衰強弱一覽表」を著し、就中後者は慶應三年秋及び翌四年秋に公刊したが、それは加藤弘藏の著書の公刊の最初のものであつた。著者自身のいふところによれば、それはドイツの「碩學普羅克(M. Bloch)の「ヂー・マハトスタルング・デル・エウロペイセン・スターテン」(Die Machtstellung der europäischen Staaten, 1862)の些々たる抄譯の統計表及びその略解であつて、世にはほとんど注目されてゐないが、その小引に『歐洲第五等の一小洲を以て富強獨り宇内に冠たる』所以の『本源』をもとめて、『歐洲各國君民上下父子の如く能く相親睦する所』にみいだし、これが『君民同治』または『萬民共治』とすふ『至正の政體』にもとづいてゐると指摘し、



此君民同治萬民共治の二政體の如きは、固より官民一體一心の論にして、天下を以て天下萬民の共に有する所となして敢て政治の私有となさず、政治は惟天下萬民を治めるか爲めに設くる者とするか故に、其制度法令皆天下の公論に従て之を立つ、是故に官民上下常に憂樂利害を同する者にして、獨り政府の私利を謀り私欲を肆にする事なく、官民上下父子の如く相親睦す、是れ蓋し歐洲の開化富強獨り宇内に冠たる事を得し所以の本源なり、歐洲若し此の如き政體、此の如き親睦なく官民上下土芥寇讎となりて各其憂樂利害を殊にせは、假令ひ百万天下の開化富強を求むるも、豈得可きの理あらむや。

と論斷してゐることに於いて、この書のもつ歴史の意味は看過すべきではない。即ち、攘夷の對象國であつた歐米の列國がいまや宇内に冠たる富強先進國として認識されたばかりでなく、その富強の『本源』が君民同治もしくは萬民共治といふデモクラシー政治體制にあることが指摘されることによつて、わが富國強兵運動の主軸がかかる歐米的政治體制の樹立にあることが展望的に指摘されたこと、従つて、わが國に於けるデモクラシー運動をして、特に顯著に後進意識によつて支へられる國民國家確立の意欲に於いて展開せしめるといふ特色を展望的に指標してゐることに於いて、それはたしかに先驅的意義をもつものであつた。逆にいへば、先進列強に拮抗すべき富國強兵の實現といふ攘夷論的意識によつて支へられてゐるかぎりに於いて、反國體的な衆民政的運動が『官民上下常に憂樂利害を同する』といふ舉國一致的な國民國家を樹立する運動として展開されることを、展望的に指標したものと云へべきものである。事實、自由民權運動として展開

されたわがデモクラシー運動は、このやうな近代的國民國家の自覺の發露であるといふ性質を特に顯著に顯示し、このことによつてあたかも維新運動の發展的繼續であるかのごとき様相を呈してきたのである。第二に注意すべきは、これに關聯して、國家財政及び租稅觀念のデモクラシー的解釋、従つて所有觀念の自由主義的解釋が、ここに歐米的富強の『本源』と基本的表現として指摘されてゐることである。『歐羅巴各國は公明正大の政體を立てるか故に、天下を以て一君の私有となさず、君民の相共に有する所となす、是故に都て錢貨出納の事に就ては、國君巴力門と相議して其許可を得るにあらざれば妄りに許多の歳入を取り妄りに許多の歳出をなす事能はざるなり』とは、第五表錢貨出納の略解であり、『天下は萬民の相共に有する者なるか故に、天下の費用は即ち萬民の費用なり、是故に天下の民人貴賤尊卑の別なく、各其産の一分を以て之を政府に收め、政府之を集めて諸事務の費用に充つ、之を租稅といふ』とは、第六第七表租稅の略解である。かのジュームス・ブライスが近代民主政治の類型的特質として民衆主權の原理とともに併舉したところの、『この特質の結果として總てこれ等諸制度に於ては、國費を徵收し、これを諸般の國用に充てる權利は民衆の代表者に屬する』といふ理論をここに想起するならば、かかる解釋の近代的意義は明瞭である。それが大政奉還・納地辭官・版籍奉還の原理と、いかに對蹠的な關係に立つものであるかは、さらに説明を要しないところであるが、右に指摘したやうな民族主義的意識に支持されることによつて、またその反定立的意義の自覺は透明となりえなかつた。加藤弘藏はかくして『每事殆ど他邦に超越して獨り歐洲に冠たる』英國的立憲主



義の道標を打樹てたところの、最初の上流的理論提供者であつた。渺たる小冊子ではあるが、「西洋各國盛衰強弱一覽表」は決して看過されることを許さないものである。

やがて慶應四年即ち明治元年七月に加藤弘藏は「鄰艸」を一層體系的にまとめた「立憲政體略」を公にした。それはわが國に於いて『立憲政體』といふ術語をはじめて使用した書物であるとともに、『よく西洋の政治書を理解し、これだけ要領よく、又正確に、我ものとして再生産』したものとして、つとに推稱されることであると同時に、大政一新の時代に公刊されてこれが讀者に及した影響が極めて大きかつたであらう點に於いて、確かに劃期的なものであつた。

その前半は政體論であつて、各國政體を分つて、

第一君政 君主擅制

鄰艸に君主擅制といへるもの

君主專治

又は君民同治、鄰艸に上下分權といへるもの

第二民政 貴顯專治

鄰艸に豪族專制といへるもの

萬民共治

鄰艸に萬民同權といへるもの

の二類五種となし、このうち、君主擅制君主專治貴顯專治の三は『未だ開化文明に向はざる國の政體』にして、歐米開化の勢に隨つて英人ミル、ロック、佛人モンテスキュー、ルソー、獨人カント、フィヒテ等の名

彦鴻儒が頻りに『王公の天下億兆を私有するの非なるを辯論して』、『百姓これに服してより建てられた開化文明の政體を『民と政を共にする』ところの上下同治または萬民共治の『立憲政體』であるとする。

上下同治

一君主ありて天下の大權を掌握す、即ち天下の元首なり、されとも君主擅制、君主專治の如く天下を以て其私有とし億兆を以て其僕妾となすものにあらず、所謂天下を以て天下億兆の天下とす、故に政府は惟天下億兆に代りて天下億兆を治むるを以て本意とす、是を以て其政令獨り君主の專にする事能はざるものにして、必ず先づ公明正大確然不拔の國憲を制立し、萬機都て之に則らざるものなく、且つ臣民をして國事に參預するの權利を有せしむ、加之君權動もすれば專肆に至るの恐れあるか爲に、天下の大權を以て之を三類に分ち以て各其官員を充て君主之を統括す。

註 このうち施政權柄即ち行政權は『憲法を施行し或は此憲法に則りて萬機の政をなす』ものであつて、『獨り君主の掌握する所にして民敢て之に預かる事能はず』とするも、『天下億兆に代りて君主と共に憲法を制立し大事を議定する』國民代表議會が掌握する立法權をもつて『自ら三大權柄の尤も重きもの』としてゐることに注意。

萬民共治

君臣尊卑の別なく凡そ國の民人悉く相會議して國政を施すを本意とし、國中君臣尊卑の別なく惟有徳



の君子一人若くは數名選擇せられて政權を掌握す、但し上下同治の如く亦公明正大確然不拔の國憲を制立して萬機此國憲に則らざるものなく、且つ國內庶民をして國事に參預するの權を有せしむる者を云ふ。

註 但しこの政體の國にも確然不拔の國憲を有せざるものあるのみならず、この政體を立る各國多は元來自主の數邦を合して一國となせるものなるが故に、封建の制度と大に相類する所ありて、封建の國にて立憲政體を建てんには上下同治より反りてこの政體に取る所多からんといへるに注意。

要するに、「西洋各國強弱盛衰表」に於いて歐米の近代的富強の本源をなすものとして指摘された政體は、いふや開化せる近代的な立憲政體なのであるが、それは「天下を以て其私有とし億兆を以て其僕妾となす」家産國家觀を駁して、「所謂天下を以て天下億兆の天下とし」、その故に、「政府は惟天下億兆に代りて天下億兆を治むるを以て本意とする」政體であるとし、この「本意」に於いて君主權の專制的發動を制限すべき立憲議會主義を唱へ、従つて、「臣民をして國事に參預する權利」即ち參政權の與へられることにその「本意」の表現をみつめようとしてゐるのである。註記のごとき説についていふべきことはあるが、政治の支那的現實と支那的原理を媒介としてこのいはゆる開化せる歐米的原理を認識してゐる點こそ斷じて見通すことのできない根本問題である。この態度は後半の「國民公私二權」論に於いても同様である。

#### 國民公私二權

君主擅制君主專治貴顯專治の如きは、天下億兆を以て君主貴顯の私有僕妾となす、僕妾惟其主命是奉するは理に於て固より當然なり、故に一の權利を有する事能はざるは敢て論を俟たず、惟立憲二政體の如きに至りては然らず、天下を以て君主貴顯の私物となす事なく、所謂天下の天下となす、是故に其臣民たる者の身自ら權利の存するあり、權利に二類あり、一を私權と稱し、二を公權と稱す、私權とは私身に關係する所の權利にして所謂任意自在の權と稱する者是なり、公權とは國事に預かるの權利を云ふなり。

そこで「私權」といつてゐるものは、生活の權利・自身自主の權利・行事自在の權利・結社及び會合の權利・思言書自在の權利・信法自在の權利・萬一同一の權利・各民所有の物を自在に處置するの權利等の一般に自由權とよんでゐる今日の基本的公權であり、「公權」といはれるものはその公權の一類である直接及び間接の參政權なのである。要するに、一般にこのやうな市民的自由權の許された政治體制を開化せる立憲政體の特色としてゐるが、その原理として提示してゐるものが、支那的現實を隱蔽してきた支那的原理である「天下は天下の天下なり」といふ思想に源流することは、極めて明白である。その立憲政體を「人文未だ闢けず、蠢愚の民多き國」より「漸く開化に向へる國」に於いて建立されるものとしてゐることによつて、かかる自由權をここではかならずしも天賦のものともみてゐないとして注意されることも許されようが、このやうな立憲議會主義を支那的原理の媒介によつて認識してゐること、——これは加藤弘之がここで日本の原理、従つ



て尊皇の精神を根柢とする皇政復古の意義をまつたく自覺することなく、そしてそれはかれの履歴と併考されてもよいであらうとおもはれるほどにこの自覺なくして行はれてゐることを注意すべきである、——これこそ根本問題として記憶されるべきであらう。歐米的デモクラシー原理の認識は、これを移植せんとする心理に於いては後進意識によつて支へられる民族主義的感情の緊張を特に顯著に窺知しうるのであるが、それにもかかはらず、このやうにして最初から、日本の原理の認識のもとに嚴肅に否定せられた支那的原理の無自覺な媒介によつて行はれたのである。「立憲政體略」がその題辭に支那人楊大昕の隷書をもつてゐることは、はなはだ興味深い。實をいへば先學が指摘してゐるやうに、この書は加藤弘之の獨創的研究の成果ではなくして、二三の書物を巧みに綴り合せたものであり、公權私權論のごときは津田真道の「泰西國法論」の焼直しであるさへ考へられるのである。それ故に、しかし「立憲政體略」のもつ政治思想史上の地位は、さうした歐米的自由主義思想を支那的原理を媒介として認識したといふ一點に於いて最も意義深く評價されるべきであらう。そこでもしかれの思想がこの線に沿うて展開されるならば、皇政復古を頂點とする日本の原理の自覺的展開過程に對して、それは明かに逆轉的轉進といはざるをえないものであつた。

加藤弘之は、しかも明治三年七月にまづ「眞政大意」を著してこのことを自證してゐる。その下巻は「政府の職掌」を論じて「保護」即ち臣民の生命權利私有の三を護ることと、「勸導」即ち知識百工技藝等を闡くこと、この二つの主義を適切に拾捨するにあることを説くものであつて、いまは論外とする。その上巻は

『政治の施し方』を論じて『眞政』の大意を述べたものである。かれはまづ國政には、『治法』即ち『治安の基本たる憲法制度の事』と、『治術』即ち『今日施行する治安の術』の二通りがあるとし、兩者の適切な相即關係に眞政の大意をみいだしてゐるのであるが、しかも、『素と治法を定制したり或は改更するの即ち治術』であるが故に、治術こそ『第一の急務』であるといつてゐるから、さうした廣い意味に於ける眞の『治術』を眞政といつてゐると解してよいであらう。

さて『治術』は『治國の本意』即ち國家存在の意義、從つて政治の目的を知ることによつてその『眼目』が立つものであるが、かれによればそれは『申す迄もなく唯安民より外には何もなし』。從つて、『治術と云ふものは、偏に此安民を一大眼目として、屹度此眼目を達するに足るべき術でなければならぬ』、さうであるならば、かやうな『治術』は『眞に治安を營むに足る』ところの『眞政』といふことができるのである。しかるに、かかる『眼目を達するに足るべき治術』をえようとするには、『第一に心得ねばならぬ一大要件』があるとかれはいふ。それは『人の天性』と『國家政府の起る所以の天理』とである。『人の天性』には種々様々の情があるが、その第一に熾んなるは『不羈獨立を欲する情』即ち自由の意識である。いはゆる天賦人權の思想これであつて、これをかれは『一身の幸福を招くべき紹介となるもの』とみて、そこに權利義務の關係の起源を求め、從つて、國家政府の起源は、『億兆を統一合同する者がなくて、人々思ひ思ひでは、逆も權利義務の二つが並行はれて人々が其幸福を求むべき土臺が立たぬといふ、自然の道理が第一の根源となりて



出来たもの』にほかならないから、臣民はこの政府の制馭はうけなければならぬけれども、それは『決して政府の爲めに東縛驅役さる、譯ではなく、唯統一合同の爲めにのみ、其制馭を受る』のである。そこから自然に政府と臣民との間にまた権利義務の関係が生ずる。かうした社會契約説的な國家理論を基礎として、かれは『安民』をもつて『眼目』とする『治術』は天賦人權論的な『人性』の自由權を保護することであると考へたのである。だから、『天下億兆は國君の私有僕妾』とする君主擅權及び君主專治等の國家に於いては眞の治術はえられず、『天下億兆の名代人となるべき代議士』即ち公選せられたる國民代表者によつて成立せしめられる議會に於いて制定せられた『憲法』即ち『治法』によつて、さうした権利義務が保障される立憲政體のもとに於いてのみ、『眞政』は行はれるのである。

この「眞政大意」に於いてはじめて當時維新政府の文教府にあつた加藤弘之はわが國の國體に言及してゐる。

但し簡様申すと、或は難者ありて、億兆の爲めに一君のあると云ふは、異邦の國體にて決して我 皇國の國體にはあらぬ事なり、畏くも皇國の如きは(略)却て一君のために億兆がある譯で、茲が即ち皇國の尤も貴き所以、彼異邦の國體杯とは天地懸隔の差ひぢや杯、申すでもござらうが、併し夫は心得違でござる、何故と申すに、固より 皇國は 天神天祖の詔によりて、永く 天孫の御國と定め玉ひし事なれば、皇統萬古一姓の事は論じ奉る迄もない事なれど、素と其 天神天祖の右の如く定め玉ふ所が、

即殊に億兆を御愛憐遊ばず、御心から出た事で、(略)億兆蒼生の爲めに一君のある譯で、決して一君の爲めに億兆蒼生があると云道理でない事は、實に明瞭な事でござる、併し唯 皇國の萬國に卓越する所以は、右詔勅の通り幾億萬年の今日に至る迄、皇統一姓決して他姓を仰で君となす事のない所で、實に是程貴し事はなすでござる。

皇祖天照大神が天壤無窮の神勅をくだしたまうて萬世一系の國基を確立あそばされたのは、畏くも億兆臣民を御愛憐あそばす御神意にござること、いふまでもない。勿論、天下億兆を私有僕妾とするといふがごとき異邦の君主國體と同日の論ではない。しかしながら、それは『億兆の爲めに一君あり』とする合理的專制國家の起源論がわが 皇國にも安應するといふ反證とはならないのである。では、加藤弘之の誤謬はいづこから生じたか。賢明な讀者諸賢がすでに看破せられてゐるやうに、『治國の本意』をもつて『申す迄もなく唯安民より外には何もない』とする功利主義の思想に、それはそもそも淵源してゐるのである。政治の目的を單に『安民』にありとしたのは、實に本質的に功利主義的であつた支那的政治思想の特質ではなかつたであらうか。ここにも、加藤弘之の歐米的政治原理の認識が支那的原理を媒介としてのみ行はれたといふ事實の舉證をみいだすことができるであらう。そして『國體』についてはかれにとつて自他の本質的區別は存しなす。事實上の『政體』にいかなる差異があらうとも、『治國の本意』即ちかれの場合に於ける理想的な『國體』はひとつであるべきであつた。主權行使の機關である『政府』と主權者としての君主との漠然たる同一觀に



立つて、それは天下億兆のために、即ち人民のためにのみ存在するといふのが、一切の國家に共通してあるべき『國體』なのである。

明治七年十二月に刊行された「國體新論」は——「立憲政體略」及び「眞政大意」とともに三部作をなすものであるといはれるのであるが——このやうに理想的にして近代的な、即ち近來「萬國共に開明の域に進」むことによつて認證せられたところの「公明正大」にして「眞誠」の「國體」が、どのやうなものであるかを説明したものである。

このやうにして理想的な「眞誠」の「國體」は、加藤弘之に於いては、「國家君民の眞理」が「公明正大」に具現されてゐるただひとりの國體があるべきである。といふことは、和漢洋の區別なく「開化未全」の時代に於いては、眞誠ならざるところの「野鄙陋劣なる國體」が立てられてゐたといふことを意味するのであつて、正確には國體は「公明正大なる國體」と「野鄙陋劣なる國體」との二類の國體が事實上は存在したといふことになる。第七章に「國體と政體と相異なるの理、并に政治の善惡公私必ずしも政體に由らざるの理」を論じて、「國體は眼目なり、政體は此眼目を達する方法なり」とのべてゐることは、憲法學上に唱へられる國體政體區別論の嚆矢として指摘されてゐる。もつとも、そこに、「國體は萬國共に必ず一なるを要すと雖も、政體は必ずしも一なるを要せざるなり」といつてゐることによつて一層明かなやうに、この概念によつて類型づけられた通説とその意味を異にしてゐるが、かかる區別論の嚆矢をなすものとして確かに注目せら

れるのである。しかも、通説的な區別論は、一般には、萬世一系の君主國であるわが独自の國體に於いて自由主義的な民主主義諸制度を採り入れた結果として、必然的に構想せられざるをえなかつた理論であつて、本來的に相矛盾する原理的對立をいかに調和するかといふ課題のうへに立つものなのであつた。その點を考へるならば、かの明治三年の「眞政大意」に寄せられた秋月種樹の序文に、

惟恭諸冊二尊、孕<sub>レ</sub>產國土、生<sub>レ</sub>育人物、天孫繼承、一統萬世、故天下者 天皇之天下、非<sub>レ</sub>天下之天下、是我國體之所<sub>レ</sub>以卓越萬國、而無<sub>レ</sub>比例<sub>レ</sub>也、然至<sub>レ</sub>于臨撫之道、豈有<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>臣民爲<sub>レ</sub>輕<sub>レ</sub>之理哉、故愛<sub>レ</sub>臣保<sub>レ</sub>民、則君位益重、臣民離則天下思<sub>レ</sub>亂、而亂臣賊子因肆<sub>レ</sub>其兇暴有<sub>レ</sub>若<sub>レ</sub>北條氏<sub>レ</sub>者出焉、此自然之勢也、古聖帝明王之所<sub>レ</sub>以待民如此、故 仁德天皇有<sub>レ</sub>言曰、天之立<sub>レ</sub>君爲<sub>レ</sub>民、由<sub>レ</sub>是思<sub>レ</sub>之、重<sub>レ</sub>君者、爲<sub>レ</sub>我國之國體也、保<sub>レ</sub>民者、爲<sub>レ</sub>我國之政體、修<sub>レ</sub>明政體、所<sub>レ</sub>以維持國體也(中略)或云、泰西國體與我異、取<sub>レ</sub>之不可、殊不<sub>レ</sub>知、其政體有<sub>レ</sub>與<sub>レ</sub>我合者。

と云つて、國體政體の區別を論じてゐる方が、通説的な區別論の嚆矢であるといふ層適切にいひうるであらう。

さてこの「國體新論」は、専ら君主國について論ずるものであつて、「大權を統一する所の君主と之を輔翼する所の諸職官と共に備具する政府を指て政府と云」つてゐるが故に、單に政府といふときでも、ここに於ては「君主は必ず其頭首に位する者」であると目記してゐるから、この書に於ける君主と政府との關係は



明白である。そこで本書は、『眞誠の國體』とは、國家君民の成立せし所以の『眞理』に合するところの、『人民を主眼と立て、特に人民の安寧幸福を求むるを目的と定め、而して君主及び政府なる者専ら此目的を遂げんが爲めに存在するを以て、國家の大主旨となす所の國體』であることを主題として、『野鄙陋劣の國體』によつて立つ開化未全の國家の政治思想及び状態を批判して、筆鋒を國學者流の國體觀に集中し、さういふ『公明正大なる國體』のもとに於ける公法上の諸關係を演述したものである。従つて、問題の核心はその國家起源論に發するわけであるが、かれはアリストテレスの國家の起原を『人の天性』にもとめる實證主義的な立場をえらんでゐるが、しかし、實際はそれによつて天賦人權説的な自由主義の立場を根據づけようとしたのである。さういふ自由主義と、『國家の主眼』は『人民の安寧幸福を求めしむる事に従事するの外、一事もある事なし』といふ功利主義との結合に於いて、自由の權利をもつて『素と天賦にして此權なければ絶えて安寧幸福を求むる能はざる者なれば、此權は敢て他より奪ふべき善の者にあらず』と主張したのである。かくして、『國家の主眼は人民にして、人民の爲に君主あり政府あり』といふ合理的な專制主義の理論のうへに、君主政府と人民との間に自由主義の原理にもとづく、權利義務の關係をみいだし、これを保障する基本法としての憲法を有する近代立憲國家に『眞誠なる國體』の具現をみたのであつた。けだし、近代國家の最も根本的な特質は個人自由主義の原理と、その基本法による保障にあり、その原理を基礎づけるものは自然法的なる社會契約説と功利主義の思想であるといはれるが、加藤弘之に於いては社會契約説の影響は直接

現はれてゐないけれども、デモクラシー原理をわが國の政治的現實に對する積極的な批判に於いて展開した最初の體系的論著として、この『國體新論』の擔ふ意義は劃期的なものである。

それでは、この『國體新論』は、わが國の政治的現實に對して、どのやうな批判を與へたであらうか。概して、和漢を合して『天下の國土は悉皆一君主の私有物にして、其内に住する億兆の人民は悉皆一君主の臣僕たる者と思ひ、君主は固より此臣僕を牧養する任あれども、又之を己れか意に隨て制馭するを得べく、臣僕は只管君命是れ聽て一心之に奉事するを其當然の務なりと思ひ、且つ是等の姿を以て其の國體の正しき所以なりとする』ことを、單に『和漢等開化未全の國々』にかぎらず、ヨーロッパに於いてもまた同様におよそ萬國の開明に進まざる以前に於ける、『舊來の陋劣野鄙なる國體』にすぎないものとしたのである。であるから、『民惟邦本』といひ『君以民爲本』といふ民本思想は單に觀念的な『公明正大な論説』にすぎず、現實的には『國土人民を以て君主の臣有臣僕と爲さざる確證は絶えて之なく、又名賢鴻儒と仰がる輩と雖も、此の如き姿の非なるを悟りし者は一人もこれなき』事實を指摘し、かへつて『尊王卑民の説』をもつてこれを理論づけてきたのであると指摘する。このやうにして、加藤弘之の筆鋒は國學者流の國體論に集中せられる。

國學者流の輩愛國の切なるより、頻に 皇統一系を誇稱するは誠に嘉みすべしと雖も、惜い哉、國家君臣の眞理を知らざるか爲に、遂に天下の國土は悉皆 天皇の私有、億兆人民は悉皆 天皇の臣僕なりと



し、隨て種々牽強附會の妄説を唱へ、凡そ本邦に生じたる人民は只管 天皇の御心を以て心となし、天皇の御事とさへあれば善惡邪正を論ぜず、唯甘して勅命の儘に遵從するを眞誠の臣道なりと説き、是等の姿を以て我國體と目し、以て本邦の萬國に卓越する所以なりと云ふに至れり。

といふこの國學者流の國體論をもつて『君主も人なり、人民も人なり、決して異類の者にあらず、然るに獨り其權利に至りて斯く天地霄壤の懸隔を立つるは、抑何事ぞや』と、その『甚だ天理に背反し人性に悖戾する所以』を辯難して、『かかる野鄙陋劣なる國體の國に生れたる人民こそ實に不幸の最上と云ふべし』とかれは『歎き』かつ『笑ふ』たのである。ひとはここに尊皇の精神によつて立つ日本の政治原理が、自由主義を基礎とするデモクラシー原理の移植によつていかに徹底的に破壊されたかを考へることができらうであらう。それはかれ自身によつて、明治十四年の政變の結果國會開設の勅諭が渙發せられ岩倉具視によつて帝國憲法の大綱領が確立せられたその年に、絶版及び學說變更の宣言が發せられるまで、左院一等議員・元老院議員・東京大學綜理の名とともに喧傳せられた。翌年かれはダーウインの進化論の影響下に「人權新説」を著してみづからの天賦人權説を否定したが——かれ自身によれば明治十二年十一月東京愛宕下青松寺の講演會に於いて天賦人權説を否定してゐた、——「國體新論」の及した影響は、かれ自身がみづから駁論否定しなければならなかつたほどに大きかつたのである。もつとも、その年に板垣以下諸參議の民選議院開設建白書が提出されたとき、かれはまつさきに早尙論を唱へて反對したのであるから、一見卑怯なる變節とみられるけれども、

ども、「眞政大意」以來、そして「國體新論」に於いても、『邦國人文既に開明進歩して、少なくとも中等以上の者中等以上の家産ある者をも云ふ粗事理を辨じ、人情を解する程の國にあらざれば』その『眞誠なる國體』を實現する手段としての立憲政體の樹立も頑愚に墮するのみであるといふ風に、すでに漸進論を唱へてゐるから、必ずしもそのやうにみるべきでないことは、すでに指摘されてゐるごとくである。二三

ところで、重大な問題は、その第三章いはゆる家産國家的思想に對する批判に於いて主張する自由主義所有權の思想である。總じて『開化未全の國』に於いては『天下の全土を以て一君主の私有とする』が故に、土地に對する所有權の存在を悟らず、そのために『土地を侯伯に分與する』といふ封建制度が行はれたのであるが、『凡そ土地山川の如きは、天然に之を所有する者あるの理絶えてあらざれば、始めて其處に占居し、其處を開拓せる者の之を己れが所有とするは當然の事にして、之を他人に授與し、或は賣却するも、總て其所有主の自由であり、故に又他人其授與を受け或は之を買得すれば、隨て其所有主となるも亦當然の事』なのである。しかるに、西洋各國に於いては、『夙に所有の眞理を悟りしより、政府人々の私有地を認許して、敢て天下の全土を一君主の所有となす事なきに』至つたのであるが、本邦に於いても明治五年土地永代賣買の禁を解き地券制度を定めたことは、『此理に從て人々の私有地を認許』せるものであつて『實に良政と稱すべし』ことである。従つて、『此制一たび立ちし以來は、天下の土田山林には各之を私有する者ある事を明かにして、決して悉皆 天下の御有とは云ふべからざる』こととなつたものである。このやうにして天下を君



主の私有でないとする主張は、土地所有権の認許によつて證明せられたことなのである、——と加藤弘之は主張するのである。それにもかかはらず、『今日に至りても猶未だ曾て此道理を知らずして、矢張日本國中悉皆 天皇の御有なりと思ふ者多く、或は地券の制立ちしより人々私有地の明許ありしは既に知ると雖も、猶之を眞の私有と思はず、實は 天皇の御有の内を分借したる者の如く思ふ輩猶多し』といふのは、一體何故であるか。

斯く人々謬見を脱せず、眞理を悟る能はざるは、固より二千餘年來因襲の習慣に出ると雖も、彼普天王土と云ひ、富有天下一杯云へる語、亦大に之れが原因となり、殊には國學者流が頻に愚論謬説を主張せしより益々世の惑を増す事となれり、既に先年某府の告諭書と題せる書を見しに、其中に國土は勿論、此國土上に有りとあらゆる物一個として 天皇の御有ならざる物なければ、今我輩の衣食住を始め皆天皇の御恩によりて姑く之を拜借して用ふる事と心得、謹て此高大深遠の 皇恩を感戴すべき由を詳細に論述したるを見たり(中略)此等の愚論固より齒牙に掛くるに足らずと雖も、其弊たる益愚昧の民心を惑して益眞理の妨害をなす事、實に少からざるを知る可し

とそこでかれはいふのであるが、さうすると、土地所有権の確認は、わが國に傳統的に傳承された國土は即ち王土であり一切の物は 天皇の賜物であるといふ思想の謬妄を破摧したものであらうか。近年某府の告諭書といはれてゐるものはいふまでもなく明治元年に京都府下に王政復古の趣意を告諭したいはゆる「人

民告諭大意」のことであつて、さうすると、『能く考へ見よ、天孫開き給ふ國なれば、此國にあるとあらゆる物、悉く 天子様の物にあらざるはなし』とそこに告諭されたことが、齒牙にかけるにもたらぬ愚論謬見であることを指摘したものが土地所有権の確認の意義であるといふことになる。いはゆる土地所有権の確認が王土王臣の國柄を『野鄙陋劣なる國體』として否定する自由主義の原理の認證を意味するものであるとされるならば、問題は極めて深刻なものがある。地主の『土地を所有する権利』は君主政府の『土地を管轄する権利』とは區別されるべきである。けれども、土地所有権の確認は、『之を眞の私有と思はず實は 天皇の御有の内を分借したる者』となした日本の所有觀念を否定してこれを絶對化したものであると考へるこの思想は、皇政復古を貫く王土王臣の思想、即ち『天下は一人の天下なり』とする日本の原理を眞向から否定するものであつたことは、明瞭である。その王土王臣の思想は支那的現實としての家産國家の觀念とまつたく本質を異にするものであつたことは、すでに明かにした。加藤弘之はこれを全然同一視して、かれの自由主義所有権思想を理論づけた。その理論が、してみれば、そのデモクラシー原理の移植との間に存する關係もまた明かであらう。後節に論述されるやうに、加藤弘之がデモクラシー原理の移植に於いてこの土地所有権確認の事實を位置づけたことは、總じてデモクラシーの移植過程を通じて重大な問題を投ずるものであつたことを、ここに記憶して置いていたがたい。

これを要するに、歐米的原理の認識は、正確には、このやうに日本的原理の否定に於いて、即ち皇政復古



の原理に對する反擊的否定に於いてのみ出發せられたものであることは、ひとはいまや確認しなければならぬであらう。しかも、顧みるならば、それを媒介したものは、『國家の主眼は人民にして人民の爲に君主あり政府あり』といふ君主政治の合理的解釋にあつたが、それは實は支那的政治原理としてひとの聞きなれた思想であつた。そこでは政治の目的は單に『安民』といふ功利的理論をしか有しなかつたことは、すでに明にしたところである。

維新政府に仕へて明治五年には畿内山陽西海道の御巡幸に供奉し、また侍讀として宮内省に出仕したかれが『國體新論』はその翌六年のころに執筆したものである。さういふ立場にある加藤弘之がここに、『天下國土億兆人民を以て獨り 天皇の私有臣僕となすか如き野鄙陋劣の風習を以て、我國體となすの理は決してある可からず』といつて、『君主も人なり、人民も人なり、決して異類の者にあらず』といふ人權自由の説を主張したことは、理解に苦しむところといへるであらう。かれは萬世一系の君主國を否定しようとしたのでないことは勿論である。しかもなほかれは國學者流の尊皇精神を否定し王土王臣の原理を否認して、自由主義を力説唱道したのであつた。そのときひとの想起するのは、『天下を以て天下萬民の共に有する所となして敢て政府の私有となさざる』歐洲の立憲政體が、『政府は惟天下萬民を治めるか爲めに設くる者』とする合理的な『國體』を具現するものであつて、この故に『官民上下父子の如く相親睦』し、『官民上下常に憂樂利害を同する』ことによつて、宇内に冠たる開化富強をかちえるに至つたことを力説した『西洋各國盛

衰強弱一覽表』であらう。けだし、さうした後進意識に於いて國家の『獨立不羈』を希求する國家主義的心理こそ、かれをして『自由の精神』を鼓吹して『國體新論』を著はさしめた根據なのであつた。それ故に第六章には『人民自由の權利及び自由の精神』と題して『人民たる者は能く此理を知て必ず又自由の精神を備へ、苟くも我精神を敢て他に托せざるの心なかる可らず、蓋し、人民自ら卑屈して其自由の精神を失ひ、以て只管君主の臣僕奴隸となるを欲するときは、自ら眞誠の安寧幸福を求むるの道を失ひ、隨て國家の精神亦全く衰耗するに至る必然なり、故に各民皆自己の爲め、及び國家全體の爲めに此精神を保持して苟くも自ら卑しむの心を生ず可らず』と、かれはいふのである。國民個人の自由の自覺は國家獨立精神の根源であるといふこの見解は、自由主義と民族主義とを楯の両面と解する近代的通念に一致する。だから、『和漢其他開化未全の人民は、自ら君主の臣僕なりと思ふが故に、尊王の心過度なるのみならず、自ら卑しむの情亦過度にして、自由の精神抔云ふ事は夢にだも知らず、己れか身體精神は只管君主に委託し、唯其命是れ聽て一心王事に勤勞するを人民の眞道なりと思ひ、絶えて其非を悟ら』ないのであるが、かくのごときは『例の卑屈心を吐露したる愚論』であつて、その結果は自己を卑屈ならしめることによつて國家獨立の精神を衰耗せしめることとなるであらう。

人民各自由の精神を備へてこそ實際上の自由權を握り得べく、隨て國家も安寧を得、國力も強盛を致すへきに、若し我邦人民此精神を棄て、只管 天皇の御心にのみ従ひ、隨て實際上に自由權を失ふを甘ん



するに至ては、我國の獨立不羈は殆ど難き事なり。

と断定し、「是故に、人民愛國の心ある者は須らく此精神を育成するを務むべし、若し苟くも此精神を非とし、例の卑屈心を以て是とするときは、縦令ひ愛國の情如何に深厚なるも眞に愛國の道を失ふが故に、好て國家の衰頹を促すが如し」と、そこでかれは論斷したのである。自由主義と民族主義とが楯の両面であり、個人的自由の自覺が直ちに國家的民族の自覺となるものであるかどうかといふことは、實は検討を要する。しかし、加藤弘之の場合に於いて明瞭なことは、國民各自が卑屈奴隸心を清算して自由獨立心を育成すること、直ちに國家獨立精神の本源となるものであり、眞の愛國心は國民自由の精神の育成によつてのみえられ、ここでかれが考へたといふことである。その國家の「獨立不羈」を希求してやまぬ激しい愛國心の支柱のうへに於いてのみ、明治維新の精神史的原動力である尊皇精神との訣別に於いて、自由主義の原理の移植が理論づけられえたといふ事實を、ここに於いてひと典型的によみとることができるのである。

だが、かれがこの天賦人權説的な自由主義との訣別を宣言して後も、そのいはゆる愛國主義はいささかも弱められなかつた。いなその愛國主義の立場そのものが、この訣別を可能にしたのである。そして後年かれは「殉國の節義」といいていつた、——「此道義は單に倫理を以て教へ得らるべきものにあらず、多くは感情の發動によりて生ずるものなり、吾人の感情吾が君を愛すること深厚ならずんば、假令如何に倫理を以て導くも到底如何ともすべからざるなり」と加藤弘之講義論集第三冊。或はまた「予か愛己主義と忠臣愛國との關係」に於

いて、わが國のごときは、「萬世一系の皇室を戴けるを以て、忠君と愛國とは全く融和合して毫も離れざるなり、愛國は即ち忠君、忠君は即ち愛國となるなり」ともいつた加藤弘之講義論集第三冊。實際、わが國に於いては、個人自由の意識の成長との關係なしに、いな、絶對尊皇の精神の灼熱するところにこそ、國家自衛の、そして民族獨立の報國精神は、割くべからざる運命共同體の同胞感情をともなつて昂揚されたのであつた。報國の精神は盡忠の精神とのみ結びつき、民族の自覺は尊皇の大義の體認のうちに湧きあがつてゐた。その尊皇の精神は「天下は一人の天下なり」といふ皇國の自覺的體認のうへにのみ火のごとくに燃えあがりえたものである。國家的國民の自覺が忠良なる臣民たるの自覺に於いてこそ灼熱しえるものが、わが皇國なのであつた。よしいかに激しい愛國心の支柱をもつてゐたとしても、個人自由の意識の喚起は、この本來的な臣民的民族意識を窒息せしめ、その底に流れる後進意識の祕密によつて國家獨立不羈の精神を歐意に憑かれた卑屈心にまで轉落せしめたのが、歴史の現實であつた。かくして、加藤弘之の轉進は、かれが提示した自由主義理論の功罪を前驅的に自證した典型として検討されるに値したであらうか。

四

加藤弘之に對して「民間下流の民權論者」として、維新前後の歐米思想の移植に特に顯著な役割を演じたのは、福澤諭吉である。

福澤諭吉の思想にも勿論時代の趨勢に伴ふ變化がみられるであらうし、かれが共和政治を謳歌しようとし



たのでなかつたことはいふまでもない。かれはただ『世界中に行はるる政治の専制を好まずして民権を主張した』のであつて、それを共和政治を主張したと非難するがごときに對しては『果して何の書を讀み誰の言を聞て此臆斷を爲すや』とみづから昂然として反駁してゐる福澤全集。『苟も日本國に居て政治を斷じ政治に關する者は、其主義に於て帝室の尊嚴と其神聖とを濫用す可らずとの事は我輩の持論』であるといひ、『我日本の政治は立憲國會政黨の風に一變することならん、此時節に當て、我輩の最も憂慮する所のものは唯帝室に在り』として『帝室論』を書いたのは、明治十五年五月のことである。『我帝室の一系萬世にして今日の人民が之に依て以て社會の安寧を維持する所以のものは明に之を了解して疑はざる』點に於いて、かれ諭吉は確かに世のいはゆる『皇學者流』と『同説』なるものであつた。しかも、『赤面ながら不學にして神代の歴史を知らず、又舊記に暗し』とはまたみづからそこに告白するところであり、二三それである。『皇學者流』の尊王論の『弊』を考へざるをえないものであつた。最も注意を要するのは『世に亂臣賊子と稱する者』といへども、その名は『日本人民の中にて各主義を異にし帝室を奉ずるの法は斯の如くす可し、斯の如くす可らずとて、互に其遵奉の方法を争ひ、天下の輿論に亂臣賊子せらるる者は亂臣賊子と爲り、忠義視せらるる者は忠臣義士たるのみ』であり、従つて、『我日本國に於ては古來今に至るまで眞實の亂臣賊子はなし』といつてゐる點である。このやうな考へは近來世間普通にいはれてきたことであるが、これによつて『鎌倉以來世に亂臣賊子と稱する者』を辯護しようとしてきた思想が許されるべきであつたかどうかは、今日改めて論ずる

ことを必要としな四五。しかも、福澤諭吉の場合は、『我日本國にも古來専制の流弊ありて人民の氣力これが爲に退縮し、外國の交際に堪ふ可らざるの恐あるが故に、氏の素志は勉めて此弊を糺し民権を主張して國力の偏重を防ぎ約束を固くして政府の實威を張り全國の力を養つて外國に抗し、以て我獨立を保たんとする』福澤全集といふのが、議論の根柢であつた。けだし、かつて『王室政權を失ふと雖も』、『其政權は去て外國人の手に移るに非ず』しかも『今の時に在て我國の政權若し去ることあらば、其權は王室を去るに非ずして日本國を去るなり、室を去るものは復するの期ありと雖も、國を去るものは去て復た返る可らず、印度の覆轍豈復た踏む可けんや』といつてゐるやうに、かれの立場は『事の大小輕重に眼を着』け、『全國の力を養つて外國に抗し以て我獨立を保たんとする熱烈な國家主義的精神にその思想の根柢が立ち歐米思想移植の支柱が立つてゐたのである。自由民権家の嚆矢として謳はれる福澤諭吉の出發點は、このやうに熱烈な國家獨立精神に源泉をもつことは、記憶せられてよい。かういつた意味に於いて、福澤諭吉の歐米思想の認識のしかたは、一般に維新前後に於けるその典型として特筆に値する。この點は加藤弘之の場合よりも一層顯著に窺はれるのである。このやうに幕末以來の國家防衛の意志の強靱な支柱によつて支へられることによつて行はれた自由主義原理の移植が、それにもかかはらず、皇政復古の精神との訣別に於いてなされた事實がどのやうな結果をつくりだしたかといふこと、これが問題なのである。そこで、福澤諭吉がどのやうに歐米的政治原理を認識したかといふことから、検討を進めるであらう。



「福翁自傳」によれば、福澤諭吉は豊前中津の奥平藩士福澤百助の末子として天保五年大阪で生れた。父は元締役としてながく大阪の倉屋敷の勤番してゐたが、『讀書一偏の學者』をむしろ希んでゐた。二歳のとき父を失ひ、下級武士として『封建の門閥制度』を憤る亡父の心事を憶ひながら、十四五歳のころから白石常人の塾に交ひはじめ、『一體の學流は龜井流』の學風をうけた。龜井流とは筑前の龜井南冥の流派をいひ、荻生徂徠の學統に屬し、<sup>(二五)</sup>寛政異學の禁に遭遇して、なほ昂然と徂徠學を維持するを誇つた學派なのであつた。後に二十一歳のころから長崎に遊學して蘭學に入り、間もなく安政二年大阪に出て緒方洪庵の門生となり、安政五年江戸に行き藩邸蘭學塾の教師をしてゐる間に英語の研究をはじめ、駸々として進んだ。萬延元年正月、最初の遣米使節木村攝津守の從者として咸臨丸に乗組み、『至れり盡せり』の歡迎をうけて米國の土を踏み、文久元年十二月出航の第二回遣外使節竹内下野守一行の通譯官として松木弘庵（寺島宗則）箕作秋坪とともにヨーロッパ各地を巡回し、さらに慶應三年正月出帆の發注軍艦請取使節小野友五郎に從つて二度目の渡米をなし、六月歸國した。この間、かれのいはゆる『端を尊王攘夷に發して大業の成を開國進取に告げたる』維新の大運動が進行してゐた<sup>維新以來政界の大勢</sup>。だが、かれは幕府の用をしてゐたけれども、『如何なこと幕府を佐けなければならぬかと云ふやうな事を考へたこと』もなく、勤王といひ佐幕といひ、『詰る所は雙方共に攘夷の仕舞りが善とか惡いと云ふ』だけのことである。とみたかれは、やがて皇政復古の年を迎へんとするときは、『戰爭が始らうと云ふ氣振りが見えれば何處かへ直ぐに逃出して行かう』といふ心構へをもつて江戸城

中にゐた。維新政治に對しては、『始めから測量が出来ずに唯其時に現れた實の有様に値を付けてコンな古臭い攘夷政府を造て馬鹿な事を働いて居る諸藩の分らず屋は、國を亡ぼし兼ねぬ奴等ぢやと思つて、身は政府に近づかず唯日本に居て何か勉めて見やうと安心決定した』ことであつた。かれは『東西南北何れを見ても共に語るべき人は一人もなし、唯獨りで身に叶ふ丈けの事を勤めて、開國一偏西洋文明の一天張りでリキンで居た』のである。けれど、『全國の人民政府に依らねば身を立てる處のないやうに思ふて一身獨立と云ふ考は少しもなし』<sup>一</sup>いはゆる『宿昔青雲の志』といふ遺傳的な迷を醒まして、『一國の獨立は國民の獨立心から湧いて出てることだ、國中を擧げて古風の奴隸根性では逆も國が持てなし』<sup>二</sup>といふ『文明獨立の本義』<sup>三</sup>を身をもつて知らせようと、かれは決心して動かなかつたのである。これを要するに、福澤諭吉にとつて尊皇佐幕の争ひのごときは頑迷攘夷の埒内に於ける争ひにすぎず、從つて、幕府に事へたがかつて積極的に幕府に盡さうと考へなかつたばかりでなく、かつて積極的に尊皇の精神に觸れようとして考へたことはなかつた。『文明獨立』の歐米諸國を身をもつて認識し、それに攘夷論的敵愾心を感じることなくして、これに並立しうる『文明獨立』の國家の黎明をのみ待望してきたのである。かれの念願は遺傳的な封建的の奴隸根性を啓蒙して文明獨立心を喚起するといふことのみであつた。慶應二年初冬に著された「西洋事情」以下相續いで出版された著書は、すべてかかる念願の所産であつた。

「西洋事情」はその初編が慶應二年七月に書きあげられ、外編及び第二編と相續いてその年のうちに發兌せ



られた。即ち渡歐中「観る毎に聞く毎に驚く」とともに「之を羨み之を日本國にも實行せんとの野心」禁ずる。あたはずして西洋文明の景況を筆記したもので、初編のごとき著者の手より發賣したる部數も十五萬部を下らず加ふるに上方邊流行の偽版を併すと二十萬乃至三十萬といふ莫大な數が、「恰も烏無里の蝙蝠、無學社會の指南」として一世を風靡した。その初編は、政治經濟文化諸般の大要をかかげて米蘭英露佛葡獨七ヶ國の國勢を概観し、外編は政治經濟等の『西洋普通の事情』を説明し、二編にはさらに人間の通義及び收稅論の二條及び特に露佛の國勢を詳記した。

『現今歐羅巴の諸國』が多く用ひてゐるものは、『國に二王なしと雖ども、一定の國律ありて君の權威を抑制する』ところの『立君定律』の制度であつて、魯西亞のやうに支那のごとき『立君獨裁』の制度をとるものもあるが、しかも、そこに於いてさへ、『生殺與奪の權を一人の手に執り』、『一人の私意を以て國政を専らにすること』はなし。『純粹の共和政治にて事實人民の名代なる者相會して國政を議し毫も私なきは亞米利加合衆國を以て最となし』、『血統の君を立て王命を以て國內に號令するは立君の體裁なり、國內の貴族、上院に會して事を議するは實に貴族會議の政治なり、門閥を問はず人望の屬する者を選擧して下院を建つるは共和政治なり』、その『三様の政治を混同し』、『政治の景況恰も精巧なる器械の如く一體の内自から調和の妙機あり、若し外より強暴を以て之を壓する歟、或は内より互に不和を生じて離散する等のことなくば此政治は天地と共に永久すべき』は、英國である。従つて、福澤諭吉がヨーロッパ各國の文明の政治に於いて最も理想

的なものとしてみいだしたのは、『年代に従て變遷し其時々の人智と實驗とに由て體を成せる』いはば『天の然らしむる所』ともいふべき、『其政體、血統の君主國內に號令するの權あれども、別に法律ありて君主の權を抑制す』る英國の政治であつた。

ところで、租稅制度をはじめ金融經濟兵制、そして學校新聞圖書館博物館病院、蒸汽機關汽車汽船傳信機瓦斯燈、なんとその文明の進歩して便利であることか、諭吉はこの情況を實に巧妙なことばをもつて活寫描出し、やがて外編に至つて、この羨むべき西洋文明の基礎をなすところの『普通の事情』即ちこれらの『文明獨立』國家に普遍的な政治體制を紹介する。

國家成立の起源をかれもまた『人間の天性』に求め、人間交際の原理を自由の思想にみて、『人間の交を全せんには相互に自由を許し相互に堪忍し、時としては我了簡をも枉て人に從ひ、此彼相平均して始て好合調和の親みを存す可し』と説明してゐる。『人の生ずるや天より之に與ふるに氣力を以てし、之に附するに性質を以てし、此氣力と性質とに由て外物の性に應じ以て身を全して朝露の命を終ることを得るなり』といふ、その『性質』とは人間の社會性が『天性』にいづるをいひ、『氣力』とは自由獨立の意識の『天賦』にいづるをいふ。そこでその『自主自由』をもつて『人生の通義』であるとして、

天より人に生を與れば又從て其生を保つ可きの才力を與ふ、然れども人若し其天與の才力を活用するに當て心身の自由を得ざれば、才力共に用を爲さず、故に世界中何等の國たるを論ぜず、何等の人種たる



を問はず、人々自から其身軀を自由にするは天道の法則なり、即ち人は其人の人にして猶天下は天下の天下なりと云ふが如し、其生るるや束縛せらるることなく、天より附與せられたる自主自由の通義は賣る可らず、亦買ふ可らず、人として其行ひを正ふし他の妨を爲すに非ざれば國法に於ても其身の自由を奪取ること能はず、今給料を受けて人に奉公する者は或は其身不自由なるに似たれども、其實は然らず、奉公の人にも其身軀は其人の身軀にて、煩勞の代には給料を受け一身の處置を爲すに他より之を間然する者あることなし

と説明してゐるのであるが、文明國家に於いてはかやうに君臣の分離るべからざるものとした身分意識に束縛せられず、一身の處置を自由にする『自由の趣意』が『天より賦與せられたる通義』であるとするのであれば、それが封建制度に對する否定的意味は明瞭である。けれども、その自由の意識は封建的身分關係に對して意味をもつのみならず、一般に君主に對する身分上の自由の主張を意味してゐることも、また明瞭である。それは『人は其人の人にして猶天下は天下の天下なりと云ふが如し』といふ支那の原理を媒介としてのみ、尊皇精神の横溢せる當代に於いて、なほたやすく容認せられえた思想であつたのである。『人の一身を進退し活計の道を擇び遊樂の趣を異にするも各々其人の意に任して他より之を妨ぐ可らず』といふ自由は、即ち『造物主の深意に出る』ところの『人の天稟に於て自から身を重んじ身を愛するの性』にいづるものである。かくして國家は人々各々がかかる自主自由の通義を達せんがために存在する。さうした功利主義の國家

觀を、『人々互に其便利を謀て一般の爲めに勤勞し、義氣を守り廉節を知り、勞すれば從て其報を得、不羈獨立を以て世に處す』といふ『自由不羈』の精神によつて解釋してくると、文明獨立國家の原理は、實に合理的な響きをもつてひとの口耳に入るのであるが、しかし、その原理は『天下は天下の天下なり』といふがごとき支那の原理に相通するものであることをしるならば、この天賦自由の思想の本質がどこにあるかはほぼ明瞭である。

かくて福澤諭吉もまた『政府の體裁』即ち政體を形而下的な形態とみて、その『大趣意』即ちその理念―加藤弘之が『國體』といつたもの―は、『唯人心を集めて恰も一體と爲し衆民の爲めに便利を謀るより外ならず』といひ、『本來諸國に政府を立てて國民の之を仰ぎ之を支持する所以は唯國內一般に其德澤を蒙らんことを望むのみの趣意なれば、政府たらんものも若し國民の爲めに利を謀ることなくば之を有害無益の長物と云ふ可し』と、政府は人民のために存在するといふ合理主義をもつて、ヨーロッパの自由主義の原理を理解した。しかも、その政府の職分は法律によつて『人民の生を安んじ、自由を得、私有の物を保つことを得る』にあるとみてゐるから、そこでも政治は道徳から分離せられ、その目的は『安民』の一語に集約しえるのである。その『安民』が『自由』の保障に歸し、さらに『私有』の保護に歸するものとみてゐるところは、まづたく正確であつた。まさに『自由』の意識は、『人の天稟に於て自から身を重んじ身を愛するの性』、さういふ『一種天賦の性情』に發するものとみるべきであるならば、自由主義こそ『人間の天性』を暢達する所



以であり、造物主の恩寵に應ずる所以ともなるであらう。自由主義は、かくて必然的に經濟上の自由競争主義を正當づけ、政治上には民主主義を根據づけるであらう。

文明開化の段階はかかる自我自由の自覺の段階に即應する、『歴史を按ずるに政治の沿革は時々故障なきこと能はずと雖ども、年代の久しきに從て次第に善に赴くもの』であつて、『世人徳行を修め智識を研くの風俗に赴けば自から政府の威權を制して衆庶會議の端を開き隨て政府も亦私曲を行ふこと少く、漸く國中一般の便利を公議するに』至るのである。換言すれば、『其趣旨を施行す可き人物を選擧し之を衆人の名代として議政の職に任ずる』ことを『國民の職分』とするがごとき國民參政權の獲得は、國民の智徳が進歩してこの自我自由の理を自覺するときに俟たねばならぬ。從つて、『良政府の一大緊要事』は其民を無智文盲に陥るることなきに在り』、就中政治經濟の事情に通曉せしめるにある。しかも、福澤諭吉に從へば、蠻野から文明に向ふは『天然』のしからしむところであり、かかる文明の世こそ、『人生天稟の至性』を伸し、『事物一として天然に出でざるものなき』世なのであるから、この書のもつ啓蒙的效果の莫大であつたことは、けだし想像に餘りある。加藤弘之のいくたの著書の生硬なるに比し、この書がいかにかに讀者をしてものづから西洋文明の禮讚に溺れしむる巧妙きはまりなき魅力を有してゐたかは、まつたく想像に餘りあるのである。

ところで、『西洋事情』外編が美むべき西洋文明を媒介として根據づけた理論として注意すべきは自由主義的な所有權觀念である。即ち「私有の本を論ず」として、かれは「私有とは價ある物を躬から爲めに用ひ

或は自由に之を處す可き權を云ふ」となし、その私有意識は文明の進歩に從つて明確となるとして『文明の人民に於ては私有の辨別愈々繁にして愈々密なり』と説明してゐる。さうした私有の種類を『移轉』可能なる動産と『遺傳』のみ可能なる不動産の別ありとし、不動産私有權を證明する『證券』即ち地券の制度に論及してゐる。就中注目すべきは『私有の種類に尙又一層の美を盡し繁にして且密なるものあり』として紹介した『發明の免許、藏版の免許等』即ち特許權版權の概念である。まさに特許權の私有といふ問題こそは、自由主義所有權觀念の末梢神經的な敏感性を示す問題である。さうして『家産を積で子孫に遺すも私有を自由にするの趣意にて、これを人生最後の自由と云ふ』といつてゐるやうにかやうな所有權觀念の絶對性こそ自由の意識の本質的意義の存するものであることを明かにしてゐるが、『國法を以て人の私有を保護すれば國中貧富の別なく皆其恩澤を被らざるものなし、(中略)良政府の下に於ては一人富を致せば衆人其福を共にす、假令ひ卑賤の小民たりとも自個の利益を謀るを知らば、私有保護の趣意を誤解する勿れ、小民の自から衣食を給して其不幸を免かるる所以は唯富人の有餘を仰ぐにあらずや』と有産者主義、換言すれば資本主義を美むべき西洋文明社會のものとして紹介してゐることは、ものづから福澤諭吉の自由主義の立場を展示するものといはねばならぬ。

「西洋事情」二編の下半部は露佛歴史政情を紹介したものであるが、前半は主として英國を中心として人間の通義即ち自由の意義及び收稅論に充てられてゐるが、ここにかれは『英國人民の通義』が『人生天賦の自



由』にあることを指摘し、英國盛大の由來がこの『自由の通義』の培養にあつたことを指摘してゐる。『世俗人間の交際』のあるところ、『一身の自由』に制限をうけることは必然であるが、それはかへつて『處世の自由』を増加する所以であるといつてゐるから、この『自由の通義』は勿論社會的なものである。『古來數十年の間には或は暴君の爲めに此自由を妨げられたることあり、或は一途に自由の度を失して浮華無實の流俗に陥り、無政無君の擾亂に遭ひしことあり、此時代に於ては世間の恟々たること殆んど暴君の政に窘めらるるよりも更に甚だしかりし、然りと雖ども、從來我英政の自主自由を重ずるに由り、其盛大なる勢を以て遂に人民を塗炭に救ひ争亂隨て治まれば、隨て又人民の通義自由を挽回して其本分を得せしめ、尙ほ又時代の沿革に従ひ議事院の議論を以て益々其趣旨を主張し、難を凌ぎ危を冒して以て今日の盛に至りしなり』といふところに、右の意味は明かである。

では、その『人生天賦の自由』の通義の内容はいかにといふに、第一身を安穩に保護するの通義、第二身を自由にするの通義、第三私有を保つるの通義、この三種を擧げてゐる。だが、ひとの注目すべきことは、その『自由の趣旨を主張する』英國議會政治の本質がどのやうに認識されたかといふことである。即ち、『以て三綱の大義を助け之を保護する』ものとして『議事院の體裁威力特權』をみ、これを第一には『王室の特權を抑制して明かに其分限を定め國王をして必ず其分を守らしめ民人の然諾を得るに非ざれば、此分限を踰越すること能はず、又公然と之を犯すこと能はざらしむることなり』と、かれは説明してゐる。その具象的な

現れとして、私有を保つるの義は、『譬へば英國の人民は假令其本國を防守し其政府を保持する爲めなりと雖ども、國民自己に全く然諾したる所に非ざれば之を促がして税を收めしむ可らず、即ち國民の自己に然諾するとは議事院に出席する國民の名代人にて之を許すを云ふ、古來錢貨出納の事に付き、屢々議事院にて法令を定め、其令に云あり、王室の特權に托し議事院の然諾を待たず、或は議事院にて許したる時限を違へ、或は議事院にて定めたる法に背き、以て國王の爲めに金を集むものは曲事たるべしとなり』といつてゐることによつて、きはめて明瞭である。その「收税論」はこの趣旨をさらに具體的に説明したものであるが、その歸趨するところは要するに、『抑も衆庶會議合衆政治の旨は、國民を以て國權の基と爲し人々身自から其身を支配するを以て大綱領と爲すものなれば、今斯の如き政府を立てんとし却て其國民をして何等の税を拂ふやを知らしめず、何れの時に之を拂ふやを知らしめず、何様の法に従て之を拂ふやを知らしめざるは、正しく其政治の旨に戻れるものと云ふべし』といふにある。

ひとびとはそこにかの有名なアダム・スミスのことば、『およそ一切の租税は、これを支配ふ納税者にとつては隷屬性の表徴なのではなくして、自由の表徴なのである』(Every tax, however, is to the person who pays it a badge, not of slavery, but of liberty. Smith, Wealth of Nations, Vol. II. p. 341) を想起するのであらう。或はまたかの人權宣言の第十四章『すべての公民は自ら又は自己の代表者を通じて公共的課税の必要を認定し、自由にこれに同意し、その用途を檢し、その比率、査定、納付、及び期間を決定する權利を有



す』といふ嚴かな市民の宣言を想起するであらう。まさにかくのごとく『吾々は云はば吾々自身に對して義務を負ひ、「我々自身に對して課税する」(tax ourselves)のである』といふ合理的な自主的納税思想が成長したときは、市民たちが、『自分達の上に高く超越する一切の權威を否定し、國家をもつて個人の利益に明確に割り切る事の出来る市民の共同の機關であると想像』することのできた歴史的黎明であつた。<sup>(二六)</sup> 福澤諭吉が西洋文明國家に於ける『人生天賦の自由』の通義の表徴として認識した租税思想が、封建的舊制度との闘争のうちにかちえられた市民的 성격の刻印を押されるべき歴史的な所産であつたことは、明瞭である。それ故にこそ、かかる自主的租税思想は、『王室の特權を抑制する』議會主義、一層明晰には『國民を以て國權の基と爲し人々身自から其身を支配するを以て大綱領と爲す』人民の『自己支配』國家の象徴であると考へられたわけである。國民主權説に基礎をもつ、それこそはまさに近代的デモクラシーの象徴なのであつた。封建的專制主義への抗争意識、かれがしばしば唱へる門閥封建制度への憎惡の意識に於いて、かれはいまや羨むべき自由主義國家の政治の『大趣意』を理解した。

かくして福澤諭吉は、英國や米國の『盛大』をもつてこの自由の意識の伸暢に根源すると解釋した。『人生自由は其通義なりとは、人は生ながら獨立不羈にして束縛を被るの由縁なく自由自在なる可き筈の道理を持つと云ふことなり』——その個人の『獨立不羈』の意識の確立は直ちに同義的に國家の『獨立不羈』の確保の根柢であるとみたのである。個人自由の意識の伸暢が國家自主の精神の基礎要件であるとみたのである。

明治二年十月發兌の『世界國盡』に、かれが最初に渡洋して見聞したアメリカを謳歌し、

普天の下に土地廣く卒土の濱に民多し、億のみならぬ生靈の貧富強弱賢不肖その趣は異なれど、耳目鼻口四枝の官是非曲直を分別し、善に従ふ本心と學てすすむ才能は、一種無類萬物の靈に具る天の性、千古不易の一大義、ここを勞し身を役し他人の熱を假らざれば、ひとへも貸さじ我自由、天の道理に基て國に報ゆる丹心の誠にいでし一國の不羈獨立の勢は、留んとすれど止らず、「北亞米利加」の十三州、その本國の政治より威光を以て命じたる名もなき貢税いたさじと告げんとするに便なく、民に備る天然の自由の趣意も日々に覺ることぞ遺恨なる、遺恨に遺恨かさなりて頼む所は天地の理、頃は安永五年の秋、十三州の名代人、四十八士の連判狀世界に示す檄文に、「英吉利」王の罪を責め自から建てし合衆國、武器兵糧も乏しき民、數萬の敵は海を越え新手引替へせめ來る猛虎飛龍の勢に、おそれ撓まぬ鐵石のここに誓ふ國のため、失ふ生命得る自由、正理屈して生きんより國に報る死を取らん、一死決して七年の長の月日の守攻、智勇義の名を千歳に流す血の河骨の山、七十二戰の艱難も消て忘るる大勝利、目出度ここに「英吉利」と和睦結びし新條約、約束固き政、政治ありて主君なく、天下は天下の天下なり、四年交代の大統領、上院下院の評議役、一國中の便不便議り定めし法律の威は行はれ猛からず、次第に進む國の富、百工製作商賣は「英吉利國」と肩並らべ、文教技藝學校は「佛蘭西國」の右にいで、土地よりいづる産物は五穀獸類綿煙草葡萄菓實甘蔗金銀銅鉛鐵石炭、凡世間の日用に百物一も不足なし、衣



食を逐ふ人の情、求め得易き活計をたづぬる人は四方より日に集り月に増し、人口三千有餘萬、新地開發ちこたらず、漸くひらく國界、東西一千三百里、北と南に七百里、十三州の本領も今はその數三倍し、三十六州並び立つ、その中心は「和和頓頓」、府内に開く政治堂、高さ二百八十尺、衙門樓閣巍々として結構のこるところなし、西の世界に獨立し威をとどろかす大國の議政爲政の源なれば、その洪大も道理なり。

と紹介してゐることをみるならば、這般の論理は容易に理解されるであらう。「一國の不羈獨立の勢」は「國に報ゆる丹心の誠」にいづることは、かならずしも自由主義の理論を必要としない。しかし、その「報國心」は「我自由」の自覺に由來するとみたところに、福澤諭吉の自由主義認識の構圖がある。だが、自由の意識が報國心の根柢であるといふのであれば、國家はまさに「政體ありて主君なき」人民の國家として成長しなければならぬ。「天下は天下の天下なり」として米國の國家原理を認證せる福澤諭吉の認識は、まことに正確であつた。

「天は人の上に人を造らず、人の下に人を造らず」といふ有名なことばをもつて書きはじめられた「學問のすゝめ」は、このやうな歐米的原理の認識の構圖をさらに端的に記録せるものである。

「我日本國人も今より學問に志し氣力を慥にして先づ一身の獨立を謀り、隨て一國の富強を致すことあらば何ぞ西洋人の力を恐るるに足らん、道理あるものはこれに交り、道理なきものはこれを打拂はんのみ、一身

獨立して一國獨立するとは此事なり」と、このやうに個人自由獨立の氣風こそが一國自主獨立の基礎であることを力説して、第一條獨立の氣力なき者は國を思ふこと深切ならず、第二條内に居て獨立の地位を得ざる者は外に在て外國人に接するときも亦獨立の權義を伸ること能はず、第三條獨立の氣力なき者は人に依頼して惡事を爲すことあり、といふ三箇條の理論を明かにしてゐる。さうすると、自由の意識はかれにあつては「西洋人の力を恐るるに足らず」といふ西洋文明國家に拮抗せんとする國民意識の發露なのである。「外國に對して我國を守らんには自由獨立の氣風を全國に充滿せしめ、國中の人々貴賤上下の別なく其國を自分の身の上に引受け、智者も愚者も目くらも目あきも各其國人たるの分を盡さざる可らず、英人は英國を以て我本國と思ひ、日本人は日本國を以て我本國と思ひ、其本國の土地は他人の土地に非ず、我國人の土地なれば本國のためを思ふこと我家を思ふが如くし、國のためには財を失ふのみならず一命をも抛て惜むに足らず、是即ち報國の大義なり、固より國の政を爲す者は政府にて其支配を受ける者は人民なれども、こは便利のために雙方の持場を分ちたるのみ、一國全體の面目に拘はるることに至ては人民の職分として政府のみに國を預け置き傍よりこれを見物するの理あらんや」と、それ故にかれはいつた。「その「土」を離れては生きて行くことが出来ない」といふほどに、土地そのものとの一體不可分の意識によつて、祖先と一體となつた地域を護らうとするのは、元來未開人に於いて最も熾烈であるといはれる。といふことは、祖先と一體となつた土地を護らうとする意識は、所有觀念の成立以前よりの、從つて收益觀念の成立以前の、いはばそれこそ天賦の野生



的感情であるといふことである。「其本國の土地は他人の土地に非ず、我國人の土地」であるといふ國土愛は、文明の進歩のもとにちかえられた私有意識の所産ではなく、より一層野生的従つて本源的なものである。しかも、所有觀念の近代的絶對觀のもとに於いては、「財を失ふのみならず一命をも抛て惜しむに足らず」といふ「報國」心は、物質的所有への執着の深化をとまふことによつて、逆に稀薄となりえる。従つて、この文章が國民の報國心を喚起するの刺戟劑を含んであるとすれば、そこに流れるその本源的な國土愛にあるのであつて、自由の意識に含まれてゐるものではない。但し、その自由の意識が「政府のみに國を預け置き傍よりこれを見物する」やうな卑屈な傍觀性を打破しうる國家的國民意識基礎となるがためには、國家と人民との同一體の意識が國家權力を人民の自己支配的權力として形成せる國家に於いてでなければならぬ。國家構成のデモクラシー的基礎づけがなされなければならないのである。歐米近代國家はまさにさういふ國家原理に立ち、自由市民こそはさうした國民國家の人的構成者なることを意識してきたのである。福澤諭吉は、これを決して見逃してはゐなかつた。「元來人民と政府との間柄はもと同一體にて其職分を區別し政府は人民の名代となりて法を施し、人民は必ず此法を守る可しと固く約束したるものなり」といふ契約說的國家觀がまさにそれである。

「學問のすすめ」六編には、この「政府は國民の名代にて國民の思ふ所に従ひ事を爲すものなり」といふ社會契約說的國家觀を詳しく説明してゐる。政府と國民との關係は「右の如く國民の總代として政府を立て、善

人保護の職分を勤めしめ、其代として役人の給料は勿論政府の諸入用をば悉皆國民より賄ふ可しと約束せることなり、且又政府は既に國民の總名代となりて事を爲す可き權を得たるものなれば、政府の爲す事は即ち國民の爲す事にて國民は必ず政府の法に従はざる可らず、是亦國民と政府との約束なり、故に國民の政府に従ふは政府の作りし法に従ふに非ず、自から作りし法に従ふなり、國民の法を破るは政府の作りし法を破るに非ず、自から作りし法を破るなり」とかれは説明してゐるが、これが人民の「自己支配」といふ全民政治即ちデモクラシー原理に立脚する契約說的國家觀であることは、疑ひを挟みえない。その七編には、かかる國家は「國中の人民申合せて一國と名づくる會社を結び社の法を立て」たやうなものであり、従つて人民はすべて「商社の主人」にほかならないといひ、

主人の身分を以て論ずれば、一國中の人民悉皆政を爲す可き者に非れば、政府なるものを設てこれに國政を任せ、人民の名代として事務を取扱はしむ可しとの約束を定めればなり、故に人民は家元なり、又主人なり、政府は名代人なり、又支配人なり、譬へば商社百人の内より撰ばれたる十人の支配人は政府にて、殘九十人の社中は人民なるが如し、この九十人の社中は自分にて事務を取扱ふことなしと雖ども己が代人として十人の者へ事を任せたるゆゑ、己の身分を尋ればこれを商社の主人と云はざるを得ず、又彼の十人の支配人は現在の事を取扱ふと雖ども、もと社中の頼を受け其意に従て事を爲す可しと約束したる者なれば、其實は私に非ず、商社の公務を勤る者なり、今世間にて政府に關することを公務と



いひ公用と云ふも其字の由て来る所を尋れば政府の事は役人の私事に非ず、國民の名代と爲りて一國を支配する公の事務と云ふ義なり

と論じてゐる。かくのごとく、個人自由の氣力が國民的報國心の根源となるためには、該國家が人民の『自己支配』の原理に立つ人民の國家となることを、絶對必要とする。市民的自由の意識の昂揚は、全國民の市民的同質性の意識のもとに於けるデモクラシー國家に於いてのみ、眞に國民國家意識として自己防衛的報國心となりうるのである。人民の國家としての體制が明確であればあるほど、『自己支配』意識の對外的轉換としての自己防衛意識は、自由の意識の昂揚のうへに熾烈となりえるのである。

『國中の人々貴賤上下の別なく其國を自分の身の上に引受け、智者も愚者も目くらも目あきも各其國人たるの分を盡さざる可らず』といふ學國的な國家防衛意識は、それ自體としては海防論乃至攘夷論を貫流する幕末以來の國家國民的自覺の延長として一應看取することができる。しかるに、さうした國民的自覺は、皇恩の洪大に報いたてまつる盡忠報國の精神の發露としてのみ熾烈となりうるものとして鼓舞せられてきた。皇國日本に於いては報國の精神はまさに盡忠報國の精神に根柢をもつてきたのである。ところが、福澤諭吉によつてそれはいまや個人の自由の意識に淵源をもつべきものとされた。しかし、そのときに於いては、國家そのものが人民の『自己支配』によるデモクラシー國家として自己を變容しなければならなかつたのである。それは明瞭に皇國國體にとつては根本的な自己變質であるにほかならなかつた。かれが尊皇攘夷の精神

を全然理解しようとはせず、超然として西洋文明一點ばりの態度をとつてゐた告白は、ここに看過されるべきではない。してみれば、『所謂木に生じたる蟲の其木を枯すに異ならず、皇國に生れながら皇國の本を知らず、却て是を新國の歐洲に變ぜ令んとす』るものであるとひとが反駁し、『兼てより皇國に瀾淪せし敬神尊王愛國を宗とし、萬國に乏しき處の一個蕩然の忠孝義烈を深く感銘し、彼大和魂なるものを練り堅め、百鍛千鍊して漫に動かす事を得ざれ、此心貫徹せる、是を眞の日本人と云なり、(しかるに、その)敬神尊王忠孝義烈の實を捨てたらば、汝等か心に愜ふべけれども、百萬年を過すとも、是ればかりを動す事は叶ふべからず、汝等眼を張て良民固有の心地を見よ』とひとの糺駁したのは、決して固陋頑迷の批判とはいひえざるものがあつたのである。

たしかに福澤諭吉は君主國體そのものを否定しなかつたし、人民と政治との關係をデモクラシー原理のうへに構築しようとしたのであるから、單に政體の變革を意圖したにとどまると辯護されることが可能である。のみならず、かれがこのやうなデモクラシー原理に舉國防衛の淵源をもとめようとしたのは、たとへば、『其原因を尋るに數千百年の古より全國の權柄を政府の一手に握り、武備文學より工業商賈に至るまで人間些末の事務と雖ども政府の關らざるものなく、人民は唯政府の指嗾する所に向て奔走するのみ、恰も國は政府の私有にして人民は國の食客たるが如し、既に無宿の食客と爲りて僅に此國中に寄食するを得るものなれば、國を視ること逆旅の如く嘗て深切の意を盡すことなく、又其氣力を見はす可き機會をも得ずして』養



ひ成した人民の無氣力、『我全國の人民數千百年專制の政治に窘められ人々其心に思ふ所を發露する能はず、欺て安全を偷み詐て罪を遁れ欺詐術策は人生必需の具と爲り、不誠不實は日常の習慣と爲り恥る者もなく怪む者もなく一身の廉恥既に地を拂て盡きたり、豈國を思ふに違あらんや、政府はこの惡弊を矯めんとして益虚威を張りこれを嚇しこれを叱し強て誠實に移らしめんとして、却て益不信に導き其事情恰も火を以て火を救ふが如し、遂に上下の間隔絶して各一種無形の氣風を成せり』といふその『專制抑壓の氣風』そして『卑屈不信の氣風』が、依然として人民をして『政府は雲上に在て國を司り、我輩は下に居てこれに依頼するのみ、國を患ふるは上の任なり、下賤の關る所に非ず』といふがごとき封建的卑屈心、たとへば『今政府に常備の兵隊あり、人民これを認めて護國の兵と爲し、其盛なるを祝して意氣揚々たる可き筈なるに却てこれを威民の具と視做して恐怖するのみ』といふ『萎縮震慄の心』にそれをみるであらうやうな『卑屈不信』の氣風が國家發展の動力を阻碍せることの餘りにも強いことを、かれは明確に認識したからであつた。成程、たとへば、『王公は上に居て其富貴を保ち、士大夫は中に居て其祿位に安んじ、庶民農工商賈は下に居て其家業を樂しむ』辨道書といはれるやうな貴賤觀念のもとにあつて、『仁義禮智といふ事、世に上なき教へなれども、これはちほやけ様の常とあそばさる道にて、町人の分限に學び得らるべき道にあらず、たとひ學とも渡世せはしき身にはちこなひがたし』町人常道といふ封建的卑屈心が養はれ、『一身の憂樂を捨て國家の休戚を以て我休戚となす』ことは農工商の間を離れて武士の職分とせられ講孟初記、農工商の庶民は『一日々々無事にさへ涉

り候へば、何の考もなく打過ぎ』吉田松陰全集、事實である。明治維新は民るといふ状態が從來みられたことは書翰二三五號、事實である。明治維新は民平等を實現した。しかも、かかる『賤劣卑屈』の氣風は依然として庶民から去らず、國を思ふ深切な國家國民的自覺は容易に昂揚せられなかつた。民衆の政治意識はさほめて低劣であり、官吏の政治道徳ははなはだ尊大であつた。このやうな國民意識の低劣さが國家獨立精神の緊張を阻碍してきたことは争へぬ事實である。封建的庶民をして國家的國民にまで育成することは、實に明治維新の重大なる課題であり、そのやうな國民國家の確立を意味するものが公論政治思想の歴史的本質であつたことは、前章に闡明されたごとくである。それ故に、歐米列強の富強を知悉せる福澤諭吉は、その脅威に拮抗するためにはこの『賤劣卑屈の氣風』を打破しこの依頼心を粉碎して『獨立不羈』の氣風を喚起することが先決問題であると考へたのである。

『所謂「舉國一致」は、本質上自發的なる政治國民を前提として、初めて可能なのであつて、國民が非政治的なる、單に支配の對象たる、大衆乃至群衆として存在し、又は斯く取扱はるる所には、真正なる「舉國一致」の生るる理はない、我國に於ける政治の目標は、何よりも、國民をかくの如き、自由にして能動的なる、政治國民として自覺せしめ、かくの如き國民意志が政治の生きた原動力として働くべき、原理機構を確立するにこそ在る』とは、それ故に最近に至るまで政治學者の主張してやまなかつた所以なのであつた。二九この點に於いては福澤諭吉の認識は決して誤つてをらない。錯誤は、この論者と同様に、『近代國家の生成發展を促した最も深大にして根幹的なる思想は、即ち自然法的なる社會契約説である』三〇ことを認識して、これを移植



することによつてのみわが國が眞の舉國一致の實をあげうる近代國家としての發展を促進しえると考へた點にある。かくすることによつて、近代國家として一應わが國を強力に發展せしめることは可能であるにしても、しかしながら、かのいはゆる『良民固有の心地』の傳統とかかる民主主義的國民意識は必然的に衝突し、遂にその近代國家としての發展に於いて重大な自己矛盾に陥没しなければならぬことを看過してゐるのである。その自己矛盾は、それ故に、國民の政治意識を未成熟なる混亂状態に陥れることによつて、國家意識を加乘するどころか相殺せしめて、わが國の政治を異常なる貧困のなかに投ぜしめずんばやまなかつたのである。日本人は依然として自己防衛の意識に於いてその生命を抛つのではない。必死底の戦場に於いて發揮されるものは、依然として、皇恩に感激する尊皇盡忠の精神の傳統の自覺、即ちかのいはゆる『良民固有の心地』の自覺より發する報國の精神である。天下の人心は尊皇の精神のもとに於いてのみ眞に一たりうるのである。しかし、政治に於いては『自己支配』の原理に於いてのみ舉國一致が可能であるとされてきたのである。いまや皇國存亡の關頭に立つに至つてはじめてかかる原理的矛盾は政治學の行詰りに於いて曝露されてきたのである。

福澤諭吉の理論は、爾後に於ける政治學の幹流とともに、『所謂木に生じたる蟲の其木を枯すに異ならず』といふ亂駭に堪へえないものであつたといはなければならぬのである。しかも、福澤諭吉によれば、『古來我國治亂の沿革に由り政府は屢改りたれども、今日に至るまで國の獨立を失はざりし由縁は、國民領國の風

習に安んじ、治亂興廢外國に關することなかりしを以てなり』といはれる。それでは、亞歐を席捲せる蒙古の襲來を撃攘した舉國一致の精神と、強大露國を撃破した舉國一致の精神とは、はたして別個の基底のうへに立つものであつたのであらうか。

『日本文明之由來』は、さうした見地に立つて日本人民の『卑屈賤劣』の氣風の由來するところを探求しようとするものである。かれはその『卑屈賤劣の風』は君臣上下の分といふ道德的身分關係を社會的身分關係との混同に於いてみ、かかる氣風は開關以來の『至尊の考』と封建時代の『至強の考』との重層的な結合による『偶然の事情』によつて生じたものであるとする。『君臣の義』といはれるものは、『人性』の『天理』に胚胎したものでなく、歴史的な『約束の偶然』にいでるものであつて、『子は父たる可らず、婦は夫たる可らず』といふがごとく『父子夫婦の間は變革し難し』といふものと異り、『君は變じて臣たる可し、湯武の放伐即是なり、或は君臣席を同ふして肩を比す可し、我國の廢藩置縣即是なり』といふがごとく『修治改革』の可能なものである。『立君の政治も改む可らざるに非ず』といふものではなく、『其文明に便利なると不利なると』のいかんによつて『變革』しえらるべきものと考へた。それにもかかはらず、わが國に於いては、『文明の諸君を施行するの權は悉皆政府の一手に屬し、人民は唯其指揮に従ふのみ、加之全國の土地人民の身體までも王室の私有に非ざるはなき』状態であるが故に、『被治者は治者の奴隷に異なら』ないといふべきであり、『天下の權は悉く王室に歸し、其力常に一方に偏し』て『權力の偏重』をみまに至り、ここに人民の『卑



屈賤劣の風』が養はれたのである。もしはたしてわが國君臣の大義が湯武の放伐のごとく變革しうべきものであるとするならば、——かれはそれを文明の進歩に對する『便不便』の問題によつて處置せられるべきであつて、わが國に於いては變革されるべきものではないといつてゐるが、——そしてもし『天下の權悉く王室に歸す』ることが『權力の偏重』の原因であるとするのであれば、傳統的なわが尊皇の精神を、一種家産國家的觀念であると思惟してゐたといへるのであらうか。しかし、かれは『至尊の考』と『至強の考』とを分離し『至尊の考』を維持しつつ『至強の考』を打破することによつて、至尊の國統を維持しつつ人民『賤劣卑屈の風』を打破して、人民の『自由獨立の氣風』を培養することができると考へた。『英國の王室と人民との間は恰も此上等家族の如き者にして、嘗て相犯すの舉動なきのみならず、中心に之を犯すことをも忘れたる者なり、犯されざる國王は益貴く、犯さざる人民は益親しく、以て社會の秩序を維持するは、人間最大の美事と云ふ可し』一新 民情といふ英國的立憲君主政治を理想的としたかれらの立場は、このやうにして成立したのであつた。

しかしながら、ひとびとはそのやうなデモクラシー原理の認識が、君主は人民のために存在するといふ合理主義と、最も端的には『天下は天下の天下なり』といふ支那的原理を媒介とすることによつて、行はれたものであつたことを、すでに知つたはずである。そのやうな政治思想は『君臣の大義を主とする』立場に對して『安民』を目的とする立場のうへに成立したものであつた。さうであるとすれば、自由主義の原理に立

つ立憲議會主義の移植は、福澤諭吉に於いても、尊皇の精神の傳統との訣別に於ける、支那的原理への逆轉として指摘されうる理由を有したのであつた。幕府主義がその原理によつて『位は尊けれども政に豫らず』といふ政治理論を構想したものであつたのに對して、『君臨すれど統治せず』といふ英國的立憲君主政治がまさにその原理によつて認識せられたといふことは、まことに妙といはねばならぬ。ただ、國家の『獨立不羈』を念願する國民國家意識を支柱として有したために、そのやうな逆轉が進歩的の見解として容認されてきたのである。それにしても、皇政復古の後いくばくもなく、『天下の人心は門閥の舊套を厭盡して恰も方向に迷ふ其最中に西洋文明の元素は日に國中に蔓延して底止する所を知らず、其速なるは殆ど傳染病の毒を傳ふるよりも速にして之を留めんとするも留む可らず』藩閥家人政府論といはれるほどに、原理を異にせる歐米思想が浸潤してきたり、『王室の特權を抑制して明かに其分限を定め』んとする自由主義がこの風潮のなかに速にかつ廣く蔓延したのは、わたくしのかつて指摘したやうな『精神史的轉倒』がこれに呼應したからである。このやうにして、加藤弘之の場合とひとしく、そしてより一層鮮かに、明治維新の精神史的原動力であつた尊皇精神との訣別に於いて、デモクラシー原理を受容し移植しえた福澤諭吉の場合を跡付けえるのであつた。

## 五

實祚の盛んなること天壤と窮りなく、『君臣の大義を主とし』てあくまでも君を重しとするのが、わが日本の國體であつた。かくて國に報ゆる精神は、その『皇恩に報いたてまつる盡忠の精神に胚胎し歸向するので



あつた。皇恩に報いたてまつる臣子の至情こそは發露して君國を護持せんとする民族の精神となるのであつた。尊皇精神こそが皇國防衛精神の根源であり、皇國政教の原理であるべきであつた。要するに、『王土王臣』といひ、『天下は一人の天下なり』といふのが、わが國の國體なのであつた。さういふ獨自なる國體を明かにして歐米列強の侵略を防衛せんとする運動が明治維新なのであつたのである。

であるから、『下民あつて後國王あり、國土は王の有に非ず、天下萬民の國土なり』といふ原理に立つ『英國の邦制を知らんと欲せば、須く先づ別に一新の活眼を開くべし』といはれたことは、當然であつた。まして、『國民を以て國權の基と爲し人々自から其身を支配するを以て大綱領と爲す』デモクラシー國家、或は『國家の主眼は人民にして人民の爲に君主あり政府あり』といふ民主主義國家を、羨むべき真正の國體を有する國家であると認識せんがためには、『君主も人なり、人民も人なり、決して異類の者にあらず』といひ、『天は人の上に人を造らず、人の下に人を造らず』といはれる人間觀の革命的變質が行はれなければならなかつた。もしそれが單にわが國とは國體を異にする歐米の政治形態であるといはれるのであれば問題がない。しかし、それこそが萬國の則るべき文明真正なる『國體』であるとせられ、そのやうな政治體制を移植すべしとせられるのであれば、『所謂木に生じたる蟲の其木を枯らすに異ならず』と論難せられ『王土を破りて國土と爲す、此を尊王と謂ふへけんや、余は斷じて之を賊となさんのみ』と彈劾せられても、やむをえなかつた。もしさういふ思想が傳染病のごとくに蔓延したのであるならば、『本邦の如きは、皇室の尊き他に

比類もこれなく候得共、右人心の變移もまた比類これなし』とその『意外の意外』なるを慨歎せられざるをえなかつたのも、けだし當然であつた。もしひとが歐米の政情をみて、わが國はいまや『封建を廢し國政を一朝廷に歸せしと雖ども、未だ政理に暗くして、兎角に政府を政府と思ひ、人民の政府たるを辨ぜず』と硬論するものがあつても、『本邦天祖以來皇統連綿萬世一系、眞の君主獨裁の國體にして、政府は天子より萬民統御の爲建設ありしものにて、萬民より談合の上世話方を頼まむ爲設けたるものに非ず、所謂一人の天下なれば』、そのやうな理論は『終に國體を破る懼れがあると糾駁されても、この批判に抗することはできなかつたはずである。

しかるに、『上流の民權論者』加藤弘之と『下流の民權論者』福澤諭吉とは、まさにさういふデモクラシー理論を、『文明獨立國家』の、そして『真正なる國體』に適合する理論であるとして紹介し鼓吹したのである。そのやうな自由主義の政治理論が、かつて幕府が構想してもつてその政權を合理化しようとしたところの、『君主は人民のために存在する』といふ支那的な合理的理論、そしてまさに支那的な『天下は天下の天下なり』といふ觀念論を媒介として認識せられ移植せられたといふことは、まさに『意外の意外』にいづる逆轉として回顧されるのほかはない。

では、一體何故にこのやうな『意外』の轉換が可能とされえたのであらうか。すでに二人の典型的な自由主義者に於いて指摘されたごとく、個人自由の意識は國家獨立の精神の基礎であると考へられたからであ



る。けだし、維新前後に於ける日本は、歐米列強の侵略的脅威のもとにいかにして自己を防衛し、自國の獨立をまつたうするかといふ國家的危機に直面してきたのであつたから、さうした自己防衛意識の繼承に於いてこそが、かかる轉換は可能にせられたのである。何故とならば、強大な歐米列強に對する自己防衛は、『天下の人心を一にすること』、即ち民族的運命共同體的自覺のうへに立つ舉國一致の國家國民的意識を喚起することによつてのみ可能である。そのやうな『皇國の御一大事』は幕府のみの負荷しえるところでもなく、武士のみの負擔しえるところでもなかつた。封建的割據意識、そしてまた封建的庶民意識を打破して舉國一致の體制を確立し國家的國民の自覺を喚起し、舉國一塊となつて突破するにあらずんばかなはぬものであつた。そこに皇政復古が公論政治を要請した理由がある。この國體に對する自覺的信念の透徹せざるところに於いては、このやうな重壓感が強大な文明國家に對する後進意識をともしきたることは、まことに自然であつた。さういふ後進意識は、自己防衛的な對立意識とたとひ結び合つても、それはむしろ一層眞摯なる追隨心に變じうるといふことも、人情の自然である。そこで封建的な封建制度のもとに萎縮せる卑屈の氣風は、このやうな後進意識のもとに反省せられることによつて、東洋的陋習として意識せられた。そしてその萎縮心を鼓舞して潑刺たる『獨立不羈』の氣風を喚起することこそ、國家獨立自主の精神を旺盛にする根源であると考へられた。さうした『獨立不羈』の精神をもつて自由の意識と解せられるならば、これが萎縮せられてゐるのは專制君主政治の弊害によると思惟せられたのも、當然である。かくして自由主義に立つ『自

己支配』の原理を移植することによつて、國民國家的な『自己防衛』意識が昂揚せられえろと思惟せられ、わが獨自なる國體の立場からはまさに指彈されるべき自由主義は、國家主義の風貌をもつて、移植されるといふ『意外』の轉換が可能にされたのである。

おもふに、近代的デモクラシー國家の原理である自由主義が、理論的にも、また歴史的にも、歐米列強をして近代的富強を獲得せしめたところの洗煉せられたる思想的原動力であるに相異なかつた。換言すれば、自由主義がわが國に於いて否認されるべきであるのは、それがあくまでもわが國家原理と相容れず尊皇精神の傳統と背反するものであるからであつて、國家の歴史的履歷を異にして篡奪者または征服者の支配を経験してきた哀むべき歐米人にとつては依然として素晴らしき寶石なのである。かれらにとつては、自由の保障こそはかれらにとつて立國の原理であり、自由の意識こそはまた愛國心の源泉であつた。さうであるならば、個人自由の意識の昂揚こそが愛國心の源泉たりうるといふことの、理論的解釋そのものについて、ここに検討する必要がある。といふことは、もしこのことが理論上動かすべからざるものであるならば、自由主義がわが國體に絶對背反するものであるとすると、日本の原理の維持せられるところ、遂にこの熾烈な自由主義的愛國心に超克することが不可能であるかのごとき印象を植付ける怖れがあるからである。この問題は、自由の意識と民族乃至國民の意識とが楯の両面であるほどに同一の思想の異なる表現であるといはれてゐる通念に關するものである。たしかに、封建的または專制的支配に對する闘争のなかから自由が獲得される歴



史は、その過程を通じて民族としての同胞的運命共同體の意識を昂揚せしめる結果を將來し、自由主義國家をして國民國家たるの性格を與へた。しかも、それは國家が民衆的基礎のうへに置かれたといふ意識に於いて、自由主義國家は國民的民族國家として意識せられるのである。ルソーによつて提出せられた自然法的社會契約説は、これに唯一不動の理論的基礎を提供したものと信ぜられてきた。人民の遵奉すべき法を人民自らが課すといふ人民の『自己支配』の原理によつてのみ、人民はただ自己のみに従ふといふ自由を獲得しうる。それはいはば人間がいまや自らの運命を自ら支配するといふことであるが、しかもその人間が社會を形成する瞬間に於いて、その社會の成員として相互に共通する利害、従つて共通の運命を共同して護るべき義務の要請に向はしめられるのである。人民の『自己支配』の原理は、自己支配國家の成員にとつては、自己防衛の原理を同時的に内含するのである。人民自由の意識の熾烈さこそは國家的自由の意識の熾烈さを示す標準計となるであらう。換言するならば、民衆の政治參與は民衆をして運命共同體としての國家的國民たるの意識を喚起せしめる必須の契機である。自由主義は、封建的支配に對する鬭争の過程を通じて、事實かゝる理論を實踐的に自證したと一般に考へられてゐるのである。しかもながら、これに對しては二、三の、しかも極めて重大な疑點が蔽ひ隠されてゐることを認識しなければならぬ。

その一は、人民の『自己支配』の原理は確かに自己支配國家の自己防衛の原理たりうるであらうが、自己防衛の目的を共通の利害以上に、絶對的なものによつて高めるものは、實はそれとは別個の契機から提供され

るものであるといふことである。『封鎖的社會よりの個人の解決が、民族全體に對して受動的態度をとることにより轉じて民族的自我を能動的なる主體たらしめるものは、個人主義的自由主義の意識をして全體奉仕的なる意識に轉換させるところの或契機である。而してそれは何等かの事情によりて民族の傳統に感激を起さしめる非合理的なる共同社會的契機であつて、斷じて利益社會的契機ではない』といふ見解は、この意味に於いて正しい。自由主義が社會契約説的な合理主義に基礎づけられてゐるかぎり、それは本質的に民族的一體意識への否定的契機をもそれ自體に包藏し、功利主義と結合してゐる場合に於いては一層この自己矛盾は顯著なのである。このことは、その自由主義の擔ひ手が歴史的には有産市民階級であつた事實と無關係ではない。このことは、自由と民族の意識とが楯の両面であるといはれるにかかはらず、自由主義の最初の實踐者であつた英佛兩民族に於いては、この兩者の關係がかへつて明確な意識のもとに把握されてゐなかつたといふ客觀的事實によつて證明することも可能であらう。英米兩國が自由主義の擁護を旗印に戰つてゐる現在、もしその戦争意識が旺盛となればなるほど口號する自由主義は壅蔽せられ、かれらの理論は自己矛盾のなかに窒息するであらう。

ナポレオンこそ『民族意識の強さをみとめてこれを操つて行動した歐洲最初の政治家である、しかし、ナポレオンのかくのごとき政策の對象となつた地方においては、住民の民族意識は彼によつて刺戟され、その成長は促進されることとなつた』といはれるが、<sup>(1)</sup>まざしく、『十九世紀初頭のナポレオンによる「外國支配」



こそ、ドイツをして特に民族主義の祖國たらしめた所のものであつたのである。ナポレオンの馬蹄の響きの下からフイヒテのドイツ民族意識の碑銘なる講演は生れた。民族の意識が自由の意識の發展とともに勃興したことはたしかに『世界的な現象』であつたけれども、『ドイツをして特に民族主義の祖國たらしめた所のもの』は、このやうに『十八世紀に於て、ドイツは經濟的にはイギリスの、政治的文化的にはフランスの植民地』であり、『就中十九世紀初頭のナポレオンによる外國支配のもとに蹂躪せられたる』まさにドイツ的な特殊事情であつた。概して、ドイツが『先進英佛兩民族との對立の下にのみ』、即ち『英佛兩先進民族に遅れて世界史の上に登場した』といふ事實のなかにこそ、その原因は求められなければならないのである。まさにしかく『遅れて來た』といふ意識、即ち精神的領土的な『外國支配』に對立拮抗せんとする運命共同體的意識を契機として、ドイツに於いてこそ、『自由の要求と民族の意識が最も純粹に、最も典型的に結びついて誕生した』ことを可能ならしめたのであつた。<sup>(二四)</sup>がそれ故に、『遅れて來たもの不幸』こそは、かかるドイツ精神の古典的な傳統を形成せしめられることによつて償はれたのである。そのときドイツ自由主義はまさに『精神の王國の碑銘』であることによつて、英佛的な自由主義の個人主義的な自己矛盾から免れえるのである。このやうにして英佛的『外國支配』に拮抗せんとする對立意識の支柱に支へられるところに於いて、ドイツに於いては自由こそは民族意識の實踐的原理となりえたのである。わが國に於ける自由主義の移植が民族的報國心の發露であるかのごとくに意識せられてきた歴史的理由は、まさにドイツ的な後進性にあつたと

みてよい。そこにこそ、自由主義の移植は、そのこと自體がそれが舉國一致への障礙として現れることによつて、わが國家原理に對する本質的自己矛盾であることを露表するまでは、『舉國一致』のための絶對的前提であるかのごとく思惟せられてきた所以があつたのである。即ち『外國支配』といふ特殊事情の存在こそが自由主義と民族主義とを楯の両面であると思惟せしめた所以なのである。

その疑點の第二は、それにもかかはらず、事實上國家的國民の意識が封建的支配との闘争のもとに於ける市民階級の成立とともに勃興したといふ『世界的な現象』は、その國家的國民の意識と自由の意識とが依然として本質的に同一の思想の両面であることを主張せしめるが、これに對する疑念である。しかしながら、それは理論的な眞理性を有するものではなくしてイデオロギー的な正確さをしか有しえないものであつた。それは十八・九世紀に於ける市民層の勝利が、市民層のイデオロギー的な國民化によつてのみ、アンシャンレジームの國家意識に對立しえられたといふことを、歴史的に示すものであつた。『教養と財産によつて特色づけられる市民層』が自由平等の主張に於いて全國民を自己と同質化することによつてのみ、かれらは自己の行動を國民の名に於いて正當化しえた。だが、しかし、『かやうな市民層と國民との同一視はそれ自體一つの虚構』<sup>(二五)</sup>にすぎなかつた。しかしながら、市民層があくまでかれらの支配のもとに於ける國家體制を建設しかつ維持せんがためには、市民層的な同質性のうへに一體的國民の意識を成立せしめるのほかはなかつた。イデオロギー的な『虚構』を理論的な『學說』とすることによつてのみ、それは可能であつたのである。



それは、命令的委任の否定を核心とする近代的意味に於ける國民代表の概念、即ち國民代表者は何人からも完全に獨立であり、代表されるものは個々の國民ではなくして全體としての國民であるといふ國民代表の概念が、フランス革命の際に成立せしめられたといふ事實に、最も端的に現れてゐた。このやうに「國民から完全に獨立な議員を以てなほ國民全體の代表者だと考へること」は、絶対君主政を倒して政治的支配權を獲得した新興市民階級が、階級の利益と權力とを維持せんがためのイデオロギイ的「擬制」であつた。何故とならば、「國民代表の概念は、現實に何らの關係の存しないところへ代表の關係を擬制することによつて、法の現實に對してそれが實際さうである以上の民主的な假面を與へ、それによつて當時の社會の支配層へ奉仕することができた」からである。かやうにして、國民代表の概念は、「特にそのイデオロギイ的性格を意識されることなしに、近代人の常識となつた」<sup>二六</sup>これを要するに、自由主義が國民國家の唯一の原理であるといふ理論は、自由主義の原理に立つ市民層が外延的に自己を國民化しようとするイデオロギイ的擬制にほかならなかつた。だから、かかるイデオロギイの常識化即ち普遍化こそアンシャンレジームに對する勝利に於ける市民層の國家の發展強化を意味したのである。そしてここに全體としての國民意識が市民層的同質性のうへに築かれたが、さうした國家が對外關係の緊張衝突を契機とすることによつて、國民意識は「世界的な現象」として民族の意識との一體觀にまで強化せられたのである。しかるに、その國民の意識はまさに有産市民階級の霸權掌握のイデオロギイ的擬制のうへに立つものであつたが故に、その脚下からして民族意識に對立す

る階級意識を呼び起すといふ結果を將來したのである。自由の意識が完全に「精神の王國の碑銘」にまで高められぬところに於いては、國家的乃至民族意識はかへつて階級意識の攻撃のもとに分裂する危険を到底免れることはできないといふ脆弱性を、本質的に有するものであつたのである。

ところで、黒田教授も指摘されるごとく、「日本の國民意識は明治維新を前後として著しく高揚したが、この國民の觀念は自由主義的な國民の觀念とは本質的に異なつたものであつた」<sup>二七</sup>のである。そのことは、當時高く強く喚起せられた國民意識の擔ひ手がまづたく市民層—かれらこそ最も卑屈な封建的庶民であつた—にあらずして「一身の憂樂を捨て國家の休戚を以て我休戚とな」した武士乃至武士的な學者であつたことによつても、明瞭に窺知しえる。その國家的國民意識は、一體の國家的な國民及び一體の同胞的な民族の意識の一體的統一性を有するものであつたが、その一體的精神は自覺せられた臣民の意識をその基礎とするものであつた。國民的民族的一體性の核心はまさにそのすめらみたまの自覺以外のなにもでもなかつたのである。この事實を確認することなしに、市民層的な國民意識の原理として理論づけられた自由の意識を移植することによつて、國家獨立の精神の昂揚に資すべきであるとしたことは、それが米英的「外國支配」に拮抗せんとする對立意識の支柱を有したかぎり一應わが近代的發展に貢献したかにみえたのであるが、第一にはそれがもつ有産市民層の虚構によつて、第二にはわが國家獨立精神の根幹をなす國民意識が本質的に自由主義とは相容れないところの日本の獨自性をもつたものであつたことによつて、二重の錯誤が犯されてしまつ



たのである。そこに、明治維新の前後に於いて、一貫せる國家獨立精神の繼續がみられるにもかかはらず、明治維新の動向がその國家獨立精神の基礎を分裂せしめつつ、『精神史的轉倒』ともいふべき逆轉的轉換をなしてしまつた所以がある。しかも、自由主義を擔ふべき新興市民層は自主的に發展せず、國民の政治意識はこの二重の錯覺と自由主義の客觀的條件の不健康性の故をもつて、きはめて早熟的な祕密性をもつて發達の途を歩みはじめたのである。明治政府の藩閥的傾向がこれに拍車をかけたこともまたたしかであつた。しかも、かの『良民固有の心地』は、いかに頑迷不遷と嘲られようともこの間に壓倒せられて消滅してしまふやうな薄弱なものでは斷じてなかつた。尊皇の精神の傳統は儼としてその『精神史的轉倒』に抵抗しつづけてゆくのであつた。

### 第三節 自由主義理論の展開

近代デモクラシーの本質は、それがイギリス及びフランスに於いて典型的發展をなしたといふことによつて明白であるごとく、經濟的社會的同質性の基礎のうへに立つた市民層の、專制的君主政治に對する對立反抗のなかにみいだされる。デモクラシー國家に於ける國民適格證は、經濟的社會的同質性に於ける市民であり、citizenであり、citoyenであり、bourgeoisであることにあつた。ここでは血や土または言語や文化に於

ける民族的同胞性の意識は、むしろ不來的な根源性を有しなかつた。公民權とは實に市民權にほかならなかつたのである。かくて專制君主の權力に對する共通の市民的利益を擁護せんとする抵抗意識が自由の本體であり、市民的同質性の意識のうへに平等の本體が裝はれてある。勿論デモクラシーは共和政治と混同されるべきではなし。ジェームス・ブライスが、『その背後にはその意匠とは没交渉に配置された多數の室に於て事務が執られてゐる官廳の大建築物の裝飾された前面に類するもの』であると指摘したやうに、名義上の國家代表機關が世襲的君主であらうと年期的大統領であらうとも、國家主權の根柢を市民的國民が保有する民主主義、國家政治權の根據を市民的民衆が分有する衆民政國家として、それは理解されうる。だから、その自由權の現實的本體は、その經濟的社會的市民的自由の政治的表現にあり、そして最も現實的には物質的所有權の自由であり、私有の不可侵性の意識にある。フランス及びイギリスの國家的伸張はさういふ物質的所有權の擴大集積のうへにもたらされた。さうした自由主義の支配壓迫に對抗すべき歴史的運命にさらされた。ドイツに於いてこそ、自由はもはや『外國支配』に對する民族的國家的自由として意識されなければならなかつた。ドイツに於いてこそ自由は『物質主義の墓表』のうへに建立せられるべき『精神の王國の碑銘』たりえたのである。英佛的デモクラシーが、民主主義の相貌に於いてではなく、自由主義の相貌に於いて、しかもドイツ的運命に於いて移植せられたのが、わが國の場合なのであつた。議會制度に具現せられるデモクラシーは、かくて君主主權に抵抗する民主主義をして『外國支配』に拮抗する自由主義の面に於いて認識



移植せしめられたのである。

『國家の大誓』を膺懲して『獨立不羈』を維持するためには、『大義の在るところにて、聖斷あらせられ候御事に付、戰の勝敗に御頓着はこれあるまじく、元來國家の榮辱は勝敗にあらず、國體の立つと立たざるにこれあるべく候』といふ『必勝』の信念に於いて蹶起すべきである。と斷言したのは、元治元年六月に於ける久坂玄瑞及び眞木保臣等であつた。松下村塾の偉人久坂玄瑞自由民権運動として展開された明治の自由主義は、自由の意識をもつてその國家の『獨立不羈』の原理であると思惟したのである。ところが、『攘夷の第一策は天下の人心を一にするに在り』とは、同志高杉晋作の指摘せるところである。さうした『舉國一致』は『眞に天朝を憂ふる』精神に於いてこそえられるのが、皇國日本であつた。ところがその國家の『獨立不羈』を維持するための『舉國一致』は、封建的士民をして國家的國民に鍊成するべく自由の意識を全國民的基礎のうへに確立することにはじまると思惟せられた。議會制度の確立は、いまや、かかる自由主義の確立のための必須的要請となつたのである。かくてかの民選議院設立建白書の提言以後の政治運動は議會主義の確立に向つて展開せられる。

だが、英佛的、總じて歐米的國家伸張は、物質的所有の擴大集積を目的とした方法とすることに於いて行はれた。換言すれば、資本主義的侵略として自己を表現したのであつた。従つて、物質的武器の最新強大性に於いて最も端的に表現されるところの物質的諸要素の壓倒的優越によつてそれは行はれた。そのやうか

侵略から自己を防衛し國家の『獨立不羈』を維持せんがために、緊急絶對に必要であつたことは、これに對抗しうべき武器を中心とする物質的生産力の劃期的な向上擴大でなければならなかつた。近代的資本主義的産業の移植増強として、それは具體化されなければならなかつたのである。近代的産業を移植し資本主義的生産を急速に成長せしめることが、そのための經濟的社會的諸條件の政治的開發を必要としたといふことも、説明を要しないのである。そのやうな諸條件とは、まさに自由主義經濟の確立にあり、經濟的社會的自由權の解放であるよりほかなかつた。前節に於いて、自由主義が、實は明治維新の動向を逆轉せしめつつ、さういふ『獨立不羈』の原理として認識移植せられた所以を跡付けた。本節に於いては、自由主義政治理論の展開せられゆくところのかかる構圖が、具體的に論證せられるであらう。即ち、それは正確に認識せられたところのデモクラシー的議會政治が、公論政治思想を論據として要求せられる第二の段階である。そして、ここに於いても論證の結果が明白にせられるために、依然として支那的原理がその媒介として役立たしめられるであらう。

## 二

大政奉還より版籍奉還、さらに廢藩置縣が豫期に反する順調さをもつて敢行せられて後、中央集權の實ここに擧り、新しき建設の巨歩は踏みだされた。けれども、そのときはやくも歐米の思想は滔々として都鄙に流傳せられはじめた。かかる景況に於いて、はやくもそこには『共和政治の學を謹じ國體を蔑視し、新



教を主張し民心を煽動する類、間々或は之れ有り」といふ状態が指摘されなければならなかつた岩倉具視關係文書、政教一致に。當時安井息軒の門生某は、「同學の徒百餘人、盛んに共和政事の美を唱へ、此れにあらずんば以つて富國強兵なる能はずと謂へる」ことの是非を息軒に質さねばならなかつた。息軒はしかし、邊りをはばかりながら、「若し必ずこれを 皇朝に行はんと欲せば、知らず將た 主上を何れの地に置きたてまつらんとするや」と論斷して、『洋學の徒、忠孝仁義の何物たるかを知らず、粗ぼ能く字を讀解すれば、則ち便ち艶稱を浮慕して、至當不易となし、その理を究むる能はざる』事實を指摘しなければならなかつた辨妄、與某生論共和政事書。

『今や我邦開明の化域に赴くの勢を見るに、他日人民の智識愈、進歩するに従ひ、人々自主自由の權を得ん事を欲し、各國制度の體裁に倣ひて下院を開き、國民名代となりて政府の議に參せんと企るに至るへし、此時に當らは政府と雖とも之を枉制するの理なし』とは、明治四年七月「立法行政に關する建白書」に木戸孝允の抱いた憂懷であるが木戸孝允文書、五年二月ともなれば、

日本も開化に日に月に赴候姿に御座候へとも、兎角皆偶然より出候事不<sub>レ</sub>少、付ては此往實に開化の弊もまた可<sub>レ</sub>恐と只獨不堪<sub>レ</sub>煩念事も不<sub>レ</sub>少、自分にも根本の處確乎仕候邊、尤御大事に御座候、且又總て物に確然たる法則と申ものも無<sub>レ</sub>之、然して人々なまききに馳せ、自主と歎、自由と歎、名々勝手の事而已相謀り、人情は只々轉燥浮薄にて移り、已に今日六七年前に比するときは、霄壤の相違も不<sub>レ</sub>少候、と河北俊弼に洩さねばならなかつた同。すでに『偶然より出候』て『六七年前に比するときは霄壤の相違』

が現れてゐたのである。この感慨を一層端的にかれはまた河瀬眞孝に宛てて吐露してゐる。

元より可<sub>レ</sub>許ものは不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>許は今日の時勢に候へ共、已に公然共和政治等の事をも議し、更に奉<sub>レ</sub>對<sub>二</sub>天朝<sub>一</sub>候ても忌憚無<sub>レ</sub>之有様、纔に此兩三年前を想思候得ば、眞に意外の相異にて、是全眞の開化に赴き候事とも難<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>思、其件々を數ぶるとも一二不<sub>レ</sub>盡、竊に將來を想像仕候て、獨り不堪<sub>レ</sub>苦憂<sub>二</sub>事も不<sub>レ</sub>少<sub>一</sub>、恐多くも終に 天朝をして一名物の様相心得候様成行候ては、死すとも瞑目する能はず、實に此間の處誠に以御大事の折と奉<sub>レ</sub>存候上 同

と、かれはそこで憂懷を吐露したが、『位は尊れども政には豫らず』といはれた 天朝のもとに幕府の政權を復したてまつらんと肝膽を碎いた孝允にしてみれば、『天朝をして自ら一名物の様相心得候様成行候』情勢は、實際死すとも瞑目する能はざる『意外の相異』といはれるべきものであつたに相異ない。同年十一月かれはまた河瀬眞孝に與へて

已に於<sub>二</sub>今日<sub>一</sub>も間々公然と共和の美をとき憚る事もなき有様、問わず語りにも是ほどよきものはなきと云はぬばかりの氣味も御座候間、形を變じ風を改め候事なども、至<sub>二</sub>今日<sub>一</sub>にては誠に容易なる事に御座候間、可<sub>レ</sub>成丈<sub>レ</sub>根本へ着目し、十年を期し、二十年を期し、可<sub>レ</sub>企處に力を用ひ人情の輕薄にませくられ、かゝる難有き 皇基の自然も薄らき候様相成候ては、萬憾實に難<sub>レ</sub>堪奉<sub>レ</sub>存候上 同

と慨歎せざるをえなかつたが、七年一月にはかの板垣退助等による民選議院設立建白書が上提され、八年四



月には漸次國家立憲の政體を立つべきの 聖詔が發せられた。しかも、九年六月かれはまた伊藤博文に對して、

時勢の變移候ほど意外のものは無之、如此大專制の本邦、纔に此五六年間にして未曾有の自由を與へ  
生活上の事、實に人民に取り候ては意外の意外、然るに一般人民中にて漸辨東西候ものは、奪て不飽一  
は別なり習風をなし、今後の煽動にて人民の腦中はいか様とも相變じ可申、實に米國獨立の後佛國の瓦解候事  
は佛人中一人も前知するものは有之間敷、時勢の然らしむる處とは乍申、人民の大不幸無此上、如  
本邦は、皇室の尊他に比類も無之候得共、右人心の變移もまた比類無之、於于此は爲前途御用  
意有之、上下人民の不幸に不陷義、萬祈千禱の至に候上

といつたのであるが、その年七月東北御巡行に供奉してかれのまのあたりにもたものは、『時勢の轉化人情の  
變移ほどちそろしきものは無御座候、みちのくの小兒まで主上の權限を論じ候もの有之候』といふ狀勢に  
あつた同上、伊藤宛。ひとびとは、この熱狂的な自由主義の蔓延について、その驚くべき時勢の急變の實相を知らし  
められるに、多くの例擧に接するの必要を感じないであらうが、一、二の事例を擧げるならば、そのころ自由  
主義の經典ジャン・ジャック・ルソーの「民約論」を讀んだ鳥居正功は、

吾輩曾て氏が著はす所の「コントラ・ソシアル」なるものを一讀するに、議論剴切、立意正確、千古の  
陋習を一掃し、一世の眞理を發揚し、毫も忌憚する所なし、所謂骨を敲いて髓を取り、血を刺して飢を

濟ふの説と云ふべし、吾輩は一句を讀む毎に手を拍て快と稱し、一章を讀む毎に案を扣て妙と叫び、中  
心激昂、手の舞ひ足の踏むを知らず、遂にテーブルを顛覆し筆硯を破壊し、一片の豪氣制止する能はざ  
るに至る、嗚呼亦た奇なる哉、快なる哉 評論新聞  
九〇號

と發表して心に措くところなかつた。ひところマルクスの資本論に對する青年の激情的な態度をおもはしめ  
るではないか。ここにまた原鶴巢のワシントン傳に對する感激を、ひとは想起してよいであらう。即ち、か  
れは、

於今願往昔之所學、治莫盛於堯舜矣、……堯舜之所以至治者、在其禪讓、禪讓之所以爲至  
德者、以不私於親愛也、……後世或雖有禪讓之名、其實皆篡奪而已矣、……蓋米利堅有華盛頓  
者、……立禪讓群選之法、及至今也、其治愈盛而不衰矣、故以政治協和、名其國、其治所以協和  
而愈盛者、蓋亦在公撰禪授矣、余讀之歎曰、嗚乎盛哉、禪讓之德、堯舜之後、不得聞其法、而道  
至今也、見諸僻遠之國、豈不<sub>レ</sub>敢歌羨<sub>レ</sub>哉、……若夫以余爲黨華盛頓耶、余亦不<sub>レ</sub>敢辭<sub>レ</sub>之而已

報四叢  
說二號

と評論して、米國の共和制をもつて堯舜禪讓の至治を實現せるものとして、讚嘆羨望してやまなかつたので  
ある。八年十月箕作麟祥は「國政轉變の論」と題して、『國の主權に暴劇至大の變易猛然として生ずる』をい  
ふ『國政轉變』即ち革命は、その『眞に必要なときは』『猶政府を改革するの正しきを得る』と異ならず、



政府たるもの人民自由の需めに抗するときは、『國民等宜しく兵力を用ひ以て之を廢すべき』ことを譯述した萬國叢話。「評論新聞」第四十號にはこれを轉載して、滿木清繁はその説の『壯快雄偉』に感激し、『夫れ天下は人民の共有にして政府の得て私すへきにあらず、天下人民の其租税を納めて官吏の供用に充つるものは他にあらず、之をして其人民を保護し一國の安寧を保たしめんとするにあらずや、如し政府たるもの其私利を營むに汲々として天下の安危を顧みざるが如きあらば、寧ろ手を束ねて一國の顛覆を傍觀するの理あらむや、竹槍席旗を以て其自由の權利を恢復するは、即ち勢の已むべからざる所なり』と評し、横瀬文彦は、この一篇をもつて譯述者の持論とみなして、『此篇を稱して東洋の「コントラ、ソシヤル」、日本の「レスブリ、ロア」となし、箕作子を呼て東洋の「ルーソー」、日本の「モンテスキュー」となすも決して過當にはあらざるなり』と宣傳した。

私利を營するも否ざるも、輿論を採納するに吝なれば、反動力を激成せざるを保し難し、一旦激動するに及でや、信用を恢復せんとするも得へからず、瓜分の勢を整頓せんとするも亦得へからず、支那の政治家は常に以爲く、民をして之に由らしむへし、之を知らしむへからずと、其人民は普天之下、王土に非るなしと、上下交々暴言と卑屈主義とを恪守する人民にても、勢に勝へされば必ず顛覆の憂を免れず、之に反して人民若し本分の自由と權理の性命より貴きを知らば、明祚豈二百餘年の久きを保ん哉

櫻鳴雜誌。  
三五號

とは、佐々木三郎が「明史」に寓して示唆したところであつた。

最初の憲法制定論は、かかる風潮のなかに於いて、いかにしてわが國を歐米列強に比肩しうる近代文明國家に導くべきかに肝膽を砕きつつ、かかる風潮に抗していかにして近代的集權國家としての統一を完成すべきかを課題となした政府部内より生れた。明治五年より六年に至る岩倉大使一行の米歐回覽が、これに及した影響はいふまでもなく直接的であつた。<sup>(二八)</sup>明治三年閏十月江藤新平が『永世國法』を『確定』すべきことを説いて「國法會議の議案」を上書したことをおもくも、五年四月には左院の少議官島誠一郎が、『今や外國交際日に開け月に盛なるの時』に當りて、『無智蒙昧の人民漸々外國の國體を窺ひ、自主自由を名として徒らに自己の權利を誇張し却て其義務を勤めず、甚きに至りては共和政治の論を爲すものあるに至る』を憂ひて、『至當の國憲』を『確定』すべき「立國憲議」を上書し、五月には公的に『上下同治の政』を施して『全國の基礎』を『確立』するために『下議院を設くるの議』が左院議長副議長の名をもつて伺ひたてられ議會制度及び憲法編纂の事業が進められた。しかも、憲法制定に劃期的な試みは米歐回覽使節として親しく歐米の國情を視察した木戸大久保の頭腦から生れた。木戸孝允は明治六年七月に、わが國の政治をして『漸を以て文明の域に導かしめる』ために、五箇條の御誓文の叢旨を推したてまつりて、『豈天下を以て一家の私有とせんや、民と斯に居り民と之を守り、萬機の事務統て人民に關係せざる無くして、人民も亦各其權利を盡し其負擔に任ぜざるべからざる』とし、『萬機の根本』たる『政規』を建てるべきを具陳し、ロンドンに於いて青木周藏



をして、帝號大日本政典（大日本國政規草案）を起草せしめた。その第二「國民の權利及其負責」の第五章「日本國土壤の主は即闔國の人民にして日本國の民位に列するもの是なり」といひ、第八章「各人に固有する天賦の權利は保護あるべし」といふがごとき、木戸孝允にしてすでに當時流行の自由主義から穎脱しえなかつたことを示すであらう。大久保利通もまた、英國が歐洲の一島國をもつていまや「國威の海外に振ひ萬邦を膝下に制し今日の隆盛に至る者は、蓋し三千二百餘萬の民、各己れの權利を達せんが爲め、其國の自主を謀り、其君長も亦才力を通暢せしむるの良政あるを以てなる」に反し、わが國の遂に「英國の隆盛に至らざる者」が、「三千一百餘萬の民、愛君憂國の志ある者萬分有一にして、其政體に於ても才力を束縛し權利を抑制するの弊あるを以てなる」ことを看破し、「其國家を負擔するの人力と其人力を愛養するの政體に從て國家の以て隆替する所」なることを指摘し、「君民共治」の「定律國法」（立憲君主制）を目的とし土地人情時勢に隨つて「確乎不拔の國憲」（「根源律法」）を制定すべきことを企案した。ここに「國家を負擔するの人力と其人力を愛養するの政體」の美なるものとして、「己れの權利を達せんが爲め、其國の自主を謀り、其君長も亦才力を通暢せしむる」自由主義國家を眺めてゐることは、注目に値する。「愛君憂國の志ある者萬分有一」なる封建的因襲をかかる自由主義の移植によつて改革しようとする意圖を指摘しうるならば、かれの立場もまた自由民權論のそれと本質的には變らないのである。だが、その政體のいかにかはらず、「百端の國政を裁決施行する」にたる「不羈獨立の權勢を有する所」を明確にすべきことを立言してゐるところは、

大久保の強力政治を想起せしめるにたる。或はまた隨員中の伊藤博文が、「野蕃の風習を脱然したるの國」の「確實なる定證」が、「擅に其法を變換する能はざるの定律」ある國家であると結論して、「百般の政務其源を茲に發す」るところの「根本律法」の「確立」を唱へるに至つたことも、<sup>(二九)</sup>想起されてよいであらう。これを要するに、「封建の壓制に慣れ長く偏僻の陋習以て性を成し」きたれるわが民風を振起し、眞に「國家を負擔する」の自覺元氣を長養するべく封建政治の革新の必要を痛感する元勳にとつて、自由主義の原理に立つ歐米の政情は目を覆ふあたはざる魅力であつたのである。けれども、かれらの立場は、憲法をもつて國家の基本法とみなすところの、「闔國の人民一致協合」する「強國の通論」を目的とする、「徹頭徹尾、國の富強隆盛のための」立憲主義であり、「不羈獨立の權勢」の確立を希求する意欲の所産であつたことは、ひとの指摘せるところであつた。<sup>(三〇)</sup>そこから、人民自由の意識の要求としてのデモクラシー的議會政治の設立を希望するがごとき、——それはつねに憂ふべき民權論として顧慮せられこそすれ、——思想を抽出することはできないであらうことは、さきに掲げた木戸孝允の深憂をみておもふべきである。

かくて、明治七年一月十七日舊參議板垣退助以下の名をもつて提出された「民選議院設立建白書」は、明治政府に對する公然たる對立意識に於いてなされたところの議會設立運動の火蓋をきるものとして、その歴史的影響は劃期的であつた。かれら建白者は維新の功臣として赫々の名望を有した舊參議であつて、薩長的有司專制に對する指彈攻撃に於いて提言されたものであるけれども、それをもつて被治者の民主主義的要求



を代表せるものとみなすことは、もとより正確といへないのである。しかしながら、五箇條の「御誓文」を論據として政府に對する公然たる挑戦をなすものであつたこの建白は、特にそれが當時最初の大新聞として英人ブラックの發行にかかる「日新眞事誌」に公表せられたことに於いて、やがてこれを中心としてあつても簇生せる新聞雜誌上に華々しい論戰を展開せしめることとなり、「海内翕然雲の如く響の如く之に從應し、萬口一談民選議院の必ず興さずんばある可らざるを痛論」するに至つた中外新聞第十五號。かくて萬機公論の御誓文は、いまや自由主義議會設立の論據に變質せしめられ、それは「君主專制」を覆ふに「有司專制」をもつてしたが、かかる好箇の目標を打樹てたことに於いて、いよいよ自由民權的デモクラシーの潮流をわきたたせた。矢はずでに弦を放れた。民選議會設立建白書の及した歴史的影響は劃期的に重大であつた。

副島種臣の説によればその草案の起草者であるといはれる古澤滋をはじめ、小室信夫及び岡本健三郎が、この建白書の意を敷衍するものとして發表した「民撰議院辯」民撰議院集説が、もしこの建白書の意圖を正しく敷衍せるものとすれば、ひとびとは極めて鋭利な眼識をもつて、これに注目しなければならぬであらう。民選議會政治は決して「共和政治と同物異名」ではなく、君主制と「能く相兩立するのみならず、即ち其の之れを維持護衛する所以の屏障砥柱」である。何故とならば、議院制度こそは「能く上下の愛を結合し以て一となす者」であるが故に、「議院制度一たび立つ、則ち我帝國人民愛國愛君の心志氣風の發動上進する者、必らず是れよりして大ならん」といふのがかれらのみるところであつた。

獨り夫の歐米自主自由の人民獨立不羈、堂々揚々の氣象を見ず乎、又夫の支那地方等壓制奴隸の人民、卑屈狡猾の形況を見ず乎、何ぞ獨り彼の昂々然活潑陽發し、而して此の茫々然鬱憂陰暗なるや、是れ其の始め唯だ其の人民の能く其の所謂萬物の靈たるの見識を保持すると否とに由る耳、嗚呼僅々一見識の存亡なり。

かくの如く、「所謂萬物の靈にして復た他人の能く之れを壓伏し得可らざる者なるの見識」——即ち自主自由の意識を有する人民の「高大勇敢の心志氣風」を保つ形況を描きつつ、アジア人民の氣象を寫して、抑亞細亞各國皆專裁を以て立國し、凡百國家の事務悉く之れを君主政府の間に左右し、其の人民に臨む、猶ほ爾輩蠢々蚩々只須らく力役力服以て租を出し税を納る可し、爾輩の事乃ち畢る矣、若し夫れ軍國事務租稅輕重等の如きに至ては、自ら我們君主政府の事、而して復た爾輩の得て與り知る所に非ず、又た當さに得て與り知る可き所に非ずと謂ふ者の如し、是れを以て強迫壓制、常に其の君主政府の性質に屬し、而して卑屈狡猾、獨り其の人民の風を成す、蓋し君主政府甚だ高きに過ぎ、而して人民甚だ卑きに過ぐ、上下の間氣脈索然斷へて復た相繋る所莫し、其の人民竟ひに只其の君主政府威嚴の下に呻吟潛伏するに慣ひ、其の政令法度を看做す、猶ほ天命天災の人力以て之れを奈何ともし能はざる者の如し、是れを以て其の君主政府の迭ひに相興廢する者を看做す、復た自ら一も其の己れと相ひ關せざる者の如し。



即ち、「亞細亞地方人民の常に不羈獨立の氣風をかき、而して其の愛國の心の薄き所以」であるといふ。租税の隘路に於いてのみ密接不可分に結びつけられる支那諸王朝の政治にあつて、支那民衆が「卑屈狡猾」なる村落生活を維持して國家と遊離してきた事實については、すでに記述するところがあつた。わが近世封建社會に於ける庶民の「鬱憂陰暗」なる性情もまた、これを否認しえない。國家の大事には關係を有しない庶民生活の歴史に目をふさぐべきではない。その庶民をして「不羈獨立」の國民となし、「愛國の心」を厚くせしめる道は民選議院の設立にある。何故であるかといへば、次のごとく答へられるのである。

何となれば、則ち斯の議院一たび立つ、則ち人民始めて政權を分有し以て公共の事務に干與し、以て國家の政令律法を是非可否するを得ん、而して彼の所謂天下は天下の天下なるの見、識、方さに人民の上に切實ならん、於是、人民の斯の國家を看做す、其の公共保有物の如く事々物々皆其の損益得失を相與にせざる莫し、則ち其の相利し相親しむ者、日に一日より進まん、即ち其の愛國の心、復た何ぞ獨り勃然として其れ發し、其れ長ぜざるを得んや、且つ止々是れのみならず、斯の議院立ざれば則ち國法定る所なし、而して人民の權利保たず、人民竟ひに彼の所謂卑屈狡猾の風を脱するに由無し、唯だ人民是の風未だ脱せず、則ち假令我政府何等の工夫施設を爲すも争でか能く彼の歐米自主獨立の人民と相匹交するを得ん哉

民選議院はここで人民が政權を分有する參政機關として認識されてゐる。政權の分け前を保有することによつて「國家を看做す其の公共保有物の如く」なる國家をもつて、人民自己支配の原理に立つ民主主義の國家であると、ひとびとはみてきたはずである。民主主義國家の「愛國心」は人民が自己支配せる「公共保有物」たる人民の國家たるの國家原理のうへに立ち、國家の「獨立不羈」は人民の「獨立不羈」即ち自主自由の意識のうへに脚をあるす。人民が専制支配に對して自由を擁護せんとする原理が、やがて外國の征服支配からの自由を擁護せんとする原理となるのである。かかる理論は、その國家の據つて立つ原理が、デモクラシーのうへにあることによつて成立せられうるのである。そこで、「歐米自主自由の人民、獨立不羈堂々揚々の氣象」をみる所以の「一見識」とは、「彼の所謂天下は天下の天下なるの見識」であるにほかならないのである。「天下は天下の天下なるの見識」に於いて、支那的専制主義は維持せられ、「天下は天下の天下なるの見識」に於いて、江戸幕府の専制政治は保持せられた。しかも、もし「天下は天下の天下なるの見識」を「人民の上に切實」ならしめる制度が民選議院制度であるとすれば、意味はきはめて深長である。さもあらばあれ、それはすべて「彼の歐米自由獨立の人民と相匹交する」の念願から出發したものとみてよいであらう。この場合、かかる見識をもつて、「士族の國家を憂念するの心」を「四民に擴大し、四民をして士のこの心を得しむるもの也」と解釋してゐることは、原理上の錯覺を打忘れる理論ではあるが、自由民權説に根據をおく議會主義運動の歴史的性格を考察するうへに示唆深き問題であつた。

或は「人民政府に對して租税を拂ふ義務あるものは乃ち政府の事を與知可否するの權利を有す」といふ近



代的租税觀念を表にかざし、或は、『今日我人民をして學且智に進ましめんとするには、先づ其通義權利を保護せしめ、之をして自尊自重天下と憂樂を共にするの氣象を起さしめずんばある可からず、自尊自重天下と憂樂を共にするの氣象を起さしめんとするには、之をして天下の事に與らしむるにあり』といひ、『今日我政府の宜しく以て其目的となすべき者は、即ち民選議院を立て、我人民をして其敢爲の氣を起し、天下を分任するの義務を辨知し天下の事に參與するを得せしむるに在り、則ち闔國の人皆同心なり』といひ、『斯の議院を立つる者は、天下の公論を伸張し、人民の通義權利を立て、天下の元氣を鼓舞し、以て上下親近し君臣相愛し、我が帝國を維持振起し、幸福安全を保護せんと欲してなり』といふところをみるも、民選議院設立建白書の趣旨は明瞭である。けだし、『天下と憂樂を共にするの氣象』即ち『天下を分任するの義務』に於いて甚だしく無關心であつたところの閉ざれたる庶民の國家意識の稀薄さを衝いて、『天下を維持振起するの道』を昂揚せんとする意圖は、『何ぞ昨十月政府の變革、天下人民の之が爲に喜戚せしもの幾かある、曾に之が爲に喜戚せざる而已ならず、天下の人茫として之を知らざるもの、十にして八九に居る』と指摘せられる封建的庶民意識の覺醒を期するものとして、それはたしかに時勢を衝くものがあつた。武士こそは一身の憂樂を捨てて國家の休戚に任ずるものとして自覺されるとき、百姓町人はただその日の家業に追はれて治められ保護せられる卑賤の身分に安んじてきた封建的身分意識の因襲は容易に拔きえざるものがあつた。國家の安危は農商風情のしるべきところではないとせられたこの因襲を打破することは、『天下の元氣』を鼓舞振起する

うへに緊急切實を要したのである。だが、『天下と憂樂を共にするの氣象』、『天下を分任するの義務觀』を喚起することは、『天下の事に參與せしめる』こと、即ち參政權をあたへるにあり、『唯民選議院を立て、而して天下の公議を張るに在る而已』とせられたときに於いて、重大な問題が発生するのである。してみれば、この建白書が政治思想史上に有する意義は、依然として極めて深刻なものがあつた。『後年の立志社の建白書、あるひは片岡健吉、河野廣中の諸願書のそれに比して』、『かならずしも『はなはだしき相違ある』をみなすであらう。それらについては後に論及されるであらうが、たとへば、民選議院設立の建白と同時に、七年一月十二日愛國公黨を設けて「本盟」三條をかかげ、

一、天の斯人氣を生ずるや必ず之に付するに通義權利を以てす、斯通義權利なる者は天の均く以て人民に賦する所の者にして人力の以て之を移奪するを得ざる者なり、然るに世運の未だ全く開けざるや、人民動もすれば斯本然の通義權利を保つ能はざる者あり、而して斯通義權利の敗るる者、亞細亞公洲を通じて最も甚しく、抑制束縛の政上に行れ卑屈狡猾の風下に成る、如是して國力の旺んに國威の揚るを欲す、豈得へけんや、我輩一片至誠愛國の心深く茲に慨を起し、大に發勵するあり、乃ち同志の士と相盟ひ首唱して斯通義權利を主張し、其天の賜を保全し人民本然の地位に上らんとする者は、復た世界文明の化を補するを庶幾するなり。

一、我輩の斯政府を視る、斯人民の爲め設くる所の政府と看做すより他なかるへし、而して吾黨の目的



は唯斯人民の通義権理を保護主張し、以て斯人民をして獨立不羈の人民たるを得せしむるにある而已。是即其君主人民の間融然一體、以て其禍福緩急を分ち、相共に我日本帝國を振起昌盛ならしむるの道なり。

一、我輩既に已に斯通義権理を主張せんとす、宜く常に其忍耐力を培養し、譬ひ艱難憂戚百挫千折するも敢て少しも屈撓することなく、至誠の心不拔の志、我輩終生の力、勉焉として唯斯通義権理を保護主張する者に竭盡し死に之くも他なきを要すへし。

といへるところによつて、この間の理論的構圖は分明であらう。「一片至誠の愛國の心」に於いて「我日本帝國を振起昌盛ならしむるの道」は、はたして人民天賦の「獨立不羈」の權利を「主張」することにあるのであらうか。結論的にいへば、「天下を分任し」、「天下と憂樂を共にするの氣象」は、わが皇國に於いてはひとへに皇恩に感戴するの尊皇の精神に徹することによつて喚起せられるべきものではなかつたであらうか。人民自由の權利を主張することによつて一國の「獨立不羈」を遂げんとするは、「自己支配」の原理に據つて立つ民主主義國家のことであるのではなかつたであらうか。この錯覺は事頗る重大である。

やがてその四月には板垣退助は土佐に歸郷して片岡健吉林有造等とともに立志社を創立し、「立志社設立趣意書」を世に問うて、「天下の元氣を維持振起し、相共に 天皇陛下の尊榮を増益し、我日本帝國の福祉を昌盛する」ためには、「三千有餘萬人民盡く同等にして、貴賤尊卑の別なく、常に其一定の權利を享受し、以て

生命を保ち、自主を保ち、職業を勉め、福祉を長し、不羈獨立の人民たる可き事を明かにする」にあると唱へた。「歐米人民、獨り宇内に雄視し、而して支那印度等の人民能く彼と比較し得ざる者」として「人民其自主の氣風」を保つといふなどのいかんによる。何故ならば「天下の元氣と云ふ者は、乃ち人民各個の元氣相聚るの大なる者而已」であるからである。従つて、政府の務むべきところは、「抑制束縛」をもつて人民を「卑屈狡猾」に萎靡せしめるにあらず、専ら「人民の權利を伸し」、「自主獨立」の氣風を養ふにある。何故とならば、「政府なる者は、畢竟人民の權利を保全せんが爲めに設立せらるる者にして、純ら人民の爲なり、故に歐語に、政府の官員を指て公共の僕と云ふ」ほどであるからである。かくて、「天下の元氣を振はんと欲す」れば、「人民の權利を保有し、以て自主獨立の人民となり、歐米各國自由の人民と比較し得るを努める」のほかはないのである。「揚々として自主自由人民の氣風」を張ることが、「患難相恤み、利益相共にし、一箇の私利を營せず、而して一服の公益を謀る」ところの「結合」をかたくする所以であるといふ點は「自己支配」の原理が自己防衛の原理となりうる自由主義の道德性を、むしろその認識の未熟性に於いて主張せるものであるが、それもまた自由主義認識の日本的構圖を例證する所以でありえる。かくして「此元氣を振起するを以て敢て自任し、相共に我日本帝國の隆盛を謀らん」とすれば、遂に「民會」を設立するよりほかに途はない。してみれば、この趣意書もまた「民選議院設立建白書」の趣旨を正しく敷衍するものとしてよいであらう。



「民選議院建白書」が、民選議員の構成資格に、「士族及び豪家の農商等」の「前日彼の首唱の義士維新の功臣を出せし者」を數へてゐることは、大井憲太郎が、「民選議院の議士に薦擧するに士族のみを以てせば」、「人民と相離居すること多年、全く其の利害を異にし、曾て人民の痛楚を知らず、亦眞に人民間の利害に疎く」、また「國內諸州の利害」に盡さざるものあることを指摘したのに比較せられ、この建白の階級的特性を評するの論據とせられるが、むしろ、自由參政の意識を「士族の國家を憂念するの心」として理解した認識の錯覺性のうちに、その歴史的意義を検討すべきものであらう。従つて「立志社設立趣意書」が「三民の恒産と士族の智勇」とを結合することの必要を説いて、士族の救済に従事した所以も諒解されるのである。當時新聞紙上を賑した士族に選舉權を與ふべきかいなかの論争も、封建的殘存物としての身分上の士族と、自由民權論の先驅的負擔者としての武士的意識との混淆のうへにもたらされたものであつて、明治維新の主導的役割をはたしたのが武士であつた所以を物語るとともに、それは自由主義の原理的意義の認識を缺ける必然的歸結とみなしてよいものであつた。要するに、民選議院建白書の出現は、前章に分析したやうな構圖に於ける自由主義の移植に劃期的前進をもたらしたものであつた。

當時の知識人によつて結成された「明六社雜誌」をはじめ、民間の言論機關を一瞥するも、自由主義移植のかかる構圖がやがてその成長を可能ならしめた構圖として一般的共通性をもちえてゐることを窺知しうるであらう。

たとへば、津田眞道の「政論」をみるがよい明六雜誌自第九號至第十六號——「我國人民永く歴政の下に屈して人性自由の氣象を挫折す、此氣象や是國の元氣なり、國の元氣萎蕩して振はず、國威の振はざる所以なり、今之を振作して旺盛ならしむるの方法他なし、人民をして國事に干與せしむるなり、人民をして國事に干與せしむるは民撰議院を創むるに如くはなし」と。かれの議論は土地所有權の確認の問題に及んで、その説いよいよ重大なるものをしるべきである。

地券は人民の土地を私有することの明確なる證券なり、蓋是聽訟の爲に設くるに非ずして、却て訴訟を未然に防ぐに足る孔子の所謂訴なからしめんの方法、是より善きはなし、乃支那人の未だ知らざる所、歐米各國の未だ行はざる所にして、特に我今上陛下の宸斷に出づ、我大日本帝國の人民たる者、孰れか此洪大無窮の聖恩を感戴せざらんや、蓋我大日本帝國従前の制、天下は一人の天下にして天下の天下に非ず、大八洲の土地皆天皇陛下一人の御有にして絶て人民私有の土地あることなし、是蓋我帝國神代以還の國憲なり、但上世の事詳なる得て知るべからず、中古口分田の法、人口を量りて土地を貸與するなり、王政亂れて武人國命を執るに及て口分の法亦亂れて存せず、然れども人民私に田園を賣買すべからざるの禁は依然たり、我民の束縛を脱せざるや、茲に三千有餘年、慶應復古明治維新の際、我今上天皇陛下、千古未曾有の英斷を以て我帝國神代以來固着の束縛を解き、人民に土地賣買の自由を許し、地券を與へて各人其土地を私有するの確證として永く之を保護し、爾來天下は天下の天下にして復一人の天



下に非ず、我帝國大日本國ありてより以還 皇統連綿たる掛卷も可畏き天皇陛下の復我大日本帝國の土地を私有し玉はざる事を明示するにて、實に我帝國千古の美德百世青史に垂して朽る事なき者、何んぞ吾輩微臣の喋々稱讚するを待たんや、近來歐米各國の奴婢を廢したる美政に蕩軼すること數等なり、我帝國の人民地券ありて以來、始て自由の權利を全うすることを得たりと謂ふべきのみ

土地私有權の確認が生んだ政治史的意義については後に論述せられるであらう。ここには、ただ、かくして土地私有權の解放が『束縛』せられたる『自由の權利』の解放を意味し、『自由の權利』の解放せられたる國家をもつて『天下は天下の天下にして復一人の天下に非ざる』所以であるといふ自由主義制度の表現であるとするところの歴史的意義を看取すればたり。そのやうな『自由の氣象』の振作によつてこそ『國の元氣』は振ひ『國威』は振ひうる。『自由の氣象』を振作する所以は、『人民をして國事に干與せしむる』機關たる民選議院の創立のほかにない。

、そのとき、しかし、人君政府と人民との關係をもつて、

一世の間に就て之を論ずれば固より政府と人民との別あり、造物主より之を視れば豈其間に愛憎輕重する所あらんや、今政府を設け人民の上に立たしむるものは之をして上天の盛意に體し、人民をして長養生息の道を遂けしむる爲めのみ、夫の造物主は寧ろ有司をして其上に專肆し人民をして其下に困難疾苦せしむるの理あるへけんや、故に謀叛伐罪の語は上下に通して之を論ずる、即ち然るべきところなり

評論新聞  
第三四號

といひ、『政府は官吏の私有物に非ず。即ち人民保護の爲に設』けたる『人民共有物の道理なるは、鴻儒碩學も盡く之を辯論する所なり』<sup>同上第八四號</sup>といひ、やがて、『至尊と人民との關係を分析して思考すれば、至尊は則ち國民社會の頭取にして、官吏は則ち丁稚なり』<sup>同上第六五號</sup>といふがごとき、民主主義的國家觀が公然として論說せられるに至つて、『古來和漢の歴史に於て屢々發見する所の國賊叛民なる文字』は、『動もすれば政府と議論を東西にし官吏と所見を表裏にする者』をもつて『直ちに認めて國賊叛民としたる者』のごとく、

蓋し當時の風習として、學者文人と稱せらるる者に至る迄、彼の所謂普天の下王土に非るなく率土の濱王臣に非るなし等の不條理を唱へ、一國を以て政府の獨有物とし人民を以て官吏の奴隸とし、牧民など失敬千萬なる熟字を作て我々人民たる者を牛羊同様に思ひ、毫も政事に關與する事を得せしめず、其甚だしきに至りては切捨御免等の特例を設け、官吏たる者は我々人民を切る事も豆腐か大根の如くに思ひ、其殘忍刻薄なる、實に今日に名狀すべからざるの有様なりし

『此く權柄は盡く政府にのみ集り、此く威力は獨り官吏にのみ歸し』た結果『却て直言讜言を以て罪を政府に得たる者を指して國賊叛民と云ふに至りし』ものであるとひとは論じたが、人民の政事に關與しうる自由主義の時代の來れることを稱へて、

華旗一たび吾邦浦賀の港に翻てより時勢茲に一變し、自由の空氣は洋の東西より吹き來り、野蕃の餘風



は將に地を拂て絶滅するに至らんとす、此時に當てや、吾か 天皇陛下は特に聖詔を我々人民に下し、舊來の陋習を破り天地の公道に基き廣く會議を起して萬機公論に決すべきの旨を宣示せらる、斯に於てや、一民も天下は天下たるを知らざる者なく、舉て立憲政體を慕ひ、稍や積年の舊習を一洗したる思ひを爲せり、嗚呼我々人民の幸福なる何物か能く之に過ぎんや、實に開辟以來未曾有の一大美舉と稱すべき也、俗歩 黨談

とかれは論じた。萬機公論の思想を解するに立憲主義の宣言となし、さうした人民の政事に關與する制度をもつて、「一國を以て政府の獨有物とし人民を以て官吏の奴隸」とする王土王臣の思想を一洗し、「一民天下は天下の天下たるを知らざる者なき」制度を設立せるものと考へ、人民抵抗權を根據づけようとすることは、まさに注目に値するであらう。

かくのごとくにして、自由民權を根據として人民が政治に關與するの參政權を獲得することを具現する民選議院の設立は、「天下は天下なり」とする時代の到來を示すものであると意識せられた。「人民が權利を得ること」は、實に「朝廷に於ては其權の半を譲り玉ふこと」であり、従つて、「民選議院建設の時節は、國體の變して君主專權より君民分權に遷るの時」であると意識せられたのは、けだし當然であつた。明六雜誌、神田孝平民選議院の時未だ。到らざるの論 かやうにして人民自由の意識を振作し政治に參與するの權利を與ふべき民選議院を設立すべしといふ議論は、封建的因襲によつて生じた身分的隷從心を一洗して國事を憂念するの國家意識を喚起し、「獨

立不羈」の精神を振起して「一國の元氣」を振興すべきこと、あたかも大久保利通が「愛君憂國の志ある者萬分有一」なる封建的因襲を打破して、「國家を負擔するの人力と其人力を愛養するの政體」の美を稱へたのと軌を一にし、人民自由の意識をもつて國家獨立精神の根基であると解するものであつた。しかしながら、人民が政權に參與する權利を保有することによつて、はじめて「愛君憂國」の念を確持することが可能であるといふ命題は、國家をもつて人民の「公共所有物」であるといふ民主主義國家の原理に基礎を有するものなのであつた。従つて、かかる自由主義理論の提唱は、わが國家觀にとつて重大なる變革を必然的に要請せずばやまない。その結論的表現こそ、「天下は天下なり」といふ支那的原理の轉用にみられるのである。

祖國の「獨立不羈」を念願するの意識は、歐米列強の威壓の強大がいよいよ明かにせられるに従つて、ますます熾烈となる。自由主義國家の壓力は驚異と恐怖をもつて體感せられる。「吾輩は歐米の書史を繕き其人民の精神を觀察するごとに、各々獨立單行の精神に富み蛇蝎前にあり豺狼後にありと雖も、大事を以て自から任するに至ては一木以て大厦を支へて一髮以て大石を動かすの氣力あるに驚かざるはあらざるなり、然れども互に相結託し一致結合するに至つては宛も膠漆の相附着し牢として裂くべからざるが如し、」——「自己支配」の原理が自己防衛の原理として發達せる歐米自由主義をかくのごとき驚異をもつて讀みとらねばならなかつた論者にとつて、「東洋人民の如きは決して然らず、卑々屈々に安んじ、徒らに一二の有力者に憑倚し唯命是れ從ふの風習を免れず、故に有力者斃るれば又た其志を繼ぎ奮然以て大事に任ずるものなく、終に



委靡衰滅に歸して止むのみ、加之大事を爲すに當つては互に相ひ排撃嫉妬の念を生し、恰も仇敵の相ひ合するか如く然り、是れ結合一致の氣力に薄く獨立單行の精神に乏しき所以にあらずして何ぞ」と慨嘆されなければならなかつたことは自然である。いづくんぞしらん、舉國一致の精神が自主敢行の精神と共存しえるのは、その自由主義の根柢が徹底せる功利主義にあつたからなのである。それはまた資本主義の精神ではなかつたであらうか。かくて論者は昂々然として、「苟も今日民權自由を以て自から任ずるもの、獨立單行の精神を磨勵し眞確なる一致結合の氣力を養成するにあらざれば、其皮相の鮮美なるも徒らに蛇足畫餅たるに過ぎざるのみ、豈に何の用をか是れ爲さんや、噫卑々屈々の精神は東洋の習慣にして吾輩の常に杞憂するところなり」として世に問はざるをえなかつたのである。興民雜誌、第二六號。東洋卑屈の慣習。

自由民權論者にとつて、それは「實に國土眞純の獨立を維持する貴重の守護神明なるのみ」であつたであらう。「惟ふに夫の民權なるものの在りてこそ國土を思ふ事、我身の如く、此邦土は我邦土なり、此君主は我君主なり、國法は我國法なり、國辱は我國辱なり、國威は我か榮なりと義氣中に盈ちて、國土の大任を負ひ、邦土の爲めには財産生計は愚か我身命をも捐棄して曾て顧慮することなきものは、實に民權の所爲に非らずして何そや」と、この馬揚辰猪は揚言した。だが、自由主義は本來「我が財産生計」の確保、「我が身命」の維持を希求してやまざる功利主義との共在物であつた。であるから、論者の慨きにもかかはらず、「本邦民權の有様を顧みる、或は不平者流の假面となり、或は僥倖を冀ふものの弄ふ所と爲りて、眞偽殆んど分別し

難く、そのあさましき事、今は筆言すべからざるものある」を、實際いかんすべくもなかつたのであつた。明治演説大家集、物は。見る所に依て異なる説。

そればかりではない、かかる民選議院の設立は三權を分立し立法權を議院に分掌せしむることによつて、「今日豫め 皇室を萬世無窮に護衛し奉り 皇室の實權を落さしめず、且つ萬世臣民の覬覦の心を杜絶するの策」を立てるものと考へられたが、福本日南によつてすら、

皇祖の聖詔彼の如く國體の堅固彼の如く國民の忠君彼の如くなるも、政權の推移を免かれ玉はず、且つ此の間には蘇我馬子が如き崇峻を弑し奉り、蘇我蝦夷父子、弓削道鏡、平將門が如き 皇位を覬覦するものあり、然り而して斯の如き虚謀を企てたるものを見るに、皆政權の皇室に在りし日なり、知るべし政權の歸する所ろは徳望の歸する所ろにして、又怨望美望の集る所ろなることを、是を以て尊嚴無比の皇室と雖も、之を免れ玉ふこと能はず、降て政權の武門の手に落ちたる後は、怨望も亦た武門に集りたるを以て 鎌倉足利より徳川氏に至るまで、弑篡爭奪は常に武門に在りて、又一人も 皇室を覬覦するものなかりし、今や政權全く 皇室に復し、萬機を親裁せらるるを以て、徳望悉く 朝廷に歸すれば、又た怨府となるの恐れあるは勢の免れざる所ろなり

といふ風に「皇威の隆盛」を「政權」から離れさせたまふことによつて維持したてまつるべきであると論じたのである。普通民。推論。だが、それは「政權の武門に歸するは適ま 天朝の悠久なる所以なり、政權の 天朝に歸



するは適す。天朝の危き所以なり」といつた「順天録」的尊皇論への逆轉を物語るものであり、足利氏に犯土の大惡あり、武門に歸することそれ自體が、皇權の干犯にほかならなかつたことを忘れたる錯覺を示すものではなかつたであらうか。それはまた實に「宜しく英國の凡例に倣ひ、共に其利益を受くべきなり」といつた小野梓の『勤王論』、或は『我黨は我皇帝陛下をして英帝の尊榮を保たしめんと欲する者なり』といつた自由黨的『尊王論』であつたのである。しかも、それらは、『政の目的は被治者の苦痛を抜き、其快樂を保護するにある』ものとして、やがては

呂尙曰く、天下非一人之天下、乃天下之天下也と、又曰く、以天下之目視、則無不見也、以天下之耳聽、則無不聞也、以天下之心慮、則無不知也と、一家の此語たるや、暗に代議政治の趣旨に合ふ者あり、唯だ惜い哉、漢人の常として能く其微旨を查出するを得るも、却て之を用ゐるの方を講ぜず、遂に其旨をして空しからしむるに至る、誠に歎すべき也、然れども一家の所言大に味あり、我れ今寧ろ之を没すべけんや

といふに同ぜざるをえないものであつたことは、すでにいくたの事例をあげたごとくである。利學入門であるから、『代議政治』を用ひるとも『其施政の全權に至りては必らず之を一人の手に委し其決行の便宜を得せしめざるを得ず』といつて、『施政の大權』は『萬世不易の帝王』の掌握したまふべきであるとする。『施政の全權』とは明かに司法立法と並立する行政權であることは、かれの記述によつてしられる。このやうにして、

『皇統一系を萬世の後に保持する爲め代議政治を實行する』といふ小野梓の立場が、どこにあるかは容易に察せられるのである。即ち、小野梓の『勤王論』は『施政の全權』を掌握したまふ帝王の萬世不易を冀ふものであつて、『有國の全權即主權』は『其國に在りとし時の统治者之を維持す』といふ主權在國家説をとるものであつた。だが、かくのごとき立場は、かれ自身の告白するごとく、『天下は天下の天下』とする立場であり、しかも主權在民説に立つ自由主義國家こそかれによれば『實に天下は萬民の天下にして一人の天下に非らず』といふ原理に立つ國家なのであつた。かれが在民説を否定して在國家説を可とする所以は、『確然不拔にして今得て動かすべからざる』ところの『天下は天下の天下なるの理』を否定したからでは無論なく、所詮『人民通般の意向を確知するに由なき』をもつて、そこに『現在して而も明白』なる主權の所在を確認しえずなしたに、すぎないのである。だが、その『確然不拔の理』といへるものは、支那人呂尙の説たるにすぎなかつたではないか。小野梓に於ける『天下は天下の天下なり』とする思想は、いまや『全國と其憂樂を共にする』といふ國民國家的意識の發露として見直すべき、大隈重信の頭腦たりし小野梓の「國憲汎論」は明治九年より十五年の間に成稿されたものであつて、後の改進黨の立場、そして重臣中の最左派大隈の立場を端的に示すものであらう。『人に依頼して自から立つを爲さず、卑屈自から甘じて人の弄ふ所と爲を曉らざる』、『我が東洋人民の通習』を一洗し、『唯だ全國一般の盛衰存亡を以て自から悲喜し全國と其憂樂を共にするの公心』、即ちいはゆる『愛國の公心』を養ひ、『全國の福祉即ち王室の尊榮と民人の幸福』を擴充する



政體として『差人議政の法』即ち『代議政治』を樹立せんとするのが、この書に於ける小野梓の立場であつた。さういつた意味に於いてすでに指摘した日本のな再生産的意味を窺ふべき點のあることは、明かである。しかし、それが支那的民本主義を遙かに越えたデモクラシー原理として徴用されてゐたことは、すでにいくたの前例の自證して餘さざるところである。小野梓の立場が決して例外的でありえないこともここに明かではないか。かくのごとく、自由主義の立場は、餘りにも明白にその理念に於いては古き幕府の民本主義への逆轉に於いて、その非日本の本質を暴露するものであつたのである。詮ずるところ、それらはその移植の構圖に於いてこそ歐米列強に拮抗せんとする日本の立場を有したけれども、明かに自由主義の移植が本質的にその由りて來たる歴史的履歴を異にする國家のものであることの看過によつてのみ、或は意識的なその否定に於いてのみ行はれたものであつたのである。

吉野作造博士が『民間讀書人の代表的思想の一例』<sup>(一)</sup>であるといはれた兒島彰二が明治十年九月に著はせる「民權問答」は、この間の事情を典型的に物語るものである。

普天の下王土に非るはなく率土の濱王臣に非るはなしとは、固より無稽の妄語にして、眞理よりして之を見れば實に噴飯に堪えざるものなり、天下の萬物皆君主の所有なりとせば、今日吾人私有の田地邸宅より飲食衣服に至るまで之を君主の者となすか、何そ其れ迷談するの甚しきや、我が有する所の田宅は則ち吾が田宅なり、決して君主の田宅にあらず、我が購ひ得たる衣食は則ち吾が衣食なり、決して君主

の衣食にあらず、唯君主は能く吾を保護するの義務あるが爲めに租税を出して依て安しと爲し、適さに其無事を圖るのみ

従つて、君主の『尊且重なる所以のものは、其地位に在りて而して特に其地位に在るに非ず、其名稱にありて而して特に其名稱に在るに非ず、君主の實行有て而して君主尊く、政府の實行有て而して政府の重き事あるを知ればなり、其れ然り』しかも、『天理の公正に基いて之を論ずれば唯共和』こそ人民自由の原理にもとづく理想的政體なのであるが、要するに、『政府は素より人民を保護するの義務あるが爲に隨て其權利を得、人民は保護せらるるの權利あるが爲に又隨て其義務を生じ、即ち政府は義務を先きにし權利を後にし、人民は權利を先きにして義務を後にするもの』なのである。これをもつて論者は、『所謂民者國の本たる所以にして、即ち天下の天下なりと云へるも、亦之に外ならず』と斷定してゐる。『國土は君主の私有にあらざるの理は、維新諸侯の奉還以來既に政府に於て之を辯明し、人々の私有地を認許し、之を證するに地券を以てし、而して之を保護する方法を定めたり、是れ即ち田園山林を問はず人民の所有地は敢て君主の私有に非ればなり、彼の漢土普天王土の謬説を過信せしより我國舊來此に眞理を壅閉するに至りしも、今日の隆運に際會せしは誠に天命の幸福と云ふべし』と論じてゐるから、論者の見解の論據が土地所有權の確認といふ事實にあることは注目すべきであつて、それについては後に論及される機會があるであらうが、ここに『漢土普天王土の謬説を過信するより我國舊來此に眞理を壅閉するに至りしもの』といへる論者は、その實漢土民



本主義の謬説を過信して『天下は天下の天下なり』といふことその『真理』の根據となしてゐることこそ、看過されるべきではないのであつた。

そこにこそ實は明治五年に『恐多くも終に 天朝をして自ら一名物の様相心得候様成行候ては死すとも瞑目する能はず、實に此間の處、誠に以御大事の折と存じ奉り候』と憂歎した木戸孝允が九年六月に至つて、『本邦の如き 皇室の尊き他に比類もこれなく候得共、右の人心の變移もまた比類これなく、此に於いては前途の爲めに御用意これあり、上下人民の不幸に陥らざる義、萬祈千禱の至に御座候』と伊藤博文に訴へて、五、六年來の『意外の意外』にいづる風潮を慨歎しなければならなかつた所以が存するのであつた。明治八年岡部啓五郎は『開化評林』を著はし、民主主義理論がわが國に妥當せざることを説いて、『本邦天祖以來皇統連綿萬世一系、眞の君主獨裁の國體にして、政府は天子より萬民統御の爲建設ありしものにて、萬民より談合の上世話方を頼まむ爲設けたるものに非ず、所謂一人の天下なれば、百官の黜陟進退、惟敎慮宸斷に在るのみ、各縣令の如きも決して民の同意不同意に係るべからず、主上より適當任に堪ゆるの者を精選して從事せしめ玉ふ、敢て論を俟たず』と論破したが、時勢の趨くところは『意外の意外』にいづるばかりであつた。

だが、しかし、『漢土以西の諸國、其天下は天下の天下にして、一人の天下に非ず』とするも、『皇國は天皇の天下にして、天下の天下にあらず、人民は天皇の人民にして、自主自由の人民にあらず』ことを明確に認證してゐた長谷川昭道は戸隠合遺稿、時務策其三、かつて加藤弘之の「立憲政體略」及び「眞政大意」を論評して、『右述

者、幾億萬年の今日に至る迄、皇統一系天壤と無窮にまします所以の實體を知るや、其實體を知らざる故に、祖宗を蔑如し、天位を輕視し、妄言を發し、邪説を唱へ、天壤と共に無窮にまします所以の大道を敗亂するにあらずや』と斷定し、

夫れ 皇國の天下は祖宗の天下にして、皇家の御私有なり、決して天下億兆の天下に非ざるなり、人民は 祖宗の人民にして、皇家の僕妾なり、決して自主自立の人民に非ざる也、政府は 祖宗の天下にして、皇家の天下億兆を治めらるる官府なり、決して天下の億兆に代りて天下億兆を治むる政府にあらずるなり、故に臣民にして、猥りに國事に參預するの權利を有せしむ可らざるなり、是れ其條理の明々昭々なるもの也

と論破してたじろがなかつたのである。そればかりではない、かれは木戸孝允が米歐回覽歸朝後の前掲政規論を評して、孝允のもつて『君主ありと雖も、其制を擅にせず、闔國の人民一致協合、其意を致し、以て國務を條列す』といふ『文明の國』として美望せる米英をもつて、

英吉利の如き、其國體は合衆王國なり、其天下は國王の天下にあらずして、天下人民の天下なり、其人  
民は、國王の人民にあらずして、自主自立の人民なり、天下は國王の天下にあらず、人民も亦國王の人民にあらず、是れ其實は君臣なきの國にあらずや 是故に、上下同治を以て其政體とするものは、素より其國體相當の政體と云ふべし、是れ一時の善治隆盛を致すゆゑん也、然りとはいへども決して其國脈の無窮を期すべからざるなり、然るゆゑんの者は、大に三才の大



經に反し、人倫の大道に戻るものあるを以てなりとなし、他方米國については、

米利型の如きは、其國體は合衆國なり、天下は素より天下の天下にして、人民も亦自主自立の人民なり、是れ眞に君臣なきの國なり、共和政治なるものは、則ち其國體適當の政體にして、是れ一時の良治を致すゆゑなり、然りと雖も、其國亦決して長治永安を期す可らざるなり、是れ其三才の大經に反し、人倫の大道に戻るものあるを以てなり、夫れ君臣無きの國は禽獸なり、禽獸に君臣なし、人道には必ず君臣あるなり、是れ三才の大經にして、人倫の大道なり、是を以て、合衆國卑下なりと雖も、素より人類にして、眞の禽獸にあらざるを以て、君臣の道無きときは、則ち其國を治め、其人類を保護すること能はざるなり、是故に、君臣に似たる者を作爲して、以て其國を治め、其人民を治む、其實素より君臣にあらざるなり、其國人、其統領を以て、之を漢語に譯して君と稱すといへども、是れ君にあらざして、官員なり、臣にあらざして同輩なり、如何ぞ四年代りの君臣あらんや、爲めに憫笑すべし

と論斷し、國體の別を明辨すること嚴密精詳ならずして、『若し猥りに取て之を用ふるときは、大に三才の大經に反し、神皇の大道に悖り、國體を敗り、人心を害し、遂に國家の深患大禍を招くべし』と警告しておかなかつたのである。かやうにして、『其他西洋諸國の政體法制の類、翻譯撰集する所の書類、枚舉に堪へず、之を詳論するに暇あらずと雖も、之を要するに、其撰述論說する所の政規典則國律國憲の類、孰れも英

米諸國の如き、天下は一家の天下にあらず、天下の天下にして、人民は國王の人民にあらず、自主自立の人民なりとするの國體に本づき、君民同治、共和政治の政體を主として、其論說を立てし者なれば、『畢竟する所、一事も之を 皇國に用ひられ難きもの』と、かれは見做さざるをえなかつた。

昭道もまた『政規典則を制立し、萬世不拔の國律國憲を確定する』ことを『治國の要道』であり『國家の急務』であるといふ。しかしながら、『政規典則を制立し、國律國憲を確定する、亦大に其要道あり』といふ。けだし、その『要道』とは『建國の實體』を明かにし『國體』を詳かにしてその『大本を立る』ことにある。かれが『祖宗建國の實體にして、即ち 皇國の本體なり、國體の性質なり』といへるものは、

夫れ天日より 皇國を以て 國常立尊に賜はり、日子日孫、萬世一系、此の 皇國を無窮に授受し玉ふ事にして、 皇統は即ち眞に天日嗣ましまして、 皇國は即ち 皇家の御國なり、天下の天下にあらざることを素より明白瞭然たり、人民は後に生れて、 皇國に養はれ、 皇國に俯仰生死するときは、即ち悉く皇家の臣妾にして、決して自主自立の人民にあらざる事、是亦明白瞭然なり、然れば則ち、 皇國は君ありて然る後に臣民あり、臣民は即ち君の爲に生ずるものにして、決して臣民の爲に君を立るものにあらざることを、昭々明々也

かくして、それは『君臣の分一定して動かざること猶日地の變易せざるが如し』といふ徹頭徹尾自由主義と相容れざるこの一點にあつた。もつとも、『天下は眞に 皇家の天下にして、人民は眞に 皇家の臣僕なりと



雖も、時の君上御一人の天下にあらず、御一人の臣僕にあらず、祖宗の天下にして、祖宗の人民なり、天位も亦祖宗の天位にして、御一人の天位にあらざる」が故に、「以て祖宗の天位を敬守せられ、以て祖宗の臣民を保全せられ、以て祖宗の天下を無窮に奉持せられ、以て日地の大徳を賛成し、皇威を八表に輝かし玉はん事」を『御天職』となし、『御本分』となしたまふべきであると按じたてまつた。それ故に、『若し皇國にして、漢土以西の國體に因據し、其政體に模倣し、以て政規典則を制爲し、國律國憲を造立せらるるときは、則ち大に皇道を亂り、國體を敗り、大義を害し、民心を傷し、遂に不測の大患を醸成し、大に萬世不易の皇統に禍し、大に世界無比の國體を汚辱するに至らん』ことを戒慎恐懼して、論難したのであつた。戸隱合遺稿、立體政體項見

そのやうな昭道であつたが故に、木戸孝允の政規論に對してすら、これに眞向から評論を加へ、『願ふに、我邦未だ議士の事毎に検査を加ふる有らずと雖も、聖令の重くして、事務の大なる、歐米各國の、民意を體し政を行ふ者に毫も異なることなし』とあれば、

歐米諸國と其政體を同くすとは、大なる惑なり、歐米諸國と素より其道を同ふせず、其國體亦大に異なり、政體も亦大に異ならずんばあるべからず、嗚呼不學無識の甚しき、何ぞ此に至るや、長大息を發すべし

と難じ、『政規は精神なり、百官は支體なり、註、歐洲の通説に政規は精神、百官は支體と云、又一説には人民を以て精神となし、百官を以て支體と爲すといり云々』とあれば、

此に政規は精神なり、百官は支體と云は可なり、人民を以精神とし、百官を以支體とすと云は、大に不可なり、皇道に戻り、國體に反す、即ち天下は天下の天下たるの意なり、大に三才の大經と背馳す、皇國の臣民にして之を言ふ、乃ち亂賊なり、

と駁し、『前日聖主の教旨を推すに、豈に天下を以て一家の私有とせんや、民と斯に居り、民と之を守り、萬機の事務統て人民に罔涉せざるは無くして、人民も亦其權利を盡し、其負擔に任ぜざるべからず』とせば、一家の私有とせんや、此語大に皇道に戻り、國體に反す、夫れ皇國は天下の天下にあらず、皇家の天下たり、皇家の私有なり、外國の國體と大に異なり、然りといへども、時君一人の天下にあらず、祖宗の天下なり、人民も亦自主自由の人民にあらず、祖宗の人民なり、祖宗の臣僕なり、天位も亦時君一人の天位にあらず、祖宗の天位なり、故に時君一人の天下にあらず、私有にあらずと云は可也、一家の私有にあらずと云は、大に皇道に戻り、國體に反し、人臣にして此言を發す、之を叛逆と唱へ、賊臣と呼ぶも、誣言にあらざる也

と激論し、『木戸氏 天下を以て天下の天下となすの所見、已に大に大本を過ることなれば、其所見を以政規典則を議せば、則ち維新の際に勤勞して、一時の功臣たりといへども、必ず萬世の賊臣たるを免れず』とさへ、長谷川昭道は『涕泣慨歎』して論評せざるを「えなかつたのである戸隱合遺稿、木戸參議。歸朝後之演説を評す。かかる昭道にとつて、公然と『天下は天下の天下なり』といふ支邦の原理を根據とする民選議會設立運動は、すべて、『祖宗



建國の實體』を知らずして遂に『天壤と共に無窮にまします所以の大道を敗亂する』ものとして、駁難せざるをえないものであつたであらう。

長谷川昭道ばかりではない、かつて吉田松陰門下にその人ありと知られた佐世八十郎、後の前原一誠のごときでさへ、木戸孝允と見解を異にし、九年三月佐々木男也に與へて所懐をのべ、『僕亦只々青年有志輩の口頭に付て今日の時勢に激するに非ず、且又要路の人々に付て其言ふ所、其行ふ所、一つも取るべき者なしと云に非ず、又孝允博文藝等に私怨あるに非ず、只大日本の國體と大勢とに付て論する耳、蓋此國體と云も漫に自尊大にして外國を惣て夷狄禽獸と云ふに非ず、又外國を對し漫に暴漫無禮を加ふに非ず、内に在ては君臣の義を明かにし、外に在ては内外の分を立る事也』として、

然るに方今の體を見るに、君の輕き臣の如く、官吏の重き如く君、夷人の登用及私黨、其證左なり、且綱常倫理の本を棄て功利器械の末を勉め、人心潰敗、見利而忘義、如民法、實に利の極と云へし、假令是を以て僥倖に富強を爲すとも、人心に孝悌忠信の教なきときは、近く佛夷の富強と一轍也、是等眞に夷狄の事也、且日本の國體は君を重しとし社稷を輕しとす、然るに方今外國交際を見て之を公法に照準すれば、半主國の體裁あり

前原一誠傳

と斷言した。一誠の遺した遺書によれば、『君主專制は眞に帝王の道也、君民同治、共和政治に至りては、則是夷狄の道なり』と斷定してゐるから、或はひと一誠をさして封建主義者と論ずるかもしれない。しかも、

一誠はその所信を吐露して、『藤田彪言へるあり、我が朝制古より唐に倣ふも、放伐と禪讓とは取らざるなりと、今や百度歐米の文明に倣ふも宜く我が短を捨て彼の長を取るへし、然るに我が寶祚の尊き國體の重き、彼輩夢にも見ざる所、之を奈何そ彼に代へんや、是れ一誠が諫死を期する一なり』といつたが、それは決して單なる保守頑迷の見解にいでたものとはみることができないのである、何故なら、そこに一誠の指摘してゐるものは、孝允のいはゆる『眞に意外の相異』といつたところの、國體の根本に觸れる政治の轉換に関するものであつたからである。即ち、そこに一誠は看破してゐる、——『始め余か現政府と方針を異にするは、第一地租改正の一事にあり、曩に品川彌二郎余に贈るに國法汎論を以てす、試に之を讀むに、政事の根本は國土國民制なればなり、余之を抛て曰く、政府若し之に倣へば、吾か二千年來の王土王民の基礎を變更せざるへからず、余や吾か國體汚染政令出つる毎に、唯新法を見るあるのみ、抑も大基本を改む、聖主自ら之を行ひ給ふも猶ほ諫奏すへし、況んや姦才無恥の俗吏等の敢て爲すへきことに非ざるをや、王土を破りて國土と爲す、此を尊王と謂ふへけんや、余は斷して之を賊となさんのみ、初め余をして此の如き世界に化せしむるを知らしめば、豈に天下に先たち維新を首唱し汗馬の勞に服せんや、假令世は氣運に従ひ、千變萬化するも、己れ聖撰を辱ふし廟謨に參與する者、勉めて人事を盡し、我か大基本を保守せざるへからず、變すへからざる者を變する者、天下の大患なり』と上。即ち、前原一誠は「國法汎論」に倣はんとする態度に對しては、『尊皇』の立場に立つて『王土を破りて國土と爲す』といふ『大基本』の變質であることを認めざる



をえなかつたのである。「國法汎論」は明治五年に加藤弘之が譯したブルンチエリーはこの書に於いて、人民主權説や理性主權説と同時に君主主權説を否定し、「君主の威權なる者は、之と全國家の權力を集合統一せる者」なるが故に、「縱令ひ君主及び王室斷滅すと雖とも、國家は獨り依然として變動せざる理」あるといふ理論によつて、君主は「必亦國家中の一人として、唯其首領たる者と爲すのみ」であるといふ國家有機體説を主張した。それは現實的には決して君主主權を否認するものではなかつた。しかも、かかる國家有機體説は、歐米に於いて民族國家の完成後に「國家契約説的ラシヨナリズムの顯著なる擡頭に隨伴して」絶對的君主主權論がその「妥當根據」を喪失しつつ、なほかつ「社會的分化の顯著ならざる國家意識中に於て、何等か中央集權的一元的統制權力の君主行使の必要が、依然として實踐的に大であつた」過渡期に於いて「君主主權論に有力なる妥當根據を提供するもの」であるにすぎなかつた。純粹な「尊皇」の立場からしてかかる「國法汎論」的君主肯定論が國體の大基本に於いて「變ずべからざる者を變ずる者」とせられ、「初め余をして此の如き世界に化せしむるを知らしめば、豈に天下に先たち維新を首唱し汗馬の勞に服せんや」と慨歎せられた心懷を、ひとはなほかつ頑迷保守の見とみなすべきであらうか。「寶祚の尊さ、國體の重さ」日本の原理に透徹せる信念に立脚すれば、前原一誠の慨歎は心なく一蹴されるべきものではない。とりわけこの一誠の慨歎が地租改正の一事に關係してゐたといふことは、決して看過されるべきではないであらう。かれは遂に十年萩に暴發し、明治反亂史上の人と化したのが、その心懷傷むべきものがあつたのである。

あつたのである。

或はまた元田永孚がある。かれもまた恐懼して維新以來、新政新令陸續繼出し、古來未曾有の鴻業を興造せることに感激すると同時に、「然るに當時事執者、銳意急進、本源未だ深からずして、末流是競ひ、専ら洋制之倣ふを以て、彼の西洋家者流は、己か心酔する所を專行せんことを庶幾し、巷論雜出、遂に人民參政の論あり、甚しきは 陛下を以て虛位を守らしむるの論あり、又甚しきは共政政治の建白あり、之を十年の前に於てせば、其論出て其人の首領將に飛はんとす」といつて、「天下の民権者流、西洋の政規に倣ひ、喋々論ずる」ことの「國體に妨礙ある」所以を硬論しておかなかつた

日本憲政基礎史料、元。田永孚の憲政意見書。

或はまた佐々克堂がある。かれもまた同志に呈して、

謂へらく、天子も人なり、人民も人なり、異類に非ず、豈同體にして驅使すること牛馬の如くするを得ん、喋々喃々、口を極めて論説復た君臣の名分大義を知らず、是に於てか 皇統を重んじ大義を辨ずる者、侃々讜々、其不可を言へば世人目して以て國體論とす、中嗚呼、世運隆替大抵如此、其將た何の處に底止する乎、予を以て之を見る、其猶佛の如き乎、佛の亂由、予未だ審かにせずと雖、之を洋學生に聞く、王政黨、共和黨互に相軋り互に相剪滅し、流血の禍、今に至て猶已ますと、我邦亦三九年を出でずして此に至らんか、此れ予が言ふに忍びざる所なり、故に今日の急務は、大に人心を統轄し、一旦事あるに及んで、所謂共和黨なるものを奮撃殲滅し、以て 皇統を萬年に維持し、天下を富嶽の安に置



くの外あるべからず克堂佐々先生遺稿

と慨言し、身をもつて急流底中の柱たらんと決意せざるをえなかつたのである。

なほまたとくに異色ありて記憶されるべきは、初め天台の僧籍にあり、尾高高雅に國學をうけて平田篤胤に祖述し、還俗して神官となつた吉岡徳明の「開化本論」明治十年刊である。各國の政體を分つて、共和と立君の二類とし、立君を君主擅制、君主專治、君民同治の三種となし、「以上五種の中に極めて勝れたるは君民同治と合衆政治との二種にして、其他は皆天下を私有する」ものとする事の「西洋政學家の常談」なることを指摘して、かれは、

斯くて彼輩をして吾が皇國の政治を評せしむれば、上古を神政府と云ひ、君主擅制とし、中古武家執政の時を君主專治に擅制を兼たるものとし、維新以後を全く君主專制と看做すなり、是に於か歐米の開化に熱心する世上の學者等、或はこれを君民同治の政體に移さんとし、甚きは合衆政治となさんとす、嗚呼世人の其本源を揣らず、漫に他の末流に向て喘々する事、何ぞ此の如く甚きや、蓋しかの所謂君主擅制と合衆政治との如きは、固より無君野蕃の元質より成立たる政體なれば、皇國古今の政治に擬議す可からざることは、嗚々言を待たずと雖ども、吾が政治を以て、或は彼所謂君主專治と看做し、或は彼所謂君民同治と爲さんとするが如きに至ては、疑似の迹無きに非ざれば、之を辯明せざるを得ずとして、やがてわが國體を説明し、「故に此天下は人民の天下に非ず、また始より天孫一人私有の天下にも非

ず、所謂其初めは天祖大神の天下にして、天孫は即ち天祖に代て天憲の儘に億兆を制御し給ふ」ものであるが故に、この國の政治は「祭政一致」として、「天下の人民をして天祖天神の御心に歸順はしむるを以て政事の第一義とし、人民を保護するを以て政務の第二義となす」にあるとし、究極していへば、

世界萬國は陸より往かば馬の蹄の至り留る限り、海より行かば舳艫の至り留る極み、山川草木禽獸蟲魚金石玉璞布帛米粟一として吾 天皇の所有に非ざる物無しと云はんも決して誣言には非ざるなり、然れば知る、各國の人民宇宙大君の土地を受用して、慣習の久きより遂に自己の所有と心得、貢獻の義務を闕く而已ならず、剩へ自主自由君民同權等と唱へて、吾 天皇の權利を掠る者は、豈誣天の罪人に非ずや

と論定せざるをえなかつた。「天下は天下人民の天下なり」と論ずるものは、國學者吉岡徳明の斷じて容認しえざるどころであつたのである。

いくたびか注意したやうに、「儒學者正しき者にてさへ君臣父子の道古代の純粹取失候事御座候に、西洋の僻學流行仕候はば、内自夷に相成、神代已來屹度申度これある 帝室も革命の風に陥り候様にも相成るべし、是等は過慮にもこれあるべく候へ共、夷風の懼るべき事は、實は君子の意外に出候事、一にあらず候」——眞木和泉守保臣の憂慮は決して過慮ではなかつたのである。矢はずでに弦を放たれてゐた。國體を重んじ皇國國家原理が自由主義を容認しえざるの抗議は、徒らに頑迷不遷の名をもつて報いられ、デモクラシー



の思潮は「天下は天下の天下なり」といふ支那的原理を論據として浴々と時代を支配した。そしてそこにはさきに一瞥したやうなワシントンやルソーに對する手の舞ひ足を踏むをしらざる熱狂性に於いて、自由主義の移植が行はれ民選議會の設立を要望するデモクラシー思想の波濤が人々を呑んだのである。近代的歐米列強の支配に拮抗せんとする「獨立不羈」の悲願が、ここでは人民自由の意識をして封建的隷従心を脱却して國事を負擔するにたる「自主獨立」の國民的根基であり、「舉國一致」の原基であると思惟せしめたのであつた。それにもかかはらず、それは明かに「天下は一人の天下なり」とする日本の原理への反逆に於いて、人心を極度に敗亂せずんばやまなかつた。

かやうにして、「海内翕然、雲の如く響の如く之に従應し、萬口一談民選議院の必ず興さずんばある可らざるを痛論」するに至り<sup>中外評論、第十五號</sup>いはれるところの「言論の黄金時代」を將來した。あたかも征韓論分裂して政局混沌、加ふるに臺灣問題が発生し大久保利通の善處によつて希望すべき解決をみたとはいへ、巨頭所在に風雲を待つとき、「世に所謂有志の徒あつて、維新前後の慷慨志士の氣風を學び、或は洋學の初步に通じ或は和漢學の教育を受け慷慨憂國の士を以て自ら任じ、相當の意見を抱き、國是確定紀綱皇張を主張し、朝鮮征討國權擴充を唱導」しきたつたものなど、「彼の民選議院の建白書出るに及て、翕然として之を贊成し、舉つて民權自由の説に傾き、横議縱論以て政府を攻撃」し「政府顛覆論大臣暗殺論及民權は血を以て買ふへし」と、暴議大呼傍若無人の言論は常に世人の聞く所」とさへなつた<sup>明治政史</sup>。かくてかの有名な明治八年六月二十

八日の讒謗律及び新聞紙條令の布告は、その容赦なき實行に相反應して、民間議會主義の潮流を鬱結せしめた。かかる風潮のさなかに於いて、伊藤博文井上馨が斡旋して、明治七年の臺灣征伐問題以來故郷に藏屈せる木戸孝允と、自由民權派の巨頭板垣退助とを擁して大久保利通と連合せしめんとする世に名高い大阪會議の結果、明治八年四月十四日、

朕今誓文の意を擴充し、茲に元老院を設け、以て立法の源を廣め、大審院を置き、以て審判の權を鞏くし、又地方官を召集し、以て民情を通し公益を圖り、漸次國家立憲の政體を立て、汝衆庶と俱に其慶に頼らんと欲す

と仰せたまうたところの漸次立憲政體設立の詔が渙發せられたのであつた。「今や政府の紀綱振肅ならず、朝野の間、黨與相呼應し衆勢相凌ぎ、復た君主政治の下に在るものの状なし、此形勢を以て政を行はば、大業の破れざると、大權の墜ちざらんと欲するも能はざるなり」と憂懼して、右大臣岩倉具視が辭表をささげまつたのは、實にこの際である。八年六月淺草東本願寺に於いて第一回地方官會議は、下院の試みをもつて開かれ、翌九年九月七日には元老院議長有栖川熾仁親王に國憲草案の起創を勅したまひ、半年六月には「日本國憲按」が上提せられるに至つたが、議論多くして世上からはながく忘れられてゐた。しかも、七年二月江藤新平は佐賀に叛し、九年十月熊本神風連の蹶起、同じく萩前原一誠の擧兵、さうして十年二月には鹿児島西郷南洲が遂に武器を執つた。政局いよいよ暗澹、民間ますます動搖するの景況は、思ひなかばにすぎる



であらう。議會主義の確立をめざす自由民権運動は、かかる情勢のなかに燎原の火のごとく燃えひろがつて行つたのである。

## 三

『擴充』せられたる御誓文の御趣意にもとづき漸次立憲政體を立てたまふべきの詔を拜し、『天下の大事去矣』として輔相の任を辭せんとしたのは、往年率先して『蓋し議事院を設置するは五箇條の御誓文の御趣意を擴充するに在り』と論じた岩倉具視であつた。かれの深憂は、『抑此事たるや、下民上を罔するの路を闢き大權下に移るの漸を爲し、實に太祖以降二千五百三十餘年確然不易の國體をして一變復た回す可らざらむるの原因たる虞あり』と、思惟したことにあつた。そこでその後の情況を慨歎して、かれはいつた、——『今日の形勢を察するに、憂愁無聊の徒始めは其不平の氣を洩して快を一時に取らんと欲し、口辯紙筆を利器として百方無智の人民を煽動せり、次て其勢漸く増長し、其力稍々猖獗なるに至てや、猛然として我取て以て代るの念を生じ、只管官府に抗敵し施政の障礙を爲さんことを是れ務め、終に復た收束し易からざる形勢に馴致せり、是を以て其演説場に説く所、新聞紙に論ずる所、専ら罔上犯分を事とし、樹黨營私に至る所なし、思ふに佛蘭西革命の前時と雖も、恐くは此形勢を距る甚だ遠からざるへし』と（岩倉具視中絶。おもふ意見書）に岩倉具視は、かくして實は變質せられたる公論思想を論據として自由主義議會政治が設立せられるときは、『民権論次第に激進し、憲法の明文其力を實際に保つこと能はず、天子と雖國會に左右せられ、皇位は有

れとも無きが如く、大權遂に其釣石を失ひ、萬世不易の國體を損し、外は其侮を受け内は其民を安んずること能はざるに至らん。此事の必無を今日に保證するは甚だ難し』と觀察せざるをえなかつたのである。（皇室財産に關する意見書）しかれば、この後議會主義政治運動はいかに進展したであらうか。

その運動の特色として第一に指摘せられるべきことは、全國所在に簇生せる政治結社の勃興とその統合運動である。明治十三年四月八日の「近事評論」によれば、それは、『今也、我日本人民は漸く數千年來腦裡に蓄へたる卑屈の精神を洗滌して始めて自由の氣魄を擡起し、其自由の氣魄を集めて國政の如何を論じ、三府三十有餘縣競ふて有志者相結合し、名じて之を何々の社と曰ひ、各々以て國家將來の利福を議り、大に奮進して立憲の政を定め、國會の開設を希望せんとするの時なり、開國以來我人民が始めて自由民権を獲得せんとするの時なり』といふ状態であつた。明治七年四月板垣退助が片岡健吉等と土佐に立志社を設立し、次いで小室信夫等は阿波に自助社を、明治八年八月には河野廣中が福島縣石川に石陽社を創立して東北政社の嚆矢をなし、十一年一月には三春に三師社を設立し、長野の獎匡社、福岡の向洋社等々、陸續としてこれにつづけば、八年二月あたかも大阪會議に後れること十日、板垣以下は全國自由民権派を結合すべく大阪に「愛國社」を組織する大會を開いて東京にその本部を設けることを約した。西南の役終末の後明治十一年四月立志社が中心となつて愛國社の再興を開始し、九月大阪に大會を開き、來り會するもの數十名「愛國社再興合議書」を作成し、翌十二年三月第二回大會を大阪に、そしてその十一月第三回大會を同じく大阪に開き、十七



縣二十一社の代表が來集して、板垣退助河野廣中が中心になり、かの『國會開設の願望を致すに付四方の衆人に告ぐの書』を決議公表するに至つた。第四回大會は翌十三年四月同大阪に開かれ、二十七社二府二十二縣の有志總代百十四名が來會し、愛國社の名を國會開設願望有志會と改めて開催せられた。

當年議會主義運動の第二の特色は、明治十年六月西南の役に相呼應するかのごとく、南海最左派理論家として名を馳せた植木枝盛、吉田正春及び竹内綱等の起草潤色になる、ひとのもつて『その全體を貫く烈々たる氣魄、燃ゆる如き鬪意、鋭き批判力、整然たる理路等、何れの點より見ても士族團結の民權運動として望み得る最高の大文章』と賞揚やまざるところの、民選議院の開設を要望する「立志社建白」が、その領袖片岡健吉、林有造、大江卓等の囚縛事件にあふられつつ、京都市行在所に提出され、無論却下せられたけれども、直ちに印刷して四方に配付されたのを發端として、十二年十月岡山縣兩備作三國有志の會合の結果、國會開設請願の第一聲が發せられ、同年十二月愛國社第三回大會決議による「國會開設の願望致すに付四方の衆人に告ぐるの書」の公表、そして十三年四月第四回愛國社大會の決議にもとづき願望書捧呈委員河野廣中片岡健吉の兩人によつて太政官に上京提出された「國會を開設するの許可を上願する書」以下、これまた陸續として議會開設を請願する檄文建白書の流行として、それが具體化せられたことである。「東京日々新聞」の「明治十三年記事本來」によれば、その景狀は「偕て有志の總代を以て、國會請願書を太政官に捧呈することの、俄然一般流行の如くに成りたるは、夫の愛國社の總代の上京に引續き、地方官會議の傍聴として各府

縣より上京せる府縣會議員中に數十人の相會して、之に論及するありたれば、其歸國するに及びては多少みな請願の途に向はんことを獎勵し、或は連合の請願を望み或は獨行の建白を是とする等の差異はありつれども、其國會を開設し給へ、國憲を制定し給へと願望し奉るの精神に至りては同一轍に出で、其一書を呈する毎に、輒ち新聞紙に於ても、演說會に於ても、噴々之を讚嘆せるを以て、今は此請願に従事せざる地方は、慶應年間に勤王仆幕を唱へざりし諸藩の如く、世上に片身狭き心地せらるる様に思ひ、何れも我れも後れじと憤起したるもの歟」とのべられた状態であつた。

あだかも、西南役後に於ける悪性インフレーションによる財政破綻、従つて都市農村を問はぬ經濟恐慌が惹起せられるに至り、潰然たる人心不安裡に、議會開設を要望する自由民權運動として空前の『岡上犯分』、『營私樹黨』の時代が展開せられたのである。それはたしかに佛國革命の前夜をよもはしめるにたりるものでさへあつたのである。

しからばその議會主義運動の理論的構圖はいかに分析せられるべきであらうか。以下具體的に代表的文獻をとつてこれを分析するであらう。

最初の記念塔的文書はいはれるがごとく明治十年六月に上提された「立志社建白」である。『夫れ立憲政體の國たる、政府と人民と相待つて國是を定め、治安を保つ所以のものにして、凡百の租税を出し、幸福安全の域に處り、護國の貢を分擔し、輸せず一身の血を以てするに至る者、實に人民自治の精神奮起休まざ



るの勢を涵養するに在る也』——立憲政治をもつて、『人民をして政權に參與せしめ、其天稟の權利を暢達せしめ』よつてもつて『人民自ら奮起して國家の安危に任』ぜしむるの政治とみるが、立憲政體の設立を必然とする理論的根據は、國民が『一身の血を以てする』税即ち兵役の負擔及び納税の負擔を有するといふことにある。しかも、その第七に、『士民平均の制を失す』として、

陛下臨御以來、封建の餘習、藩治の統轄、其制の偏且專なるものは、撓釐せざるなし、而して士の常職を解くや、敢て士をして之が班を降らしめ、之れが務を抛たしめたるにあらず、唯其士たるもの、愛國の情に渥く、自尙の義に厚き、特に一般人民に於て求め得ざるなればなり、故に一般人民も奮起し、之れが愛國自尙の情義を執り、以て彼の士と同じく國家の政權に分擔し、幸福安全の域に進めんとするなり、而して聖旨のある處、亦た實に其の人民の精神を政治の上に涵養するあらんとするならずや、然るして常職を解くや、一般人民をして其氣象を同ふして以て政權分擔の義務を追はしめず、却つて士の氣象を禡して以て舊來人民卑屈の陋習を執らしめ、縱令暴君姦吏の言も、唯々諾々して其の命之れ聽かしめんとす、是れ其士民平均の制を失ふもの斯にある也、

といつてある點は、立志社の性質から必然の立論であり、後に分析するやうに、起草者植木枝盛の持論でもあるが、いはゆる四民平等を解するに、『舊來卑屈の陋習』に安んじた庶民の政治的自覺を涵養向上して、昔日武士の職分となした『其人々の氣象たるや、廉恥之れ重しとし、節操之れ固しとなす、其藩主に對す、忠

黨之れ進し、其の藩政に於ける獻替之れ任す、暫も其の國の安危得失に於て關涉せざるなし』といふ。『愛國愛君の情、自尙自重の義』を得しめんとするものであり、従つて、その『愛國自尙の情義』を一般人民に擴大扶植するには人民一般に『政權分擔の義務』をもたせて『其の國の安危得失に於て關涉』するの政治的自覺を昂めるにあるとなしてある點は、注目し値する。かくて「立志社建白」も參政權を獲得せしめることが『人民自治の精神奮起休まざるの勢』を涵養する所以であるとす點、ひとびとのさきに示されたであらう自由主義移植の構圖と揆を一にするものであつた。そこで、かかる『立憲政體の基礎を確立する』は民選議會を開設するにあるとされたのであつた。それこそ萬機公論の御誓文の御趣旨であり、漸次立憲政體設立の大詔の御趣意であり、陛下の御志願であると解釋したてまつるところには、公論思想の變質せられたる意味が適確に認知されうるであらう。自由黨史。

かかる立志社を中心とする明治十一年四月の愛國社再興運動の趣意書が、これと理論的構圖をひとしくして、とりわけ、士民平均の意義を、

蓋政務は人民の代務なれば、政府法を立て政を施すに當てや、必ず公論輿論を審案し、以て民心の歸向する所に従ふべきのみ、彼封建の世に當てや、諸侯生殺與奪の權を專にすと雖も、君臣義を重んじ、暴君政を施す時は臣たるもの之を諫争するの任あり、君たるものも亦之を聽納するの責あり、故に封建の士族は參政の權を有せしものなり、藩政廢せられ士の常職を解くや、其主意は則特に士族をして參政權



を得せしむ制限を廢し、以て廣く全國人民に之を得せしめ、以て士民の權を均ふるに在りと雖も、三民未た之を得ざるのみならず、爾後士族も亦之を失ふに至る、且つ我邦未だ國會の設けなければ、政府公議輿論の在る所を知らんと欲するも、亦如何ともすべからざるなり、日本憲政基礎史料と解釋してゐることは、別して注意を要する。人民參政權の獲得が、武士の國事を負擔する精神を涵養する所以であるといふ解釋は、武士が本來臣僚たるを常職とした歴史性を没却するものである。歴史的解释はしばらくおくも、參政權獲得の意義のかくのごとき理論的解释は、自由主義移植の歴史的性格をまことに端的に物語るものであらう。

第二には、十一年十一月の愛國社第三回大會の決議にもとづき翌十二年十一月付をもつて配付された「國會開設の願望を致すに付四方の衆人に告ぐるの書」及び、その第四回決議によつて十三年四月太政官に請願された「國會を開設するの允可を上願するの書」である。

その前者によれば、「公論と云ふものは全國民の衆意思より生ずれば、則萬機を公論に決せんとするも、亦國會を興して以て全國の代議人を會するに非されは能はざれば也」といはれるごとく、人民の總意と解せられ、五箇條の御誓文の御趣旨は「國會を興すに非ずんば」實現せられえないものとなし、當時の景況をもつて「徒に開化の形貌を得るにあつて、而して開化の精神なきこと、恰も金置玉筐に馬糞牛溺を填充するに似たるもの」と評論し、「文明なる所の本原を養ひ以て開化ならしむるの基本を起す」途は「國會を開て人民に

參政の權利を興へ、以て愛國の心を長ぜしめ、自由を許して十分の能力を發展せしめる』にあるといふ。けだし、「國家變亂の本を防ぐものは、國會を開て人民の自主愛國心を發生せしめ、及び全國人民の心思を通して相一致し相協和するに在る。」「人民の協和一致」は「各人同じくその國を愛するの心」より發するが故に、「民にして愛國の心なければ、則各々別離して一致協和することなく、國民にして一和せざれば、則亂妄隨て興り、百災由て兆し、國力爰に衰退し、綱紀茲に頹廢し、復た文明を進むる能はず、復た隆昌に到る能はず、而して甚しきは則竟に其國を滅し或は其國の大權を喪ひ、不可言の大害を蒙るべし」といふ。「舉國一致」は人民に「自由愛國の心」を涵養することを先決とするが故に、「開化ならしむるの基本」たる「開化の精神」を喚起する所以は、「其人民をして自ら國政に關與せしめ、自ら國事を知得せしむる」ところの「自主愛國の一大精神」を涵養せしめるに歸し、國會開設こそこれを涵養する唯一絶對の方法であるといふのである。その「自主愛國の一大精神」とは、いふまでもなく人民自由の意識の明徴に發するものとするのである。「然り而して國家の元素たるものは則人民にして、國は民によりて立つ所に外ならざれば、人民に自主自治の精神なく、人民に權利を有する事なければ、則國家は能く不羈獨立すべき由なく、克く國權を張るを得べからざるの理なれば、則今の我國の如きは只速に國會を開設して人民に自主愛國心を増進せしめ、大に眞成の國力を養はずんばあるべからざるなり、↑自由の意識を國家の『不羈獨立』の基礎となるべき『自主愛國心』とする解釋は、前來提出したところの『國は民によりて立つ』といふ『人民自己支配』の國家原理



の容認に於ける理論的構圖の埒外を一步もいづるものではない。しかも、この檄文が西南役以來の政治的經濟的動搖をたくみに把へて、その制壓をもつて『専制政府の勝利にして國家の勝利に非ず』と指摘し、『勝利の喜色は雷に國家の疲弊を蔽ふに足り、凱歌の歡聲は人民の怨言を妨ぐるに過ぎず』と論評し、『國家變亂の本を防ぐ』によしなすと揚言してゐるところは、當時の狀勢を知るものにとつて、この政治理論の煽動性の由緒をうかがはしめるにたるであらう。だが、ひとびとはそこに次のごとく、

夫れ我日本は古來立君の國にして、而して皇統の連綿たること世界に比なく、萬國に對して獨り美とすべき所なり、然りと雖ども愈々王室の安泰を保全し其鞏固を得べき事は定律政治に若くことはなく、王室を危殆に陥れ王位の鞏固を失ひ易きことは、專制政體より甚しきことはなし、故に專制の政體を以てするの政府は火山の頂上に坐する如く、定律政體を以てするものは鼎の確立するが如く、二者の利害得失は昭々として實に明かなり、日本の人民にして王に忠し國に報ずるの心ある者は、速に 陛下の本旨を翼成して、立憲の政體を立つるに心身を盡さざるべけんや

と論述せるところに、『政權の武門に歸するは適ま 天朝の悠久なる所以なり』といはれた幕府主義的尊皇の立場の鮮かな轉身をすることができらうであらう。だが、もしその政府が民選議院建白書にいはゆる『方今政權の歸する所を察するに、上帝室にあらず下人民に在らず、而も獨り有司に歸す』といふ有司專制政府をさすものならば、政權の有司に歸するものもまた『政府は火山の頂上に坐する如く』なるも、皇位は安泰を保

ちらうる理ではなかつたであらうか。

かかる議會開設運動の自由主義的性格を一層具體的に物語るものは、後者「國會を開設するの許可を上願するの書」である。その 朝廷に上願して許可を請ふの態度、『若夫之を開設するの方法制度に至ては、願くは之を開設するの許可を得るに隨て、適當の名代人を出し、陛下と與に共に協議して之を定めん』といふ『罔上犯分』の態は注意せられてしがるべきである。しかし、そこでもまた、『國家の人民をして善く一和せしむるものは其として自ら國政に關與せしめ自ら國事を審知せしむるに在り』と論じ、とりわけ西南役後に當面せる經濟的變亂の『根を醫し其本を療す』べき途は、『國會を開設して人民の自主と愛國心を發せしめ、全國人民の心思を通して相一致し相和合せしむるに在るべし』と説かれ、士民平等は『國を以て國を護るの固きを取らんとするものにて、國家の眞に固き事は萬民克く一致して同じく其國に報ゆるの心を發せしめざる可からざるべく、而して萬民克く一致し同じく報國の心を發せしむるの道は、國會を開設するより良きは莫れは也』と論ぜられた。しかしながら、その『報國の心』が國民の『自主』の心に發するといふのは、『天の斯民を生ずるや之に賦するに自由の性を以てし、之に與ふるに碩大の能力を以てし、其をして至高の福祉を享受せしめ』たる天賦人權論にもとづいて、國家はその自由人權を保護すべきためにあるといふにあつた。けだし、『凡そ人民の其國に在て義務を盡す所以のものは、其國に在て安全幸福を受けんと欲するが爲に非るは莫』いからであつた。『國に報ずるの心』は、つまりその國が人民の『安全幸福』を興へるべきため



に存するものであることに根源をもつのであつた。しかも、この上書が、かかる民主主義國家理論に基礎をもつものであることは、國會開設の必然を力説する第六の理由として、

六年に地租を改正するの令を發し、地券を行へり、亦隨て國民に參政の權利を與へざるを得ん哉 何となれば、地租を改正し地券を行へるものは、天下は天下の天下にして、政府の私有に非ざるが故にして、既に地券を發行すれば、則ち國土は政府の私有に非ざること甚だ顯著也、國土既に政府の私有に非ざれば、則ち人民の身命財産も亦政府の私有に非ざる也、人民の身命財産實に政府の私有に非ず、政府是等に就て租税を徵するは、人民の私有より徵すると云はざるを得ざる也、將た其租税は國家の爲に徵するものなれば、則ち已に收むる所の租税は、必ず之を國家の共有物と謂はざるを得ざる也、而して今夫私有は其主一人にして之を處理するの權ある可く、共有は公衆と共謀せざる可からざること、實に理の當然なれば、政府既に地券を發行して、天下は天下の天下たることを明にすれば、則ち租税を天下に徵し、及び既に收めて國家の共有物と爲れる所の租税金を處置するには、政府一己にして之を爲す可き義あること無く、必ずや全國人民と共議せざるを得ざる可く、而して租税を全國人民と共議するには、國會を開設せざるを得ざる可ければ也

といつてある點に、最も明かである。しかも、いはゆる土地所有權の解放が『天下は天下の天下たることを明に』せるものと解せられてゐることは、最も注目をひくに値するであらう。もし地租改正地券發行の一事

が、かくのごとく絶對的な國民の『私有權』の確認を意味して、究極するところ『天下は天下の天下なり』といふ民主主義原理の確認を意味するものであつたとすれば、たしかにかかる議會主義理論は成立しうるであらう。問題は、しかし、土地所有權の確認が意味する經濟的社會的な本來の意義がどこにあつたかといふことにまで遡及されるべきであらう。それは後に論究せられることとして、いまや國會開設請願運動が『天下は天下の天下なり』といふ支那的國家原理への逆轉に於いて立論せられるに至つたことは、その政治的意義を明かにするうへに最も注目すべきところであらねばならぬ。河野磐州傳

明治十一年一月に民會掛として磐前縣廳に赴任せんとする途次、三春に三師社を興して愛國社と聯絡せんとした契約書に、『我輩心に投合する諸君と共に結社契約、其底蘊を吐露して以て我が日本國民たる所以の義務を盡す所あらんとす、國土は天下の國土にして、人民は之を共有維持し、國を愛する身を愛するが如く、専ら討議論辯して、其の方面を定め、將に善美の結果を將來に期せんとす』といつた河野磐州が、この上願書の捧呈委員であつたといふことは、頗る興味深い。河野磐州傳

その第三は、愛國社大會の決議による統一的請願運動と前後呼應する地方的または個人的請願運動の標榜主張する理論である

その第一聲は、明治十二年十月岡山市に會合せる備前備中美作三國有志の國會開設建言書である。國會開設の熱望は曾に『上流の學士論者』にとどまらず、『全國一般中位下等の人民均しく是れを熱望し、萬口一



談、恰も饑者の食に於けるが如くなるべき』ことを『確信』して、かれらはいふ、——『内亂屢、起りて元氣漸く衰頹し、加ふるに外人の汚辱を受く』るこの『累卵の危きに迫る』ときに際して『國權を全ふすることを得ん』とすれば、『日本國民たるものは、今の時に當つて興起憤發し、須らく獨立不羈の雄風を擡揮し、此國歩の艱難に當り、政府と心を一にし政府も亦闔國衆民の全力を悉し、智識を活用して國體を保存し、以て今日の困辱を濟はざるべからず』と。『政府が如何に焦慮せらるるも、人民の憤發せざれば』能く『國權を全ふする』ことはできないのであるが、これに反して『闔國衆民』が『興起憤發し、須らく獨立不羈の雄風を擡揮』するに於いて、かれら列強が遂に許諾せず、是非を干戈に訴へんとするのときに至るとも、『事茲に至れば人民は衆心一結、權利の壑城に據て之に當らば、假令濛濛海を圍し旌旗野に連ると雖ども、彼れ何ぞ恐るに足らんや』、——『而して今や憤發興起して國事に參贊し政府の憂患を分て之に當らんと欲すれども、我々人民は未だ天賦の參政權を得ざるを如何せん』。

この建白書によれば人民が國事に參贊するの參政權を獲得することは『開明の政治を翼賛する』ことであつた。詮ずるところ、ここに於いても自由とは『人民自主獨立の精神』と解せられ、それをもつて國家の『獨立不羈の雄風を擡揮する』の基礎であると考へられたのである。けれども、人民がかかる『天賦の參政權』を有すべき國家的根據は、實に『夫れ天下は天下の天下なり』といはれた意識のうへに立つてゐたのである。

この建白書を元老院に提出すると同時に、岡山縣有志は『同胞兄弟に告ぐ』と題する機文を公表した。『國權の擴張』は『民權の伸張』によつてのみ可能であるとし、『嗚呼我同胞三千五百有餘萬の兄弟よ、仰て芙蓉峰の高を望み、仰て琵琶湖の深を瞰よ、豈美なる山川にあらずや、豈慶すべきの邦土にあらずや、此美なる山川に、此慶すべき邦土に居住棲息する我同胞三千五百有餘の兄弟よ、今日は是何等の時ぞや、貴ぶべきの民權已に伸暢するか、重ずべきの國權已に擴張するか、之を思ひ之を憶へば、月明かなりと雖も以て我輩の心を愉はしむるに足らず、花美なりと雖も以て我輩の情を慰むるに足らず、憂鬱胸裏に塞り、悲憤心肝を貫き、奮然蹶起し潸然涙下るを覺えざるなり』とかれらは訴へた。かかる美辭麗句の底に流れる國家獨立精神の強烈さこそが、自由主義移植の支柱であつた。『夫れ國家は活機なり、一人一個の左右すべきにあらず、各自人民をして國事を自任するの氣象を振起せしめ、國家と共に終始するの精神を發揮せしめざれば、決して之を運轉すべからざるなり』、——さうした國家意識を喚起する所以は、國會を開設し民權を伸張するにありいふが、『天下は一人の天下』なる皇國日本に於いてはそれは本來、皇恩に感激して大義に激發することによつてこそ喚起されるべきものではなかつたであらうか。日本國會論、第一篇時あたかも條約改正問題が具體化され、井伊大老が締結して以來の屈辱條約の訂正をえんため國民の憤激は昂然たるものがあつた。國際的獨立の完成は、そこで文明國家としての自己改装を先決とするものと思惟せられる風潮のなかにあつて、國家の『獨立不羈』の精神は人民『自主獨立の精神』の伸張を具體化する國民參政議會の開設を必須とすると錯悟せしめ



たのである。

愛國社を中心とする議會開設の運動が進行しつつあるとき、かくして地方有志の請願運動もまた陸續として熾烈をこほめはじめた。その請願運動がすべてこのやうな理論的構圖のうへに立つものであつたことは、文獻の立証するところである。以下、三宅虎太の編輯にかかる「日本國會黨論」のうちから、これを俯瞰してみるのであらう。

『人民は國の本なり、政府ありて人民あるに非ず、人民ありて政府あるなり、政府は人民の立つる所なり、人民の權利を保護すべき者なり、——しかも』——『政府と人民と隔絶して相謀らざるときは、經國上に於て如何なる大計を生じ、如何なる要件を處するも、人民は毫も顧慮せず、習慣の極ある所、秦人の越人の肥瘠に於けるが如くなるに至らん、然りと雖ども、今國會を興し人民をして各擔當する所あらしめば、愛國の情勃然として生じ、外邦の狡權を憤り感激發動して國威を皇張し、全邦遂に一心同情に歸せんか』。このやうな歐米的自由主義理論に立脚せしめられた『一心同情』が、『夫れ我大八洲の國たる東海の中央に位し、皇統綿々として窮極たること無し、他邦の篡弒相踵ぐ者の比に非ず、然りと雖も方今洋夷跋扈跳梁敢て我を輕侮し、驕慢の權或は我が隙を窺はんとす、此の時に當りて人民たる者一心同情を以て、天皇陛下を保護するに非ざれば、亦不測の禍なきを保すべからず』といふ『一心同情』の基礎であるとするものは、福岡縣有志の名をもつてせられた請願趣意書である。それは『洋夷の跋扈跳梁』に憤慨する國家意識の發現であつたであらう。

だが、そこに移植されるべきものとせられた議會主義はその『篡弒相踵ぐ』歴史的履歴の故に自覺せられた自由の原理に立脚するものであつたのではないか。

『國家公共の利害榮辱』に關知し、人身に免るあたはざる情慾の至すところの『軋轢相照』と『壟斷相私』の弊害を『未萌に防ぐ』所以は、『一般の人民に其負荷すべきの責任と提挈すべきの實物』たる國會を開設するにありと説く豊前中津亦一社の請願書は、その『一般の人民天下の重任に耐ゆる所あり、全國の利害榮辱以て己が任とするの氣力』の『委靡不振』を指摘して、結局『歐米人民に對照し來て之が品評を下す』ものにほかならなかつた。『近くは之を歐米人民と日本人民とに對照して其の言の謬らざるを徴すべし、我人民は無氣無力なり、彼人民は有氣有力なり、均しく人民にして此のごとく相反するものは何ぞや、彼は國會あつて一般人民天下の重き以て自ら任し、能く其國と利害榮辱相俱にするを以てなり、即ち國民をして幼より之に責任を荷はしめ以て氣力の發達を促し、能く其重任に耐ゆる所あらしむ、我人民は之に反して一身一家の外又天下國家あるを知らず、茲に人あり、生れて以來嘗て任を荷ひ物を提げたる事なきと一般なり、氣力何に由て發達するを得んや』。『歐米人民と對等の地位に進ましめん』とする意欲は、その意欲の熾烈さに於いて、國家原理を異にする自由主義議會の開設を請願せしめたのである。

『國會を開設し憲法を立定』し人民に許すに『自由及び参政の權を以てする』こと『此のごとくにして、人民自主自由の權を得、愛國心の發生するを得ば、何ぞ我國力の奮はざるを憂へん、國力奮へば則條約改正



と雖ども、因循日を費すに及ばず、日清葛藤亦恐るに足らず、國債山の如しと雖も、何ぞ其返償法に苦む事か之れあらん、而して如何なる暴獅悍鷲と雖とも、何我境界を睥睨するを得ん、是に於いて始て我國を稱して富國強兵の國と謂べきなり」とは、同人社瀬川淺之進の理論であつた。しかも「一國人民をして其不撓不屈の精神を揮擢し、且つ極めて其結合力を盛んにし、君主宰臣をして勢ひ復た如何とする事能はざるに至らしむる」ことこそ、「文明各國」の歴史的發展段階の跡を追ひ、「專制政體より立憲政體に變遷せんとする際に當つて」、國會設立の「目的を達し得」るための必至的手段であると指摘したのは、高橋基一論ずるところの「朝野新聞」第千九百二十一號社説であつた。「富國強兵」の實現の基礎たるべきものとされた自由主義の移植は、その「不撓不屈の精神」が「君主宰臣」に向つて發揮されるべきを必然的の道程とする。問題はここに馬脚を露はにせずんばやまないものであつたのである。

「南海山陰山陽の諸道に到る所として結社あらざるなく、往く處として聚合せざるはなく、一意銳心財産を抛ち身命を顧みず、奮然起て民權を講じ勃然立て自由を談じ、國家の危急を慷慨し國權の不振を悲歎し、萬國一の如く以て政府を刺撃す」るに對し、東北諸州に至つては漠としてこの擧なき「東北人士の無氣力」に慨歎して長野縣に設立された獎匡社設立の檄文もまた、内には薩長肥三藩に限られた「人種政府の偏用」に不満不平なる「怨聲」あり、外に屈辱條約ありて治外法權及び關稅自主權なきにより、「日本の金銀人民の膏血は數歲ならずして外國に吸取せられ印度波蘭の覆轍鏡に掛て看が如く」、日清葛藤に介して英露以下列強の

覺隙を窺ふある「危急」の國情に憤激し、「國家は即ち人民なり、人民は即ち國家なり、國家既に亡滅するものにして、未だ人民の亡滅せざるものあるを聞かざるなり、吾輩常に夙夜怠らず、孜孜として其業を營み、汲々として其利を射んと欲するもの、我身あるを頼めばなり、吾輩寢食を忘れ薄氷を踏み、身命を輕んじて虎口に入り、常に名譽榮達を求めんと欲するもの、國家あるに據ればなり、其頼るべきの身命、其據るべき國家にして、目下既に亡滅の徵候熟す、然に猶今業を營み利を貪て何の用にか供せん、名を博し榮を求めて何の樂にかせん」と慨歎してある點、國民國家意識の稀薄を指摘して國家獨立精神を喚起しようとするものであつた。しかしながら、かれらが論じて、

クラウイナ―氏曰、各個人人民其權力の會萃する所是即ち吾人の所謂國家なる者なりと、善い哉此言や、抑我日本帝國は建國の始めより君主獨裁を以て國是となし、數千百年の久しき今日に因襲し來りて、國家は幾んど君主の有にして其人民は敢て一國の休戚に與らざるもの如し、然れども外萬國と對峙し内開明を進むるの今日に在ては、國獨り君主の有にあらざるなり、即ち吾人三千五百有餘萬同胞の所有なり、設へ擅制專治の邦國と雖、古往今來、君ありて然後人民あるの邦國なく、政府あつて然後人民あるの邦國なし、必らずや、人民あつて然かる後邦國、百姓あつて然る後國家あると云はざるはなし、然らば則ち其國に生れ其土に耕し其粟を食するもの、族の何れを問はず職の何たるを論ぜず、老となく少となく、苟も其身を愛するの知覺を具する者は、又其國家を敬愛し之を保全し之を守護し、以て其規模



を宏にし其光榮を顯耀するの道を索めざるべからざるなり、而して之を保全し之を守護し以て其規模を宏にし其光榮を顯耀するの道を索んと欲せば、民權を擴張し通義を伸暢せざるべからず、民權を擴張し通義を伸暢せんと欲せば、衆智を集め衆力を合せ親愛周密議して而して行ひ、和して而して動き、以て外は豺狼鷲の凌侮を禦ぎ、内は壓制弄權の弊を未萌に矯めざるべからざるなり

といふとき、この議會主義は、皇國をもつて『建國の始より君主獨裁を以て國是となし數千百年の久しき今日に因襲し來りて國家は幾んど君主の有にして其人民は敢て一國の休戚に與らざる』舊態國家であるとして『各個人其權力の薈萃する所、是即ち吾人所謂國家なる者』とし、この開明國家は『吾人三千五百有餘萬同胞の所有なり』とする人民の『自己支配』の原理に立脚する理論としては、必要なる合理性を有するものであつたであらう。かかる理論にもとづく政治運動の成長は、しかし、わが國に於いては、遂に『人心の土崩瓦解一致結合の氣力』を伸張し、『百尺竿頭又一步を進め累卵を反して泰山と爲すの策略』とはなりえないものなのであつた。ここにもし、萬機公論の御誓文と漸次立憲政體設立の詔によつて、『則 聖上は斷じて國會を開設し人民をして國事に參與せしめ主はんとの 宸衷なり』となしたてまつり、しかも、『國會熱望の徒一朝其志を達する能はずんば、或は恐る激して暴徒となり擾々變を生じ、以て彼の潰裂四出復た收合すべからざるに至らん』と、三條太政大臣に建議した宮城縣縣會議員十七名の總代の建白書が、

抑天下は天下の天下なり、政府と人民と憂患相同ふし緩急相救ふは固より其所なり、政府豈獨り國事を

負擔する可ならんや、故に今日の計を爲すものは宜しく速に國會を開設し、人民をして立法の權を分取し三權をして分立せしめ、以て政府と人民とをして關節脈理を通じ、一國をして一身たらしむべきに若くは莫きなり、

と論じてゐることに想到するならば、かかる議會主義政治理論が『天下は天下の天下なり』といふ支那的原理への逆轉に於いて表現しえた原理上の特色は、ここに於いてもまたきはめて明かに窺知しうるであらう。人民自由の意識のうへに國家の『獨立不羈』の理論を構築しようとすることは、究極のところ人民の『自己支配』の原理に據つて立つ歐米的國家に於いてこそ理論的合理性を有しえるものであつたのである。その國家原理上の背馳を無視し看却し、これを後進的意識に於ける『獨立不羈』の精神として、主として『外國支配』に對する反撥拮抗の昂奮に於いて移植しようとしてきたのが、議會開設請願運動の歴史的性格であつた。

外には條約改正及び日清交渉の外政問題、内には西南役以後に於ける財政經濟上の内政問題が累積して、維新以來の政治的危機は藩閥專制に對する非難攻撃に於いて激化されこそすれ一向に解消の見透しなく、十一年五月十四日には大久保利通が紀尾井坂に刺撃されるといふ政情不安のなかに、かくのごとくに自由民權運動は萬機公論及び漸次立憲政體設立の詔を旗印とし民選議院獲得をめざして果敢に敢開された。かかる議會開設運動に平行して政論の中心問題となつたのはいふまでもなく憲法制定論であり、主として憲法制定の



方法について、これが『君許』たるべきか、『國約』たるべきか、『民約』たるべきかの問題である。人民自由権及び参政権の要求から起つた憲法論が、歴史的に國約乃至民約憲法論であつたことは、すでに學者の指摘するところである。それはこのとき元老院に於いて憲法草案が起草されつつあつたことに對する抵抗心から發した點とみるべきではあるが、御用新聞といはれてきた福地源一郎の據つた東京日日新聞ですら、社會契約説の謬妄を攻撃しつゝ遂に國約憲法論をとらざるをえず、趨勢は一般に激烈をさはめたのである。<sup>(三五)</sup>この間にあつて「朝野新聞」第二千六十六號の「國約憲法論」に、

夫れ政府にして其の専裁を肆まにし人民をして喙を容るるを得ざらしめ、國事を官吏の手に擔任し公衆をして之に關知するを得ざらしむれば、其の邦土は君主の私有なり、其の人民は政府の奴隸なり、之を稱して某國國民と謂ふも、時に其名義のみ、蓋し人民の聚集するものを國と云ひ、其の國を組織構成する者を國民と云ふ、政府にして漫りに人民を抑制し之を他人視し若くは之を食客視するの國に於ては、民其民に非ざるなり、國其國に非ざるなり、昔者佛王路易十四世曰へることあり、朕は即ち佛國なりと、世之を目して暴言とす、然れども吾儕は言ふ、此れ適當の言なり、何となれば苟も人民にして其國政に參與する能はざれば是れ其の國民に非らずして食客なり、寄留人なり、此の邦國たる安ぞ人民の團結して二國なりと謂ふべけんや、已に國民なければ君主は即ち國なりと言ふも、亦何ぞ不可なるあらんや、當時佛國の如きは路易王獨り其の國政を專擅し人民は一に其の順使に従ふ、是れ國王あつて國

民なきなり、宜なり佛王の已れを以て國と稱するや、抑も我が邦今日の現状を觀察するに、人民は未だ國事に參與する能はず、即ち食客たり、附籍人たり、故に前述の理由を以て之を推考すれば、我が同胞兄弟は未だ之れを稱して眞正の國民と爲す可からざるが如し

と論じて、『官吏社會の討議制定したるもの』は『官吏社會の憲法』たるにすぎず、『眞正なる國憲』即ち『日本國民の憲法』は『其の國を組織構成』する『眞正なる國民』の代表者によつて討議し、天皇陛下の御批准をもつて制定されたものでなければならぬといふのであるが、『未だ國事に參與する能はざる』人民とは、『其の隣國と覺隙を開き形勢切逼の際に及ぶも己れが邦土の爲に之を憂慮する者少きのみならず、甚だしきに至つては頑として之を覺知せざる』支那人民のごとき『形狀』をさしていつてゐるのであつて、この意味に於いて憲法國約論もまた既述のごとき國民國家意識の熾烈さに於いて主張せられた理論であることを知るべきであらう。しかも、かかる理論が『歐米立憲國の憲法を參酌したる』、即ち歐米的な人民の『自己支配』の原理に立脚せる理論であつたことは、明瞭であつた。『我が邦今日の現状を觀察』して、『國事を官吏の手に擔任し公衆をして之に關知するを得ざらしむる』ところの、『其の邦土は君主の私有なり、其の人民は政府の奴隸なり』とする『獨裁政治』の國家であるのみならず立場は、實際明瞭であつたのである。

このやうに激烈な國約乃至民約憲法論といへども、あへて天威を犯したてまつらうとしたものではなかつた。しかも、『輿論の民約憲法議會説に勢を添ゆる茲に到るを見て、誠に抃舞雀躍の至りに堪へ』なかつた「大



阪日報」の記者が、かかる輿論が決して「國體を變更するもの」でないことを主張して、昂然として、試に看よ、紀元二千五百年勤王報國の主義を捨て共和爲政の言さへ唱ふるものあるか、吾人が王命憲法を制定せんより寧ろ民約憲法を是とすと云ふものは、國を愛し且つ君に忠せんことを思ふてなり、何となれば憲法は一國の安寧を保護し人民の幸福を完領し、上下共に慶に依るものなれば互に倚つて權利を維くの基礎とするところなるに、之を専ら帝力に王權に寄托するときは、幸にして明君賢主在朝の間は充分の光榮もあるべけれども、百歳の中不幸にも暴君暗主の出づるありて其權力を以て憲法を左右し自在に民を虐せらるゝことあるとも、民は之に黙従し空しく不幸の域に陥らざるを以てなり第一千二百七十六號社説と公言して憚らなかつた事實をみられよ、そのやうな「勤王報國の主義」は「政權の武門に移れるは適々天朝の悠久なる所以なり」といふ幕府主義的勤皇論への逆轉でこそあれ、斷じてかの尊皇精神の道統を繼承するものとはいへないであらう。

「民選議院設立建白書」に對する加藤弘之の尙早論に答へられた「加藤弘之に答ふる書」に、議員資格として「前日彼の首唱の義士、維新の功臣を出せし」ものであつた「士族及び豪家の農商等」があげられ、在來分析してきたやうに、自由主義議會開設運動が「外國支配」に對する「獨立不羈」の精神を支柱として展開せられたものであつたために、それはあくまでも愛國者的昂奮に於いて、いな「勤王報國の主義」に於いてくりひろげられた。従つて、ひとびとは、「自由民權を叫んで民間に起ち上つた有志たちも、最初は士族のみ

であり、薩長政府に對してこそ反抗したれ、何れも元來は勤王愛國精神の志士であつたから、その指導的分子の自由民權論にも多くは歐米思想と封建的教養とが錯綜して混じてゐたと指摘してきた。しかも、「在朝は常に民間の運動を危険視し、民權運動の侵入より君權政權を擁護することを念とし、導入すべき新體制も、能ふかぎり、かゝるものの維持、發展に便なるべきやうにと苦心した」のに對して、「自由民權家の徹底せる分子」たちは、この點を「攻撃してやまなかつた」のであるといはれる。三六元來「勤王愛國精神の志士」の念願してきたものは「君權」の「維持發展」そのことであつた。そして「元來は勤王愛國精神の志士」は、いまやこの點を「攻撃してやまぬ」自由民權論者となつたのである。さうであるとすれば、かれらにとつてはまさに「思想上の大革命」を経験せずしてこのやうな豹變は不可能であるのほかはなかつたであらう。それでもなほかれらの主義が「勤王報國」にあると唱へられるならば、それこそまさに伊藤博文をして、「若し識者の言をして、皇室を重んずるものとせば、恰も賴襄が所謂、賴朝が覇府を鎌倉に創めたるは、奸雄をして永く皇位を窺窺の心を絶せしむと云の迂論に殊ならず」と指摘せしめた幕府主義尊皇論への逆轉を意味するものではなかつたであらうか。よしんば議會主義運動が「外國支配」に對する愛國者的昂奮に於いて展開されたものであらうとも、その理論が所詮「自己支配」の原理に立脚せるものであつたことに於いて、尊皇精神の傳統を破壊し、遂にその愛國精神を加乘することなく逆にこれを相殺した所以をふもふべきである。何故とならば、「自己支配」の原理が一應舉國一致的な愛國報國の精神の基底となるためには、その



契機として民族乃至國民的共同運命の自覺が與へられなければならなかつたのであるが、しかもそれは徹底せる市民的功利主義の所産であつたから、由來久しく國家から閉ざされてきた鎖國的封建的庶民の選びとりえたものは、前者ではなくして後者、しかも一層卑屈な利己主義であるほかはなかつたからである。

ところで、いはれるところの自由民權的『勤王報國の主義』が結局幕府主義的尊皇論への逆轉にほかならなかつた所以は、明治十四年十月の國會開設の大詔を契機として憲法論に附隨して必然的に展開された主權論争に於いて、さらに明瞭にあらはれる。主權論争の経緯については、ひとびとの據用するやうに早坂四郎氏の論文がある。<sup>〔三七〕</sup>そこで『終始一貫保守派の意見を代表し、國體擁護の立場から主權在君主論を主張した者は東京日日新聞』に據る福地源一郎であつたが、その間『最左翼の急進論を代表するものとしては輿論新誌社説「主權概論」の一篇』があり、『進歩派の中堅として輿論の大勢を反映したものである』としては、東京横濱毎日新聞、報知新聞及び朝野新聞の社説』があげられるのであつた。長束宗太郎編の『民權家主權論纂』は明治十五年三月の刊行にかかり、はやくもこの主權論争を類別せるものとして注目せられる。

最左翼の急進論をなした『輿論新誌』の「主權概論」は、主權在君主説を眞向から排斥否定し、社會契約説に根據を置く主權在民説及び主權在正理説を論破しつつも、結局『主權は社會人民に在り』と指摘した。

「東京横濱毎日新聞の社説」によれば『主權は一國の人民に存する』といふものは、

夫れ天の人を生するや、之に賦するに同一なる四支五官を以てし同一なる知覺を以てせり、君主なるが

故に其明能く千里の外を洞見するに足り、君主なるが故に其耳能く人語を千里の外に聞く者にあらず、

……天下は天下の天下にして一身の天下に非ず、<sup>主權の所在如何</sup>

といはれるべきものであつた。さうしてこの主權論争は、『國體擁護の立場から主權在君主論を主張した』ところの『東京日日新聞』の社説「主權論」の發表があり、これに呼應して、『毎日新聞』・『朝野新聞』・『報知新聞』等が『進歩派の中堅として輿論の大勢を反映して』、論難を加へるに及んで、最高潮に達した。要するに『進歩派の中堅思想』は主權をもつて『君民の共有たるもの』とし君主と人民によつて構成される議會に存すべきものであるとする英國的議會主義に立つものであつたといへる。さうしてその景況は獨り『國體擁護の立場』に立つた福地源一郎をして、『假令此爲には東京日日新聞の愛讀者を失ひて廢刊するに至るまでも、余が筆舌の存せん限りは此論を止むること能はず』<sup>新聞紙實歴</sup>とその孤立苦戰の有様を痛歎せしめたほどのものであつた。だが、しかし、『その爲めに、當時の自由民權の闘士の心情を疑つてはならぬ、彼等は熱烈なる勤王論者であつたのである』、——尾佐竹博士はこのやうにこの『今日よりは殆んど想像もつかぬ時代』を辯護せられる。<sup>〔三八〕</sup>

「朝野新聞」の社説によれば、日報記者が『自ら公言して』、『普天の下莫<sub>レ</sub>非<sub>レ</sub>王土、率土の濱莫<sub>レ</sub>非<sub>レ</sub>王臣』と云へる經語』は、『一國の土地たる一人の專有に非ずして一國人民の公有に屬せり、而して帝王は一國人民の代理を爲す者なり、故に法律の空認上に於て一般の土地は帝王の所有なりと稱する事有る』の意味に於て



は「歐洲諸國にても英國にても同意同義の原則は依然として保存」されてゐるのである。しかしながら、事實上からするならば、

要するに、率土王臣は一國の人民を擧げて國王の奴隸とならしむるの謂にして、憲法を以て主権者と服従者との關係を定むるの所爲に異ならざるなり、普天王土と謂へば、國民は尺地寸壤をも有する能はずして、與奪の權は一に君主の意見に任せざる可らず、夫れ此の如くなれば、何ぞ社會の幸福を保守するを望む可けんや、日報記者の如きは、名に眩して實を忘れ、空認を以て事實と爲し、君臣の關係、土地の權利は古今異同あるを辨ぜざるより、其説を生ぜしに外ならざる也、抑々日報記者は普天王土率土王臣の通義なるを以て主権の君主に在るを證し、其認めて通義をなす所の全く事實に背違するを見れば、其議論の基礎とする所の極めて不完全なるを知るに足れり、日報記者の妄説を駁す

といはれるがごとく、それは法律上の「空認を以て事實と爲し」、「名に眩して實を忘れ」たる「誤謬」である。主権在君主説は遂に「君臣の關係、土地の權利は古今異同あるを辨ぜざるより其誤謬を生ぜし」ものにほかならないのである。逆にいへば、一國の主権は名義上の問題ではなくして事實上の問題であり、それ故に「朝野新聞」の立場が依然として「熱烈なる勤王論」にかほりないものとすれば、それは「君臣の關係土地の權利は古今異同ある」ことの容認に於いてのみ辯護しえる立場なのであつた。

「報知新聞」の社説によれば、「主権」とは「一國政治を主宰するの實權」であり「立法行政の湊合せる最

上權」であつて「王室特有の皇權」とは「區別」されるべきものである。成程「專制政治の邦國」に於いては、主権と皇權とは區別されえないであらう。何となれば、「專制國の君主は自ら法を立て、自ら法を行ひ、己の立法權を牽制する者なく、己の行政權を限制する者なき」ものであるが故に、「專制國に於ける皇權は則主権」なのである。しかし、立憲政體に於いては、皇權は「帝室特有の盛權なりと雖、猶獨立して爲政の實權を專有する事能はず、則皇權は主権の分體なりと雖、尙主権の全體を形くる事を得ざる」が故に、「王室の握有する爲政權を指して之を皇權と稱し、以て彼の政權の全體なる主権」とは「分明に區別」せられ、さうする「一國爲政の最上權」は「君民の間に存する」ものといはれなければならぬ。しからば、その「王室の握有する爲政權」とはなんであるか。

一國爲政の主権は立憲政體に於て斯く一所一人に專有せしめずと雖、獨立の邦國は諸外國に對して全國民を名代するの人なかる可らず、又全國人民に對しては、政府の全體を名代するの人なかる可らず、英國の君主は則是の尊重なる地位に立つの人にして、外に對する君主の行爲は常に全國民の行爲と認められ、内に施す君主の行爲は常に政府全體の行爲と信ぜらる、故に此尊重無比なる地位に立つ君主の一身は、時としては國となり、時としては政府と爲り、一國最高の上位に在るの貴人なりと雖も、是亦其位なるのみ、其任なるのみ、決して之を以て直に爲政の主権を掌有する者と爲すべきに非ず、何となれば余輩の所謂主権は實權なり、位地の高下を指すに非ざればなり、主権論



君主とは結局外政的には『全國人民』内政的には『政府の全體』を『名代』する機關であり、『皇權』とはさういふ機關たることに於いて保有せられる『尊重無比なる』權利なのである。君主が『尊重無比なる地位に立つ』といふことは、しかしながら『其位なるのみ』であり、『其任なるのみ』である。これに對して『主權』とは『一國爲政の實權』であつて『位地の高下を指す』ものではないのである。『位地の高下』をもつていへば、君主は國家を代表する『尊重無比なる地位』の所有者であるだらう、しかし、專制國に於いては別として、立憲國體のもとに於いては、『一國爲政の實權』は君主の『專有』たるべきものではないのである。ひとはずでに、吉田松陰に對する、『天下とは土地人民の謂ひなり、位の謂ひにあらざるなり』といつた齋藤榮藏及び山縣太華の思辨的理論を想起するであらう。『名は上もなき尊さものなるが、實なければ、長く貴からず、はやく土地人民の權を收めさせられねば、名實全しといふに至らず』といふのが、眞木保臣の尊皇であつたことを、想起するであらう。『法律の空認上』の主權理論はともあれ、事實上かかる『勤王論』が、幕末以來の尊皇論の傳統をうけつぐものではなくして、いはば逆轉せる幕府主義の立場の近代的再現にほかならないことは、餘りにも明かであつた。當時『輿論の大勢』をなした主權在民說乃至は在君民說はその理論に種々の色調を有したであらうが、大要に於いてかかる逆轉的歴史性を有するものであつたことは、辯駁の餘地をみないのである。

當時また椽大の筆を揮つて高知新聞紙上に主權在國家說を唱へる「國家主權論」を掲げたのは、立志社の

理論家植木枝盛であつた。植木枝盛は土佐藩士直枝の子として生れ、明治六年上京して海南私學に學び、七年三月板垣退助の立志社に入り、爾來立志社系の指導的理論家として、九年はやくも筆禍にかかり禁獄二箇月の經驗より崛起して、國志滿々たる筆を十年八月より十一年三月に至る「海南新誌」、「土陽雜誌」、さらに「土陽新聞」、その後十三年三月より十四年八月自由黨設立にまで及び「愛國志林」改題「愛國雜誌」上に揮つてきた。急進的最左翼隨一の理論家として『最も輝しい足跡』を自由民權運動史上に残した植木枝盛の名は、最近に至つて高く評價されるに至つた。『萬國共議政府を設置し宇内無上憲法を立定』してしかる後天下國家安しといふ有名な「無上政法論」または「一局議院論」についてはこれを他に譲るとも、徹底せる天賦人權論を立場とする最左翼理論は『著しく民約的色彩の強かつた國民主權說』をとるものであつたが、依然として純粹にフランス的な共和制をとつたものではなく、むしろ『我が國におけるその不可能を信じ』、『立憲政體は、すなはち、かゝる皇統を無窮ならしむる最も確かな方法である』といふことを『論點の一つ』とさへした。かれはあくまでも『民權擁護と自由確保』を目的とし、『壓制とともに蒙昧を排すること』が『終始一貫せるかれらの態度であつた』といはれる。<sup>(三九)</sup>しかも、この植木枝盛の理論に關しても、ひとびとは在來指摘せられたやうな自由主義移植の理論的構圖の埒外に、かれをみいだすことはできないであらう。『昔より日本の平民と申す者は一向元氣なく、唯自分一身一家の事のみを打ち掛つて更に世の事國の事に心を以て氣を付けず、總て公けの事には甚だ疎く、うかうかして川向の大事でも觀るが如く』『徒らに一身一



家の上へのみ身を働かして更に國家公共の事に心を用ひ氣を付けず、國家の事を視るは恰も他國異域の事柄を觀るが如く、全く之を度外に視る」といふ「卑屈の奴隷に安んじ」、「自由の氣象なく、獨立の氣象なく、政府に依頼し政府に恐怖」する「國家の死民」であつた。だが、「國の事は民の事とは別の事ではござらぬぞ、畢竟國は巨の輻るもの、政府は國の政事を司るもの、政事は人民の事にして人民の事が政じや」しかなからぬ。かくのごときは

昔の時分は兎角に物の道理が分らず、專制獨裁の政治といふものが一般に行はれて、たとへば隋の文帝が普天之下皆朕臣妾と云ひ、又佛蘭西王路易十四世が此の國は即ち是れ朕也、朕即ち國也と云ふた様に、普天の下は皆王土に非ざるはなく、率土の濱は悉く王臣にあらざるなしと、政府の方にて國の土地人民を私し、又全く政府獨りにて勝手に國の規則を拵へ、國の萬事を支配いたし、いたく人民を侮り、始終政府あるを見て人民あるを知らず、國の盛衰強弱も、富も貧も、開けて文明になるも退て野蕃になるも、矢張り政府獨りて持ち居るの鹽梅なれば、更に復た勉めて國を治むるの權柄を政府に收め政府の威光を大にし……政府の威光赫々隆々として、人民猿の如く羊の如く豚の如く紙雛の如き有様に至りて

人民が「政府の法令に屈從して唯々諾々然」たるを太平治平と稱してきた結果にほかならないのである。だが、一國の隆盛は、「人民各々自主獨立の氣質あり、智慧を磨き、徳義を修め、職業を勉め、事務を勵み、卑屈の心を去り元氣を振ひ愛國心を興して相親しみ結ぶ」ことによつてのみ可能なのである。「自由獨立の精

神」に於ける一致結合によつてのみ、一國の強盛は求めえられる。このやうにして、「國は萬人の聚て起つたものなればまた萬人の力で護らねば叶はず、將は國は萬人の相合して出來たものなれば、相合したるうへの憲法を確に定め置かざれば、とても治り難きもの」なのである。「民權自由論」にみえる植木枝盛の理論は、依然として、人民の「自主獨立の精神」をもつて一國の元氣の基礎であるとし、「國を愛し國を憂ふるの心」の根基であるとするものである。「その天は只其生活を遂ぐるを趣意とす、それ天にして已に其生活を遂ぐるを趣意とすれば、その人は必ず其生活を遂ぐべくして更に其生活を遂ぐるを妨害するものを防禦すべきの理あることを知るべし、斯の如くその人にして自ら生活を遂ぐべきの理あり、則之れをその人は天然に生活の權利を有するものといふべし」天賦人權といつてゐるやうに、その理論の根柢には天賦人權説の無批判的信仰があつた。けれども、そのやうな自由の意識をもつて「國の事」を「民の事」として「國を愛し國を憂ふるの心」の根基であるとするこの理論は、「畢竟國は民の輻るもの」とみ國家を人民の國家たるべきものとみる民主主義的國家觀念を立場としてのみ可能であつたのである。「國は萬人の聚つて起つたものなればまた萬人の力で護らねば叶はず」といふ、まさに「自己支配」の原理を根據とする自己防衛の理論に於いて、それは最も端的にあらはれてゐるのである。吉野作造博士が、「植木氏の立言も亦、當時の自由民權論の多くが然りしが如く、自由を天賦の稟性なりとする抽象的信念と個人を充實することが則ち國家を鞏くする所以なりとする功利的常識とに根據を有して居り、而もこの二つの根據は能く消化されずして雜然同一頭腦中に併立して



居た様である』と論評せられたことは、まことに適確であつた。しかも、かかる理論的構圖の成立を可能にしたものは、自由主義の國家原理の容認、逆にいへば日本的國家原理の否認にほかならなかつたのである。だから、かれもまた昂然として語つた——『夫れ天下は天下の天下にして官府の私有に非ざるは今更喋々の辯を俟たず、故に國家は其官民に論なく全國人民の由て以て維持する所以のものなり』と愛國新誌、國會論、第一編

さきにも述べたごとく、かれもまた決して共和政體を提唱したのではなかつた。『今我國にして共和政體を行ふべからざれば則之を行はざるに附すべきのみ、立憲政體を望む事、豈に必ず共和政體を希ふの基なりと云ふ事あらんや』と。いな、かれは、『蓋し我國は世界無比の帝國にして皇統一系綿々として連續し曾て絶ゆる事あらざりしなり、奇と云はざるべけんや、而かも今且つ之をして更に永久に互り、仍ほも絶ゆる事なからしめんと要すれば、國を立憲政體とせざるべからざるなり』と、皇統の一系無窮を計らんがために立憲政治の移植を提唱したのであつた。何故とならば、第一には、共和政治は『必ず立憲政體（君民同治）より漸進したるに非ずして、多くは壓制の極まる處より變行せしものに係り、而して政治の斯の如く壓制に至るものは其原大抵專制の制法にして政府に權勢の限る所なきより出づる』ものであり、第二には、『政府の危害を招き若くは顛覆せらるるが如きは、固より壓制暴虐に關すと雖も、一は人民の地位進歩の如何に關するもの』であることは、『彼の佛王路易十四世の如きは其暴虐路易十六世に超え、人民を壓制せる事遂に十六世に過ぎたりと雖も、四世は天命を終て六世は刎首せられたるが如く』であるからである。立憲政體を設立して君

主の暴虐壓制を抑制するはやがて君權の永久を保證する所以なのである愛國新誌。そのみならず、『立憲政體は君主の權を確證するものにして君權を殺ぐものに非ず』。何故とならば、かれは斷乎として云ふ、

夫れ人誠に之を思へ、彼の君主なるものは本と是れ如何なるものぞや、古來世間に君を以て天の定むる所なりと爲し、支那に於ても君を以て五倫の一に次し、父子兄弟等の天然に係るものと同視する事ありと雖も、然かも何の地を見るも、未だ人民なくして君主なるものある事なければ、君主は孟子の所謂邱民に得て王たるに相異なく、人民を待て成るものと云はざるを得ざるべく、人民に因らざる者は決して君主にあらざるなり、それ然り、君主の身分既に人民の承認より成る、君主の權も亦た必ず人民の承認を以てせざるを得ざるなり、若夫れ人民の承認より成れるの君主にして、然り而して人民の承認を以てせざるものは之を君權と謂ふべからず、蓋し之を匹夫の權と爲すべし、又暴權と爲すべし、何となれば則君權とは君主の君主たる權利にして、須く君主の爲すべき所を爲すの權利れば、若しも這域を逾越する者は初めより之を君主と云はずして匹夫と云ふべく、君權と云はずして暴權と謂ふべし、故に國家に於ては君主の當に爲すべきの職分を行ふ者ありてこそ國に君ありと謂ふ可けん、君の位ありと雖も其人匹夫の事を爲して君の職分を行ひ本務を盡さざれば、之を國家に君なしと謂ふべし、斯の如き者は君主に非ずして匹夫なれば也

と。かくのごとく、『君主は其本既に天然に非ずして社會の製作に成り、人民の承認する所のものを行はしむ



が爲にして、人民の承認せざる者を施さしむるが爲に非れば、立憲政體は「曾て君權を殺ぐもの」ではなくして、「只々明確に君權民權を定むるもの」であり、やがて人民天然の權利を明確にし、社會の製作に成れる「君主の位に居る者をして、無法の暴壓を爲さしめざらんとするもの」であり、「匹夫の域に至らしめざらんとするもの」である。かく立憲政體は、「君權を削るもの」ではなくして、單に「暴恣を防制するの牆壁」であるが故に、共和政治への「變行」を防ぎ、「世界無比の帝國」をして「更に永久に亘り仍ほも絶ゆる事なからしめる」所以である。愛國新誌、立憲政體辨。

事實、いまや「全國の人智は駸々乎として日に月に改進に赴き、自由の何物たる、權利の如何を了解するに至り」。「速く舊來の政治を革め國會を起して人民に參政の權利を與ふるに非ざれば、開智の風潮は何れの所に壞決するや、未だ豫め測る可らざる」とき、「此時に當て其責を負ひ」立憲政體の聖詔をくだしたまうたのであるから、「然らば則國會の開不開は、唯り我儕人民の幸不幸に係るのみならず、又實に王室の盛衰に關する」のである。「嗟乎、我廟堂の諸賢よ、速に國會を起して憲法を制定し、一は以て吾儕人民の幸福を増進し、一は以て我皇統連綿たる王室をして永く各國に赫々たらしめ、以て國家の安寧を維持せらる可し、否らざれば乃ち不測の災害を醸成する事あるも、未だ知る可らず、殷鑑遠からず英佛に在り、豈思はざる可けむ哉、——かれはいまや揚々として語るのであつた。愛國新誌、國會論、第一四編。

植木枝盛の君主論はすでに支那的な合理的民本主義に還元されてゐた。さうした合理的君主觀に還へされ

ることに於いて、かれの民主主義的立場は自己容認をえたのである。かれが「人民の國家に對する精神を論ず」と題して「愛國新誌」第十三號以下に掲載した論文は、このやうなかれの立場の有する政治思想史上の意義を一層明白にするであらう。

かれによれば「人民の國家に對する精神」即ち國家觀念の發達は三段階に類別せられる。第一の段階は、或は君を以て天の立つる所なりと稱し、或は君を以て神種と爲し、又その宗教と合して人民の形體精神を一個に支配し、或は君權を以て天與のものなり抔と唱へ、最も君を尊重のものと爲し、最も君權を盛大のものに造り成し、而かも人民をして最も卑屈にして専ら己れに服従する事をのみ知らしむるの道を爲すを以て、若しも一般人民の元氣之を破りて其範圍を脱するに足る者は格別なれども、その然らざる者は漸次馴致して愈卑屈の者となり、習て常となるに至つては、人民たる者の精神の主部に君と云ふものあつて、未だ國と云ふ者なく、又己れと云ふものなく、君に奉公を爲ると云ひ、君に忠義を盡すと云ひ、尊王と云ひ、勤王と云ひ、君に従ひ、君を諫むると云ひ、君の御用を勤むると云ひ、君の爲めに死すると云ひ、租税を納むるも之を己れの爲めに納めると云はず、國の爲めに納むると云はずして、乃ち之を君の爲めに納むると云ひ、彼れも君、此れも君、己れを捨てて國を後にし、己れの事も國の事も皆な之を擧て君に歸し、君を大切にし、君に服従する事を知て其他ある事を知らざる似しといふ状態をいふ。その「第二」の段階は、



君は民の爲めに立つる者にして、政府は人民を保護するものなりと云ふ事を究め第一段の精神は漸く變じて、彼の精神の主部に印したる君の字は自然稀薄に歸するも、昔日の宿習徒た其形を變へて這度の精神の主部に國と云ふものを印し、昔日の盡忠は今日に至て報國となり愛國となり、君の爲めにと云ひしものは國の爲めにとなり、君に従ふと云ひしものは國法に従ふと云ひ、君の爲めに盡すと云ひしものは國家の義務などと云ふに至り、其物少しく大にして其事稍廣くなるに及べり、

といはれる状態をいふ。この第二の段階に於いては、『君と云ふものを變じて國と云ふものになりしは固より一大進歩なりと雖も』、『猶未だ曖昧なる境域を脱離する能はずして、判然政府と人民との二者を區別する能はざる』をみるのである。かくてその『第三』の段階は、

人民たる者は全然人民と云ふの地位に居して、吾々人民は如何、吾々人民たる者は如何と云ひ、政府は政府たるの職分を爲せ、人民は人民たるの権利を行はんのみと、要するに、治者と被治者との分界を劃別し、人民に治者交りの氣取りを帶ぶる事なく、吾々人民と云ふの氣象を保ち、精神の主部に己れ人民と云ふ者を置くに至る

といふ状態をさしていふのである。植木枝盛に従へば、當時の日本は『氣の毒ながらも』その『第二』の段階にあるものであつた。

しからば、その『第三』の段階に至れば、どのやうになるべきであつたか。そのときこそ、『人民は國の主』となるのときである。『人民は國の主たるのみ、己れの御都合をこそ見計ふべけれ、歷程も政府の御都合を考合すべき義務はなきなり、己れの言ひ度き時には之を言ふべく、建言したき時は建言するのみ、理窟も糞もある事ならんや、只彼の昔しの封建時代にて君臣の間柄今日と同じき事なく、國家は擧な是れ一君の私有にて人民は皆々一君の奴隷に係る事ならば、人民否臣僕は君様の御都合御時節御場所も屹度見合せ考合せなければならぬ筈なるべけれども、今日に至ては天下は天下の天下にして、人民は人民の人民なりと云ふ事も判然としたる上は、何の譯あつてか復た昔しの仕法に倣ふべきあらん』——そのやうに『天下は天下の天下』にして、人民が『國の主』となる民主主義の時代でなければならぬ。そのとき、『民權』はもはや『國權の奴隷』ではなくなり、『國權の爲めに民權を張る』べきではなく、『民權を張らんとするは民權を張るが爲めのみ、國權を張るも亦民權の爲めに之を張るのみ』、『實の道理を云はば、民權を張るは己れが自由安全幸福の爲めに之を張るなり』といふデモクラシーが要請されなければならなかつた。『人民たる者の精神の主部に印したる』君の字が、國に變つた民本主義の時代が當時の日本であるならば、さらに移つて『民が國の主』となる民主主義の時代をこそかれは要望したのである。だが、かれのいはゆるその『第二』の段階は『君は民の爲めに立つる』といふ支那的君主觀によつて、『己れの事も國の事も皆な之を擧て君に歸する』絶對尊皇の國家原理が否定せられた段階であるとすれば、その『第三』の段階は支那的專制主義の理想であつた『天下は天下の天下なり』といふ理念への逆轉の段階であつたのであらうか。さうして實際民主主義のも



とに於いてこそ、國權は民權のために、國家はその主なる人民の自由安全幸福のために存在するであらう。自由主義は徹底的であればあるほど露骨に日本の國家原理から背馳してゆく。しかも、そのことによつて、いくたび例證しても、遂にその立論の根據の非日本的性格が徹底的な支那的原理への逆轉に於いて自己曝露されてゐることは、一體何たる奇蹟であらうか。議會主義政治理論の論據となつた思想が、あらゆる類型に於いて、奇蹟的にも幕府主義政治理論の論據をなした支那的原理であつたといふこの事實は、ひとをしてそれの妖魔のごとき思辨的魅力に驚駭せしめると同時に、その否定に於いて認證せられた尊皇精神の傳統が、それへの逆轉に於いて破壊せられようとするに至つた時勢の急轉に震撼せしめるであらう。

ところで、不可解なことは、この徹底せる自由民權論者が、翻轉して、「士族果して無用なる乎、果して財産なきか」、「何ぞ封建世の精神を愛せざる」と題して、士族擁護の論說をもち「愛國新誌」に連載してゐることである。

『近來天下の人喋々として謂て曰く、當時の我國の士族は無産無資なり、故に今に於ては敢て天下に奔走して國家公共の事に盡力せんよりは、寧ろ先づ我一家の財産を立て獨立の資本を作つて而後に其他に及ぶべしとし、閭國の士族往々之に雷同し、或は耒耜を把て開墾を事とし、筆算を執て商業を營み、甚しきに至ては尾を垂れ首を俛し政府に特別の保護を仰ぎ、以て事業を起し製産を興さんとするに至れり』——封建制下の敗殘者であつた士族の、それは同情すべき流浪の姿でもあらうが、また新時代に活路を求める更生の相でも

あつたであらう。さうして世間は口を極めて、『曰く士は國家の居候也、曰く士は良民に非ざる也、却て良民の邪魔物也、曰く不平士族の害や多し、曰く頑固士族は開化の妨礙なり』と罵つた。それらは、『要するに、士を卑め、士を下し、士を惡み、士を斥くにあらざるは』なかつた。常職をとかれた士族のゆくてこそ、哀れむべきであつた。民主主義者植木枝盛は、しかしながら、哀れむべき士族を鼓舞していつた、——『士族諸君よ、卿等は敢て不慣の開墾を止めよ、不熟の商業を止めよ、而して卿等は卿等の有する所の智識を用ゆべき土田を開拓せよ、又之を擴充せよ』と。そして、かれは士族を辯護してゐなかつた。

今夫徒に局促たる法律を以て之を言はば、士已に常職を釋してその義務を負はざる以上は復た舊來の俸祿を受くるの權理なく、而も仍ほその之を受くるものは是れ居候なりと言ふも、言ふに言はれぬ事はなきや否を知らずと雖も、然かも士は舊來に在て獨り専ら國事を擔任し、重くも國家の大義務を特り己れの背に負ひ、國家を守護し國家を泰山の安きに置き、萬人をして非常の苦みを受けしめず、(制度上に就て士と平民との權利に不同ありて、士の平民に對する稍、殘酷なるものありしは格別の事なり) 國家の大權を維持して、その獨立を失はしめさりしが如き、多大の功勞ありしものにして、一朝國勢の變したるが爲めに、その常職を釋かるるに及ぶも、人間の心身は遽かに變ずべきものにあらざるが故に、士たる者一朝に全然豹變して大に其性質業態を異にする商や農やに成るを得べき理なく、又その心事も右に言ふ如く遽に變易せずして、縱令政令上にはその常職を釋かるるも、その愛國の心報國の志は必ず消去



しるべきにあらざれば、他より何んと言ふとも評するともその實は矢張國家の精神を保ちて命脈を提繫するが如き、平民の隷ばざるもの尠なからず

と。新時代の敗殘者ともいふべき士族は『實に封建時代の尤物』であり、『社會上等の地位』に養はれ、『愛國の精神公共の思想は世界各國に徴して特に出格に係る』良民であり、依然として『國家の精神を保ちて命脈を提繫する』柱石である。これに反して平民は、

而して平民の如きは、我身一人一家の産業こそ自營なれども、國家公共の事は則ち自ら治理するの心に乏く、知識も元氣も士に較して決して優る事なく、進て取るべき権利を取る能はず、伸ぶべき自由を伸ぶる能はず、憐れ至極なる人民たるのみ

といふがごとく、『昔日より少しも國事に關與せざりし』平民は『一人一家の産業こそ自營する者』ではあるが、『國家公共の事』を擔任する國家意識を有しないのである。かれは、『上下社會の區別を論じ』愛國、結局『從來政治世界を放任せし巨商豪農及び力役者の如き』をみな下等社會のものとなしてゐるが國會、封建專制時代に傲然として尊貴を誇つた『士族の精神』を『國家の命脈を提繫する』柱石であると思惟する植木枝盛の立場は、いふまでもなく立志社のそれを代辯するものではあるが、そこには依然として自由の意識を國家獨立精神の根基であるとする思想の強い發露をみることができざるであらう。

實際、鎖國的封建制度下に於いて『政治世界を放任せし』庶民はその政治的自覺の閉された稀薄さに於い

てたしかに國家意識を缺如してきたのである。さうした封建的庶民をして、いかにして國家的國民たるの自覺をえさしめるかといふことは、明治維新の重大な課題であつた。自由主義の移植は、國家獨立の精神を支柱として、そのやうな課題を解決する唯一絶對の手段であるといふ構圖のうへに行はれたものなのであつた。必致的に要請せられたる『獨立不羈』の擁護のために、封建的庶民をして國家的國民に鍊成することが焦眉であればあるほど、自由の意識の喚起は急を要した。議會の開設は、さうした庶民の政治的自覺を喚起し、『國家公共の事に關與する』國家的國民たるの自覺を喚起するの絶對的機曾であると思惟せられたのである。武士の身分常職は解かれたけれども、常に『國を愛し國を憂ふる』をもつて任となした『士族の精神』はかかる『愛國の精神公共の思想』を涵養するの楨杆であるのみならず、依然としてこの必須的の要請に於ける柱石であらねばならなかつた。しかも、自由主義はそれが本來國家的であるよりも市民的同質性の意識に根差すところの、資本主義の發展と密接不可分の關係にある個人主義として功利主義の所産であるが故に、武士的同質性に於いて國家的國民意識の涵養をはからうとするこのやうな理論は、悲しむべき現實によつてのみ答へられなければならなかつた。『今我邦都人士の状態を觀るに、其公私に在る者に論なく、咸な所謂商賈氣風なる者を吸收し、唯卑劣偏私の利欲のみ是れ計り、亦敢て眞に國家の事を憂慮する者なきが如し、嗚呼、我邦の公德は既業に地に墜ちたり、否愛國心は殆ど地を掃ふに至れり、吾儕安んぞ勇往奮起して同志諸君と共に、此愛國心を挽回せざるを得ん哉、噫』愛國新誌、都人士は何ぞ愛國心に乏しき耶——四民平等は勢ひ市民的同質性への



解放に墮し『士族の精神』さへ資本主義の流潮におしながされなければならなかつた。自由主義の移植は、結局その『牆壁』たることはできなかつたことは、けだし、やむをえなかつたのである。それは自由主義移植の理論的構圖の非國家性によつてではなくして、自由主義そのものの功利的本質の致すところであつた。明治維新に於ける主導的役割をはたしたのは、武士であり士族であつた。

元來、武士こそは一身の名利を捨てて國家と休戚を同うすべき任をもつものとして鍊成せられてきたからである。この事實をもつて、明治維新の歴史的意義をそのやうな武士といふ『身分』が主導したものであるといふ解釋のなかにみいださうとすることは、重大な誤謬である。そしてこの事實の故をもつて、封建的身分制度は廢棄されても『愛國自尙の情義』に富む『士族の精神』は依然として新日本の命脈を維持するにたるものと思惟せられたのは、當然である。しかも、『武士の精神』であるところの『愛國自尙の情義』は、一點『忠君』の道德を源として流出せられるものなのであつた。市民的基礎に立つ自由の意識をさうした『士族の精神』と同義的に認識したことは、自由主義の發展にとつては最も力強い應援であつた、けれども、自由主義の發展は『武士の精神』を維持することに對してはむしろ致命的な敵性を有するものであつたのである。<sup>〔四〇〕</sup>

萬機公論の御誓文を論據とし民選議院設立建白書の上提を契機として果敢に展開された議會主義政治運動の理論は、一國の『獨立不羈』を願望してやまぬ獨立精神を支柱とすることによつて、はじめてその發展性

の基礎をみいだしたものであつた。換言するならば、國家及び政治から閉された封建的庶民をして國家的國民にまで鍊成するといふ歴史的課題に對する解答であることに於いて、かかる自由主義議會設立運動の發展性が認められたのである。かかる自由主義移植の理論的構圖は、前節に於いて分析されたやうに、自由主義の認識に於いて最初から組織立てられた形式のうへに描かれた。このやうにして移植せられた自由主義の理論は、反國家的なものでも、非國家的なものでもなく、國家的なものであつた。總じて自由民權論として觀念される明治の自由主義が、いづれも『勤王報國の主義』に立つものであるといはれる所以は、ここにあつた。『士族の精神』を四民に解放するものとしてさへ意識されたところの、議會主義政治理論のこのやうな歴史的 성격は、ここに分析してくりかへし到達しえた結果によつて十分に共鳴首肯せられたであらう。

顧みれば、支那に於ける民主主義革命運動が、いはゆる『救國主義』の旗印に於いて所有した性格と、それはあたかも同様の歴史性をもつものなのであつた。歐米列強の飽くなき所有慾のもとに植民地化せられんとする東亞の歴史的運命の共同性が、そこに生々しく想起されるのである。英國及び佛國による『外國支配』からの自立といふ歴史的要請のもとに構想せられたドイツ自由主義とも、この點範疇を一にするであらう。古き言葉をもつてすれば、それは後進性、そして特にアジアの後進性といはれてきたものである。『精神の王國の碑銘』にまでたかめられたドイツ自由主義が、いまなほ清算せられざる封建的色彩を隨處に残してあるといはれることは、他の論者に任すであらう。『民權思想の發芽に對して不毛の土壤であつた』舊支



那社會の『散かれたる一片の沙』を國家的民族にまで鑄直さうとした民主主義革命の成果が、依然たる中華意識の打碎かれた發露の強靱性を除けば、『畏懼』の念であり、『諂媚』の念であり、さうして『依頼』の念への『墮落』であつたといふことは、忘れられてはならない。ところで、その虚構性に對する懷疑から發して、やがて『共和制支那の師匠たちが道をさき開こうと試みてゐるのは、過去の廢墟の迷路を通してのことであつた』けれども、支那思想の有したその虚構性の故に、そのいはゆる『聖哲と王との一致』の政治が、いはば禮讚と憎惡とに於いて歐米に於ける近代的合理的專制主義と民主主義の成立の媒介となつたといふことは、注目に値した。そればかりではない、同様の憎惡とそして禮讚に於いて支那民主主義革命は戦ひとられたのである。『所謂普天之下莫非王土、率土之濱莫非王臣』といふのは、國家を君主の家産とするものであり、かくのごとき學説はすべて君權を神權として辯護するものであつて、社會科學的根據を有しないのである、國家とは神の設立せるものではなくして、社會進化過程中に自然に發生せる一種の社會形態である、従つて、國家は君主一人の家産ではなくして、乃ち全人民共有する所の團體である』しかし、『古聖天下爲公の義』によつて、孔孟の大同民本思想、『天下は一人の天下にあらず天下の天下なり』といふ民本主義の古義にかへることによつて、支那民主主義革命は徹底的な君主政治の否定として遂行された。このやうに飛躍的にして根本的的革命が、支那にいかなる幸福をもたらしうるか、それは世界史上の疑問であるであらう。しかしながら、事實上、獨り清王朝といはず、およそ『王朝支配』が支那民衆にとつて『征服』または『篡奪』

といふ憎惡すべき仇敵による支配たる性質を有してきたといふ哀れむべき歴史的履歷の故に『人民の自己支配』の道が理論上容認されるべき根據は存在するのである。白崇禧はじめ民國の政治家または歴史家によつて『民族革命の動機』をなしたものといはれる大平天國革命即ち長髮賊の叛亂に際して、その成行きに深甚の關心をもたざるをえなかつた吉田松陰でさへ、

支那人常自尊爲中華、賤外國爲大羊、而一變爲蒙古、再變爲滿洲、所謂中華之人、蓋不能平矣、然其俗以一爲大、丕炎以下、大義所不容、明教所不恕者、至于其統一寰區、則舉以爲天子、不疑、况乃疑於蒙古與滿洲乎、父之所以爲賊者、子可以爲君、子之所以爲君者、孫可以爲賊、忠孝之訓、雖載諸空言、不能施於實事、凡如此者、彼皆習爲常、然至如蒙古滿洲、人心猶或知惡之、是洪錢之所煽其民也、夫洪錢、中華人也、率中華人、攻滿洲賊、其名可謂正矣、滿洲一統天子也、奉王命、討亂賊、其名可謂正矣、然則二京十八省之民、孰從爲正、孰從爲逆、是吾之所爲支那人深悲也、然使洪錢之黨、初不薙髮、不截袖、不踐天子之地、不食天子之粟、奉崇禎之正朔、而至今日、則吾與其義、而支那寧有此一人哉、然則洪錢之義、遂不可與也

野山獄文稿、與  
赤川淡水書

と洪秀全の行動に黑白の決をあたへえなかつたのである。清王朝に對する長髮賊の叛亂、即ち太平天國革命に對して道義的判決をあたへえなかつたのはわが吉田松陰にかぎらない。支那人自身が遂に去就を決しえな



かつたところである。「清史稿」が洪秀全の行動を評論して遂に論定しえず、

秀全以三匹夫一倡革命、改元易服、建號定都、立國逾三十餘年、用兵至三十餘省、南北交爭、隱然敵國、當時竭天下之力、始克平之、而元氣遂已傷矣、中國危亡、實兆於此、成則王、敗則寇、故不必以一時之是非論定焉

と筆を擱かざるを得なかつた事實は、これを雄辯に物語つて餘すところはないではないか。だが、翻つてわが國を顧みたまへ、

獨吾國 皇統綿綿、與天壤無窮、下至邦國茅土之封、與山河無竭、故天下有難、億兆臣民、皆當死之、邦國有難、封疆臣民、皆當死之、億兆臣民、不可皆死、則皇統與天壤無窮、封疆臣民、不可皆死、則茅土與山河無竭、此義卓越萬國、支那以下、莫能及也、前掲與赤川淡水書

まさにさうではないか。この義萬國に卓越して支那以下の到底及びえざる國家が、わが皇國なのであつた。

そのやうな哀れむべき歴史的履歴をかかつて有せざる日本に、よしんばその『獨立不羈』を切願する國家意識の熾烈さに支持せられたものであらうとも、自由主義を移植するといふことは、根本的な謬妄であつた。ひとびとはすでに認證せられてゐるであらう、――『所謂普天之下莫非王土、率土之濱莫非王臣』といふのは、國家を君主の家産とするものであり、かくのごとき學説はすべて君權を神權として辯護するものであつて、社會科學的根據を有しないのである、國家とは神の設立せるものではなくして、社會進化過程中

に自然に發生せる一種の社會形態である、従つて、國家は君主一人の家産ではなくして、乃ち全人民共有する所の團體である』といはれたその憎悪が、いかにあらゆる場合に於ける議會主義の理論的根據とせられたであらうかを。かかる自由主義の成長は、斷じて『報國の大義』を明徴にする所以でなかつた。しかも、あらゆる場合に於いて辨析せられたやうに、歐米の民主主義の原理は支那的『天下爲公』の思想を媒介としてのみ行はれ、議會主義の移植は遂に『天下は天下なり』といふ支那的原理への逆轉に於いて構想せられたのであつた。逆轉といふのは、その原理が實際幕府政治の理論的根據として宣揚せられたものであつたこと、明確に論證されたごとくであつたからである。そしてその逆轉性は、『位は尊れども政には豫らず』と唱へられた幕府主義、『政權の武門に歸するは適ま、天朝の悠久なる所以なり』といはれた幕府主義的尊皇への、それが逆轉にほかならなかつたことによつて、一層明瞭に裏づけられた。明治十年服部徳民がルソーの『民約論』を翻譯公刊したとき、中島雄はその序文に於いて、『蓋し周公は參政の權を闔國の男子に與へんと欲する者なり、乃ちこれを民權論者の始祖と謂ひつべきのみ』といつた。後年に至つて中江兆民は、なほ、『民權是れ至理也、自由平等是れ大義也、此等理義に反する者は竟に之れが罰を受けざる能はず、百の帝國主義有りと雖も、此理義を滅没することは終に得可らず、帝王尊しと雖も、此理義を敬重して茲に以て其尊を保つを得可し、此理や漢土に在ても、孟軻、柳宗元、早く之を覷破せり、歐米の專有に非ざる也』と説いてやまなかつた一年。明治十六年下野の石川利之が家産をかけて編著せる「萬國龜鑑」は、古今東西の人物を



それぞれ嚴父慈母以下三十項の徳目に分つて尙論しようとしたものであるが、第二十卷立志發明自主民權の各項、特に『民者天下之大本』といふ民主主義をもつて民權の類型觀念となし、ハックル、ミル、ルソー、モンテスキュー等々を混同列挙してゐるごとく、このやうに淺薄な思想的錯亂の結果を示すにたるものであらう。かつて後藤末雄博士は、その精彩ある研究の結論として、『支那思想は先づ佛國に西漸し、革新思想と共同して現代の實證的社會を建設し、次いで遙々、佛國から革新思想と相携へて我國に渡來し、徳川幕府によつて重用せられた儒教思想と邂逅し、再び革新思想と提携して、遂に我が日本に於いて其の精華を完全に發揮した』と論斷せられたが、その『佛國革新思想』が『徳川幕府によつて重用せられた儒教思想と邂逅し』、自由民權思想を『朝野に磅礴』たらしめた景觀は、實にかくのごときものであつたのである。成程、わが國に移植せられた自由主義は、支那の場合のごとき君主制の完全な否定を期するものではなかつた。しかし、それはそれをしてその内部に於いて執られる實務とはなんら關係なき『官廳建築物の裝飾せられたる前面』たらしめずんば、やまなかつたことは、確かである。『曩に王路易第十五の時、若くは王路易第十六在位の初年に於て、宰相大臣たる者假に身を數十年の後に置き、同心協力して一々舊規の陋を除き、易ふるに新圖の美を以てせば王路易第十六の末年に至りては、唯一歩を進めて民主平等の制に入るのみにて足らんのみ、王路易は則ち悠々然として議院に臨み、其冠を脱し、其劔を釋き、ロベスピエール以下の人士を一揖し、溫和の顔色にて微笑して曰はん、公等之を勉めよ、我も亦民籍に入りて國の爲めに力を効さんと、因て妻子を

携へ州郡沃饒の地を擇び、山水明媚の勝を卜し、多く美田宅を買ひ、優遊以て身を終へて、高踏勇退の美名をも後世に施すことを得たらんのみ』——と「三醉人經綸問答」に書いたところの人はまた、『嗚呼民主制度なる哉、民主の制度なる哉、君相專擅の制は愚昧にして自ら其過を覺らざる者なり、立憲の制は其過を知りて僅に其半を改むる者なり、民主の制は磊々落々として其胸中半點の塵汚無き者なり』といふ豪傑の客の説を敢へて否定しえず、『君眞に民主思想を喜ぶときは、之を口に擧げ、之を書に筆して、其種子を人々の腦髓中に蒔ゆるに於ては、幾百年の後凡々然として國中に茂生するも、或は知る可らざるなり』と激勵した南海先生その人であつたではないか。

## 四

かかる情勢下に世論激昂の油を注いだものは、十四年三月付をもつて元老院議長有栖川宮熾仁親王によつて密奏せられ大隈重信の十六年首議會開設の建白書及び七月に於ける關西貿易商會の北海道開拓使官有物拂下願書の提出が醸成せる政變である。恐多くも、東北御巡幸中の出來事である。大隈參議及びその黨與の一齊罷免、拂下問題取消、そしてこの政變の結果として、明治十四年十月十二日、明治二十三年を期して國會を開設したまふべき『勅諭』が渙發せられたのである。

『朕惟ふに人心進むに偏して時運速なるを競ふ、浮言相動かし、竟に大計を遺る、是れ宜しく今に及て謨訓を明徴し以て朝野臣民に公示すへし、若し仍ほ故らに躁急を争ひ事變を煽し國安を害するものあらは、處す



るに國典を以てすへし、特に茲に言明し、爾有衆に諭す』——叡慮のほど恐察したてまつるべきである。『夫兵馬の大權は朕か統ふる所なれば、其司々をこそ臣下には任すなれ、其大綱は朕親之を攬り肯て臣下に委ぬへきものにあらす、子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ、天子は文武の大權を掌握するの義を存して、再中世以降の如き失體なからんことを望むなり、朕は汝等軍人の大元帥なるを、されは朕は汝等を股肱と頼み、汝等は朕を頭首と仰きてそ、其親は特に深かるべき、朕か國家を保護して上天の恵に應じ祖宗の恩に報い、みらする事を得るも得ざるも、汝等軍人か其職を盡すと盡さ、るとに由るそかし』——畏くもこの『勅諭』と相前後して軍人に賜りたる『勅諭』が渙發せられたのは、實に翌十五年一月四日であつたことを忘れてはならぬ。

さうして、このときわが帝國憲法の根本主義は、

之を要するに、武門僭權の日より君臣の名分紊亂し、維新の政日尙ほ淺くして復古の業未だ整頓せざるに、歐米の新説を輸入し、輕躁浮薄の輩、彼我建國其體の異なるを辨せず、動もすれば彼の規矩を取て我が國體を論じ、甚しきは則ち主權の在る所を疑ふに至る、今にして君臣の名分を正し、國土人民所領の主權を明らかにするに非らざれば、人心歸向する所を失ひ、終に收拾す可からざるに至らん、十五年七月三條實

と憂慮措く能はざりし岩倉具視が、十四年七月に提出せる『欽定憲法』の『大綱領』『綱領』のもとに確立

せられたのである。かくして、國約民約憲法論、英國的立憲制度、一院制、主權在民在君民說等々の民主主義的思想の『全き克服』に於ける『天皇親裁主義』のもとに、わが國立憲政治の『基本主義』は『搖ぎなく確立』されたのであつた。

このやうにして確立される『憲法の構成が國體を表現したもので、日本独自の形體を備へたものである』四三とは言ふまでもなす。であるから、『帝國憲法の本質はあくまで肇國の精神の具體化にある』のであつて、『近代の西洋に流行した主義としての自由主義や個人主義の如きものに拘泥する所のものではない。』四三牧博士によれば、そこにあるものは、『西洋文化攝取の面に於て肇國の精神を擴充するに至つた』ものなのである。四三『形式的には明治期法制は、徳川以前の法制と斷絶してゐる、けれ共、其實體は永劫に變らざる日本精神であり、此の上に於て法制の諸形態は時と共に發生展開斷滅してゐるに過ぎない、法制の諸形態は若干の影響を日本精神自體に與へつ、も夫れ自體、直接的なる影響を日本精神より受け變轉してゐるのである』であるから、その景觀は、『其の精神に於て日本本然の心に還り、其の様相に於て新しき衣を著する事となつたのである』四四といはれるところの四四小早川助教の結論に對してもまたひとは異論を挟みえないであらう。この『基本主義』の確立以後に於ける憲法草案起草の苦心、別して、恐多くも明治天皇の御親裁の御跡を仰ぎたてまつり、條文に溢れる欽定憲法の本質が炳として國體を顯はしてゐることを疑惑するものはないであらう。

しかしながら、立憲政治の現實がかならずしもそこになかつたといふことも、歴然たる事實である。主憲



政治の現實が、依然として、『克服』せられざる自由主義の理論のもとに展開せられたといふことは、世人の記憶に新たなるところである。講壇政治學が、主として日本の歴史性を依然たる後進性の意識に於いて分析しつつ、自由主義政治理論の全き實現を主張しつつけてきたことは、前節に指摘したごとく、『近代國家の生成發展を促した最も深大にして根幹的なる思想』を『自然法的なる社會契約説』にみいだすことによつて、『何よりも、國民をかくの如き、自由にして能動的なる、政治國民として自覺せしめ、かくの如き國民意志が政治の生きた原動力として働くべき、原理機構を確立するにこそ』、『我國に於ける政治の目標』があるべきあり、そこにこそ『真正なる「舉國一致」の生るる理』があるのであるといふ學說の依然たる指導性にみられるであらう。

もし君倉具視の『天皇親裁主義』が帝國憲法の根本主義として貫徹されたのであるならば、それは次のごとく、

謹で案ずるに吾が 皇祖は 天祖の命を受け初めて此國土に君臨し給ふより 皇統一系萬億斯年に傳へて變らず、國土は則ち 皇室の國土、臣民は則ち 皇室の臣民にして、誠に 天子は四海に家するの義に適合し給ふ、故に國家と謂へば吾 皇室國土及臣民を合稱し、國政は即ち 皇室の公務、政府は即ち之を舉行する所の府にして、 皇室政府始めより二あるに非らざるなり、而て政府の百官有司は天子の國政を舉行するが爲に任命し給ふ所にして天職を翼け人爵を受くる者なり、 天子は此衆職を總

へ治政の大權を攬り給ふ、之を天職を盡し給ふと謂ふ、故に一國の主權は 天子の掌握に在るは固より論ずるを俟たざるなり、豈に國土臣民を有せずして獨り 天子たるもの有らんや、何ぞ復た土地に官有民有の區別あり、皇室と政府は別物たり、百官有司は他の臣民の使役者たり、主權は君民の間に在りと云ふの理あらんや、抑君臣の名分儼然として正しく立ち、君は愛育撫恤の徳を施し、臣は奉戴贊翼の誠を致し、上下愛敬親睦千古渝らざる者は、是れ吾が 皇國の國體にして世界萬國に冠絶する所以なり、然るに近來洋學新奇の説に、眩惑し横議を逞ふする者、叨に此金甌無缺の國體を以て野番視し、外國君臣爭奪比隣博噬の間に成る所の國體を以て文明視し、其甚しきは則ち天約民約等の妄説を信じ、國土は本來人間の共有にして後世力優る者功を加ふる者之を占有すと謂ひ、人類は素是同權上下貴賤の差ある無し、但國君能く人の上たるを得る者の其下を保護するの約を守るに由ると爲す、故に主權は君臣の間に存すと謂ひ、或は曰く政府は人民の立つる所、王室は唯是舊族大家のみ、大政を主裁するの外は人民に異なることなし、或は又曰く、租税は人民の給する所、之を以て官吏を養ひ政務を記す、故に官吏は人民の傭使のみと、凡そ此等の論、他の建國の體より言へば則ち不可なるなきが故しと雖、吾が君臣始より其分あるの國に在り尙ほ之を假て政治を講ずるの典據と爲さんとするは、蒙昧杜撰尤甚しと謂ふ可し、況や人民が定むる所の憲法を以て 至尊の天職を規矩し大權を檢束せんと試みるに於てをや、

揭意  
見書

十五年  
七月前